第８期
守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（守谷市成年後見制度利用促進基本計画）

令和３年３月

守谷市

はじめに

～住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや～

平素より市民の皆様には，高齢者福祉行政に御理解と御協力を賜り，心より御礼を申し上げます。

さて，守谷市の高齢化率は，現在 22.6％ですが，2040 年にはいわゆる団塊ジュニア世代の方々が 65 歳以上となることから，高齢化率は28.5％に達し，市民の皆様の3人から4人に1人が高齢者となる見込みです。

ひとり暮らし高齢者や要介護（支援）認定者，認知症の方が年々増加することが見込まれる中で，地域での暮らしを支えるため，また，要介護状態への移行を可能な限り遅らせるためには，介護予防及び健康づくりが重要な課題となります。

本市では，「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」を基本理念とした「第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき，医療・介護・介護予防・生活支援等の包括的な確保に取り組んでまいりました。この取組により医療・介護サービスの充実，介護予防・健康づくり，地域共生社会の実現に向けた地域づくり等，「地域包括ケアシステム」の構築を進めることができました。

この度，これまでの理念を更に深化させ，「住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや」を基本理念に，「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

本計画では，人生 100 年時代の到来に向け，「いきいきシニア王国もりや」の実現を目指して，健やかで幸せに暮らせるまちづくりを目標とした取組を推進してまいります。また，成年後見制度を必要とする人を適切な制度の利用につなげられるよう，「守谷市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に位置付け策定しました。

令和2年1月に国内でも発生した新型コロナウイルス感染症は拡大を続けており，感染予防対策を行いながらの日常生活を余儀なくされております。今後，高齢者の皆様をはじめとする市民の皆様が安心して暮らせるよう，ワクチン接種事業や感染予防対策にも取り組んでまいります。

最後に，本計画の策定に当たりまして，守谷市保健福祉審議会及び守谷市地域包括支援センター運営協議会の皆様をはじめ，貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

守谷市長　　松丸　修久

目　次

第１章　はじめに 1
第１節　計画の策定に当たって 1
第２節　計画の位置付け 2
第３節　計画の期間 3
第４節　計画の策定体制 3
（１）守谷市保健福祉審議会 3
（２）守谷市地域包括支援センター運営協議会 3
（３）市民による参加 3
（４）国や県，市町村相互間の調整 3
第５節　計画策定に当たっての基本的な視点 4
第２章　守谷市の高齢者を取り巻く状況と課題 5
第１節　高齢者の現状 5
（１）人口構成の変化 5
（２）世帯構成の変化 9
（３）就労状況の変化 10
（４）平均寿命と健康寿命 11
第２節　介護保険給付等の実績 15
（１）要支援・要介護認定者数と認定率の推移 15
（２）介護保険給付等の推移 17
第３節　第７期計画期間における取組と今後の課題 19
（１）基本目標１：高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり 19
（２）基本目標２：高齢者が元気で自立した生活ができるための支援 21
（３）基本目標３：高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供 22
（４）基本目標４：介護保険事業の円滑な実施 23
第４節　アンケート調査から見た守谷市の現状 24
（１）調査の概要 24
（２）調査結果の概要（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） 25
（３）調査結果の概要（在宅介護実態調査） 35
（４）調査結果の概要（介護サービス事業者） 39
第５節　地区ごとに見た守谷市の特徴 42
（１）守谷地区（赤法花，小山，中央，同地，ひがし野，本町，松並，松並青葉，百合ケ丘） 43
（２）高野地区（乙子，けやき台，高野，鈴塚，松ケ丘，美園） 44
（３）大野地区（大柏，野木崎，緑一丁目） 45
（４）大井沢地区（板戸井，大木，大山新田，立沢，緑二丁目） 46
（５）北守谷地区（久保ケ丘，御所ケ丘，松前台，薬師台） 47
（６）みずき野地区（みずき野） 48
第６節　第８期計画期間における課題 49
（１）健康寿命の延伸と介護予防の推進 49
（２）介護サービスの持続的な提供と安心して住み続けられる環境の創出 50
（３）身近な地域における支え合い機能の強化 50

第３章　計画の基本理念と基本的方向.....51
第１節　計画の基本理念.....51
第２節　計画の基本目標と施策の体系.....53
（１）基本目標１：高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり.....53
（２）基本目標２：高齢者が元気で自立した生活ができるための支援.....53
（３）基本目標３：高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供.....54
（４）基本目標４：介護保険事業の円滑な実施.....54
第３節　重点介護予防プロジェクト.....55
第４節　日常生活圏域の設定.....58
第４章　施策の展開.....59
第１節　基本目標１：高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり.....59
（１）高齢者の生活を支えるサービスの充実.....59
（２）相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供.....60
（３）高齢者の社会参加・生きがい対策の推進.....62
（４）在宅医療・介護連携の推進.....64
（５）家族介護者への支援.....65
（６）地域共生社会の推進.....66
第２節　基本目標２：高齢者が元気で自立した生活ができるための支援.....67
（１）介護予防事業の円滑な実施.....67
（２）認知症を地域で支える仕組みづくり.....69
（３）高齢者の健康づくり.....71
第３節　基本目標３：高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供.....72
（１）高齢福祉サービスの充実.....72
（２）高齢者の権利擁護のための支援の充実.....73
（３）安心して暮らせる地域の創出.....75
第４節　基本目標４：介護保険事業の円滑な実施.....77
（１）介護保険の運営.....77
（２）介護給付・介護予防給付の適正化.....91
第５節　介護保険料の算出.....93
（１）介護給付サービスの給付費の見込み.....93
（２）予防給付サービスの給付費の見込み.....93
（３）介護保険料の設定.....94
第５章　計画の推進.....104
第１節　サービスの円滑な提供を図るための方策.....104
（１）介護給付実施体制の強化.....104
（２）地域包括支援センターの機能強化，地域ケア会議の推進.....105
（３）高齢者の住まいと介護保険制度の連携強化.....105
第２節　事業の達成状況の点検及び評価.....106
（１）指標の設定.....106
（２）計画の達成状況の点検と評価及び公表.....106
（３）事務・事業評価と事業の見直し.....106

第６章　守谷市成年後見制度利用促進基本計画 107
第１節　はじめに.....107
（１）計画の策定意義 107
（２）計画の位置付け 107
（３）計画期間.....108
第２節　成年後見制度に関する市の現状 109
（１）高齢者と障がい者の状況.....109
（２）成年後見制度の利用状況.....112
（３）制度利用における相談支援状況.....113
（４）市長申立て件数の推移.....113
（５）成年後見人利用者の助成.....113
第３節　成年後見制度の利用促進における基本的な認識.....114
（１）守谷市における成年後見制度の課題.....114
第４節　基本方針と基本目標.....116
（１）本計画が目指す市の姿.....116
（２）基本目標と今後の取組.....116
第５節　計画の推進体制 122
（１）計画の推進.....122
（２）計画の進行管理 122
第７章　資料編.....123
第１節　守谷市保健福祉審議会条例 123
第２節　守谷市保健福祉審議会　委員名簿.....125
第３節　用語一覧.....126

第１章　はじめに

第１節　計画の策定に当たって

内閣府の「令和元年版高齢社会白書」によると，我が国の 65 歳以上の高齢者人口は，平成 30（2018）年 10 月 1 日現在で 3,558 万人，高齢化率は 28.1％となっています。高齢者人口は「団塊の世代」[1]が後期高齢者（75 歳以上）となる令和７（2025）年には 3,677 万人に達し，令和 24（2042）年には 3,935 万人でピークを迎えることが見込まれています。平均寿命も年々上昇傾向にあり，平成 29（2017）年には男性 81.09 歳，女性 87.26 歳となっており，今後も更に上昇していくと見込まれており，「人生 100 年時代」の到来に向けた検討が国全体で進められています。

一方で，15～64 歳の生産年齢人口を見ると，平成７（1995）年以降減少傾向が続いており，令和 47（2065）年には高齢者 1 人を現役世代 1.3 人で支えていくことになると予想されています。高齢化率も上昇を続け，令和 22（2040）年には国民の３人に 1 人以上が高齢者となることが見込まれています。医療や介護を必要とする人は今後も増加する中で，現在の介護保険サービスの水準を維持することは，介護保険料，介護給付総額の上昇につながり，困難さを増していくと見込まれます。

本市では，「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」を基本理念とする「第７期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第７期計画」という。）」を平成 30（2018）年３月に策定し，「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図ってきました。本市の総人口は現在も増加傾向にあるものの，高齢者人口の増加速度は総人口のそれを上回っており，高齢化率の上昇に歯止めがかからない状態となっていることから，今後ますます介護保険サービスをはじめとする高齢者の生活を支援していくための制度・施策の重要性が高まっていくことが見込まれます。

この度策定する「第８期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第８期計画」という。）」は，団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年を見据えるとともに，いわゆる団塊ジュニア世代[2]が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向けて，国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら，地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに，介護保険制度の改正に対応し，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的とするものです。

[1] 昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年までに生まれた世代を指す。「第一次ベビーブーム世代」ともいう。
[2] 昭和 46（1971）年から昭和 49（1974）年までに生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」ともいう。

第２節　計画の位置付け

本計画は，老人福祉法第 20 条の８に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり，本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。本計画は「守谷市総合計画」及び「守谷市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり，「守谷市障がい者福祉計画（第３期）・守谷市障がい福祉計画（第６期）・守谷市障がい児福祉計画（第２期）」や「第二次健康もりや 21 計画」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また，茨城県が策定する「いばらき高齢者プラン 21　第８期」及び「第７次茨城県保健医療計画」との連携を図って策定しています。

なお，本計画は守谷市成年後見制度利用促進基本計画と一体の計画として策定しています。

■本計画の位置付け■

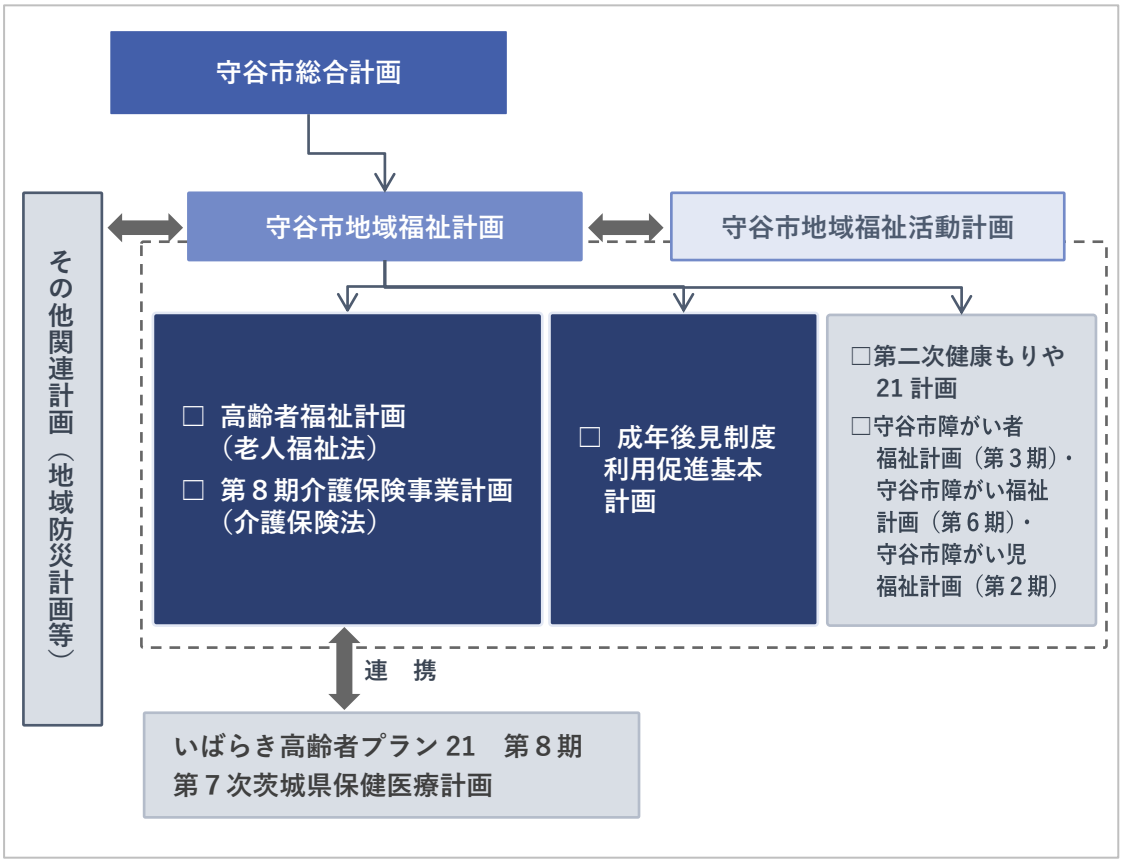

第３節　計画の期間

「介護保険事業計画」は３年ごとに定めることとなっており，今回策定する「第８期介護保険事業計画」の期間は令和３（2021）年度から令和５（2023）年度とします。また，「高齢者福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから，同３年間を計画期間と定めます。

■計画の期間■

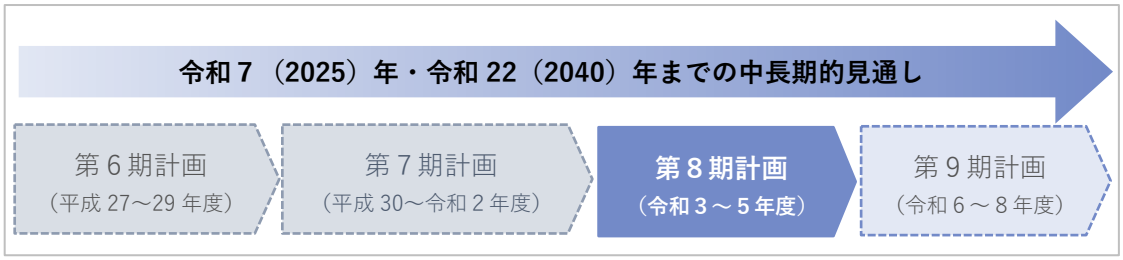

第４節　計画の策定体制

（１）守谷市保健福祉審議会

保健・医療・福祉団体の関係者，学識経験者，介護保険の被保険者等で構成される本審議会において，計画の方向性や内容等について協議しました。

（２）守谷市地域包括支援センター運営協議会

計画に掲げる各事業に関し，意見を聴取しました。

（３）市民による参加

介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ，被保険者である市民の意見を反映させるために，守谷市保健福祉審議会での検討に加え，アンケートとして「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」，「在宅介護実態調査」を実施しました。また，パブリックコメント[3]による市民の意見聴取を行いました。

（４）国や県，市町村相互間の調整

本計画は，「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下，「基本的な指針」という。）を踏まえるとともに，茨城県等と調整した上で策定しました。

[3] 公的な機関が，制度等を制定する際に広く公に意見，情報，改善案を求める手続きのこと。

第５節　計画策定に当たっての基本的な視点

介護保険制度については，３年ごとに大きな見直しが行われています。平成 26（2014）年６月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合確保推進法）」に基づき，第６期計画以降，団塊の世代の高齢者が 75 歳以上となる令和７（2025）年に向けて，「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

■地域包括ケアシステムの姿■

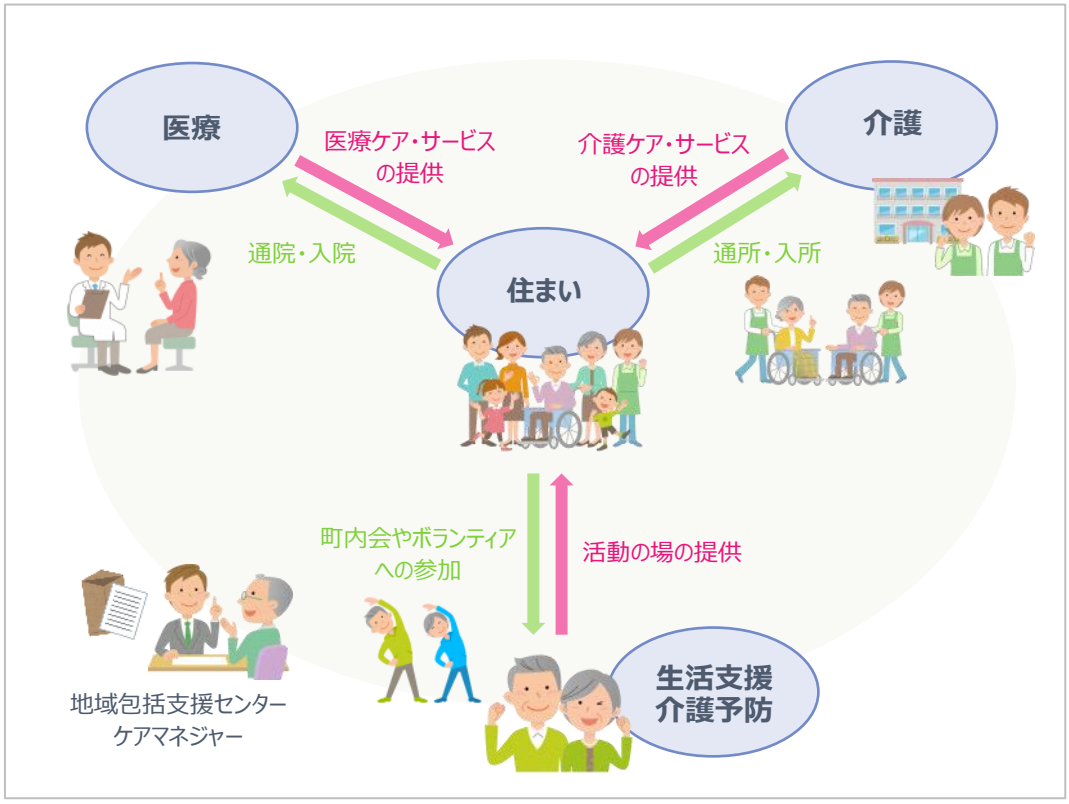

第２章　守谷市の高齢者を取り巻く状況と課題

第１節　高齢者の現状

（１）人口構成の変化

１．守谷市における人口と高齢化率の推移

住民基本台帳によると，令和２（2020）年４月１日現在の本市の総人口は 68,828 人となっています。これまでの人口推移を見ると，増加傾向が続いていることがわかります。

年齢３区分別人口を見ると，年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）はほぼ横ばいとなっているものの，高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向で推移しており，平成 28（2016）年の 13,151 人と令和２（2020）年の 15,571 人を比較すると約 1.2 倍となっています。

また，これらを構成比としてみると，年少人口比率と生産年齢人口比率は低下傾向が続いています。一方，高齢者人口比率（高齢化率）は平成 28（2016）年には 20.0%となり，令和２（2020）年には 22.6%まで上昇しています。

■年齢３区分別人口と年齢３区分別人口構成比の推移■

単位：人，％

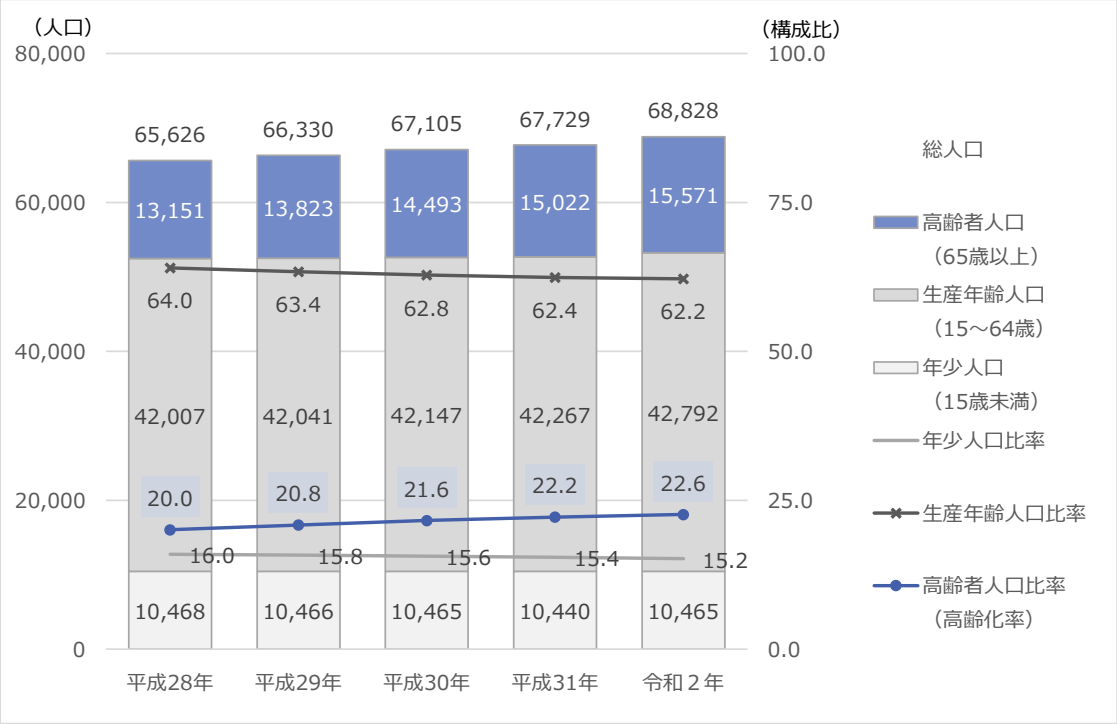

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）
※端数処理のため，年齢３区分別人口構成比の和は必ずしも 100.0%にならない。

高齢者について，前期高齢者（65～74 歳）と後期高齢者（75 歳以上）に区分すると，ともに増加傾向が続いています。前期高齢者人口は平成 28（2016）年から令和２（2020）年にかけて約 1.1 倍となっているのに対し，同期間において後期高齢者人口は約 1.3 倍となっており，後期高齢者人口の伸びが前期高齢者の増加速度を上回っています。

■前期高齢者数及び後期高齢者数の推移■

単位：人

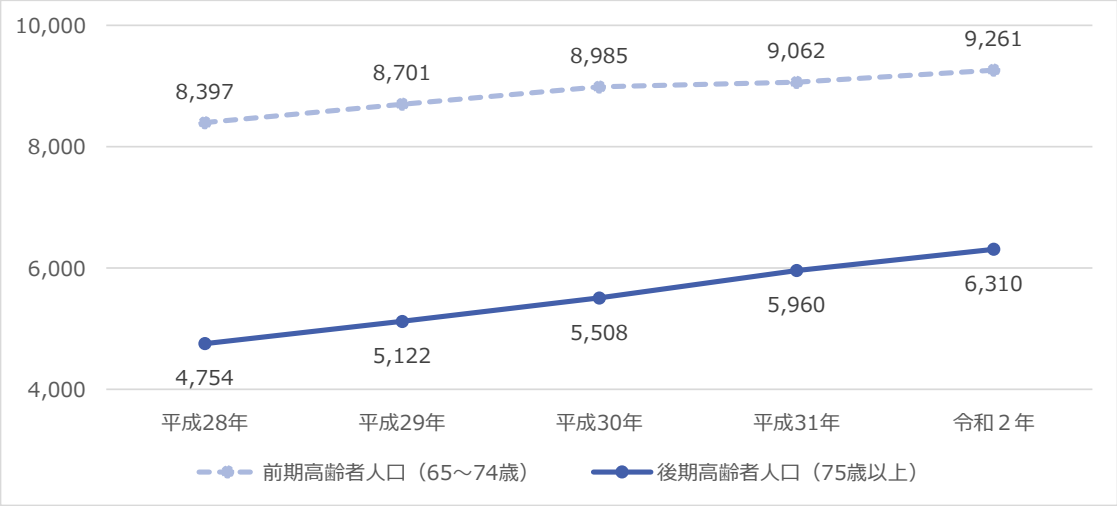

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

２．地区別に見た高齢者の状況

住民基本台帳による，市内居住地区別の高齢化の状況は次のとおりです。

みずき野地区は高齢化が最も進んでおり，高齢化率は令和２（2020）年８月１日時点で 46.3%となっています。

また，後期高齢者の比率を高い順に見ると，大野地区では 14.1%，みずき野地区では 13.2%，大井沢地区では 12.2%となっています。

■地区別の年齢３区分別人口及び高齢化率の状況■

単位：人，％

	みずき野地区	守谷地区	高野地区	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	全体
総人口	4,834	26,066	14,932	3,037	3,555	16,698	69,122
年少人口	285	5,112	1,983	404	522	2,189	10,495
生産年齢人口	2,310	16,658	9,834	1,722	2,036	10,328	42,888
高齢者人口	2,239	4,296	3,115	911	997	4,181	15,739
高齢化率	46.3	16.5	20.9	30.0	28.0	25.0	22.8
前期高齢者人口比率	33.1	8.5	12.1	15.9	15.9	15.8	13.5
後期高齢者人口比率	13.2	8.0	8.7	14.1	12.2	9.2	9.3

資料：住民基本台帳（令和２年８月１日時点）
※端数処理のため，前期高齢者人口比率と後期高齢者人口比率の和は高齢化率に必ずしも一致しない。

地区別に要支援･要介護認定者数を見ると，認定者数が最も多いのは守谷地区(546 人)であり，次いで北守谷地区（466 人），高野地区（379 人）となっています。

高齢者人口に占める認定者数の割合を見ると，後期高齢者人口比率が高い大井沢地区，大野地区ではそれぞれ 16.8%，16.2%となっており，他の地区よりも高くなっています。反対に，みずき野地区は 8.5%となっており，市内で最も高齢化率の高いみずき野地区は，他の地区に比べて認定者数が少ないことがわかります。

■地区別に見た要支援・要介護認定者数■

単位：人，％

	みずき野地区	守谷地区	高野地区	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	計
要支援１	28	62	28	14	14	63	209
要支援２	23	64	39	16	25	48	215
小計	51	126	67	30	39	111	424
要介護１	53	127	91	20	28	116	435
要介護２	34	112	77	33	36	84	376
要介護３	16	75	60	29	25	65	270
要介護４	24	68	52	22	25	45	236
要介護５	13	38	32	14	14	45	156
小計	140	420	312	118	128	355	1,473
合計	191	546	379	148	167	466	1897
65 歳以上人口	2,239	4,296	3,115	911	997	4,181	15,739
割合	8.5	12.7	12.2	16.2	16.8	11.1	12.1

資料：守谷市介護福祉課（令和２年８月１日時点）
※「割合」は 65 歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す。
※市外居住者（住所地特例者）を除く。

３．高齢者人口の推計

単位：人

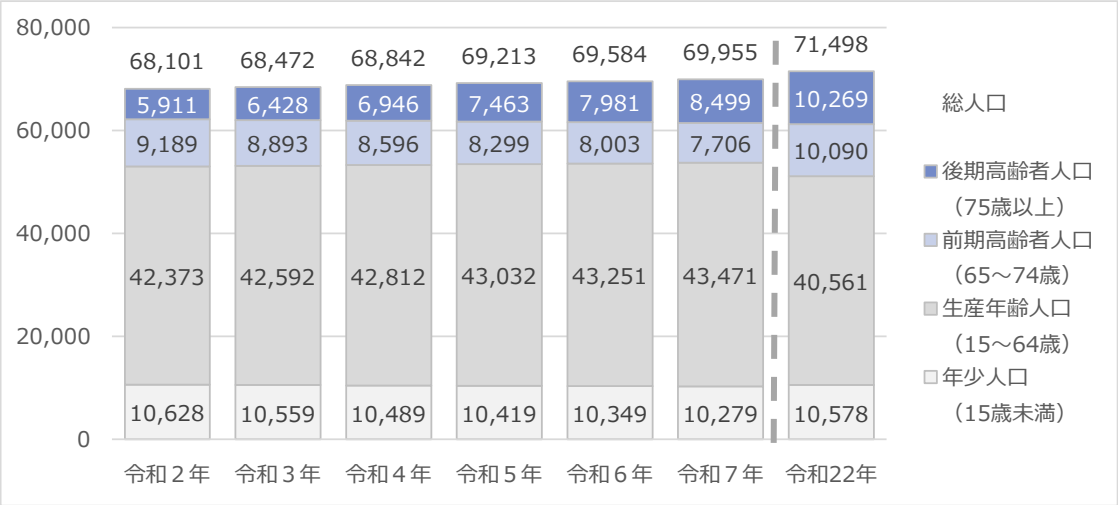

資料：守谷市人口ビジョン

高齢化率は上昇傾向が続くことが見込まれ，令和 22（2040）年には 28.5%に達すると予測されています。

■守谷市の高齢化率の推計■

単位：%

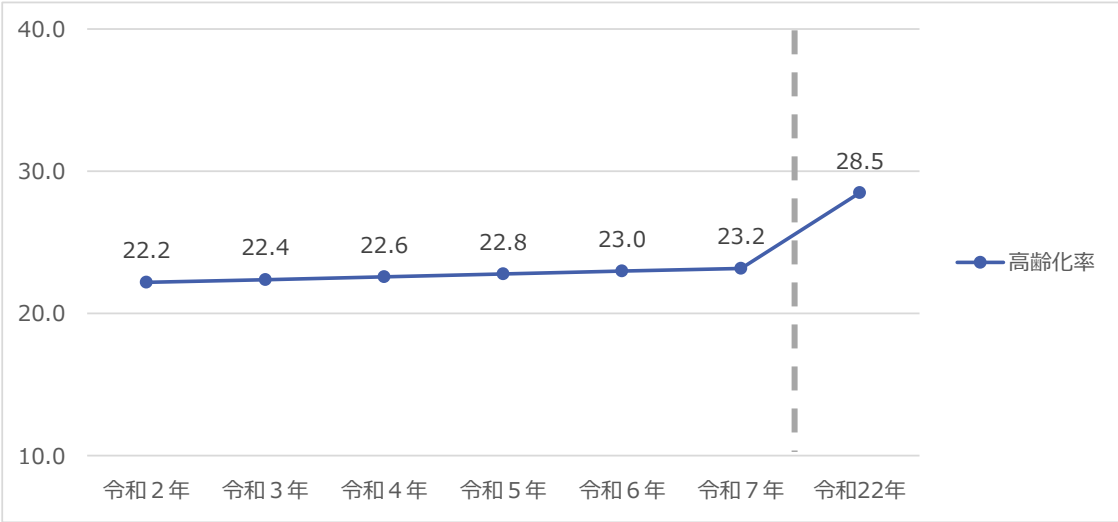

資料：守谷市人口ビジョン

（２）世帯構成の変化

１．世帯数の推移

国勢調査によると，本市の一般世帯数は増加傾向で推移しており，平成 12（2000）年には 16,395 世帯となっていましたが，平成 27（2015）年には 24,856 世帯となっており，15 年間で 8,461 世帯増加しています。また，高齢者単身世帯は平成 12（2000）年から平成 27（2015）年までの 15 年間で約 4.0 倍，高齢夫婦世帯は約 3.8 倍となっています。一般世帯のうち，約６世帯に１世帯は高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯となっています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯，％

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数（A）	16,395	18,667	22,841	24,856
高齢者単身世帯（B）	378	529	843	1,518
比率（B／A）	2.3	2.8	3.7	6.1
高齢夫婦世帯（C）	712	1,074	1,763	2,736
比率（C／A）	4.3	5.8	7.7	11.0

資料：総務省「国勢調査」
※「一般世帯（A）」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。
※「高齢夫婦世帯」とは，夫 65 歳以上妻 60 歳以上の１組の一般世帯をいう。

■一般世帯数と高齢者単身世帯，高齢夫婦世帯数の推移■

単位：世帯

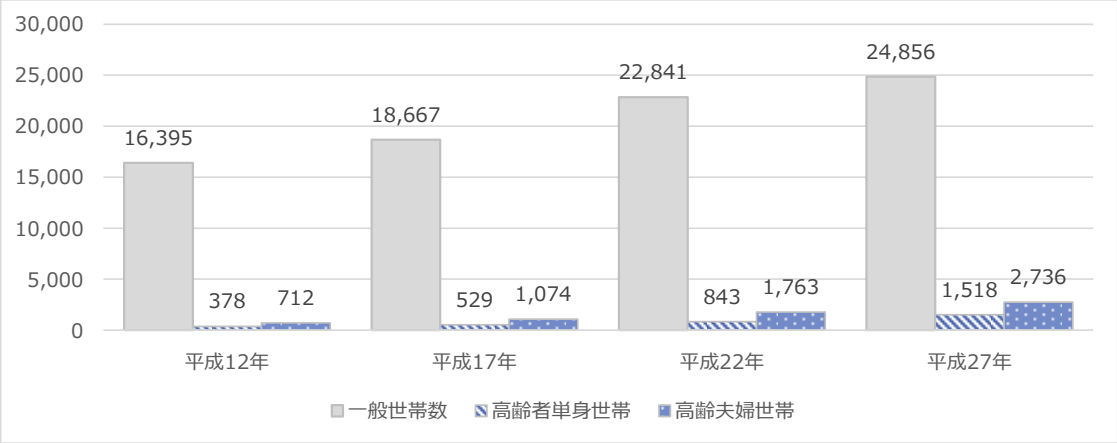

資料：総務省「国勢調査」

（３）就労状況の変化

１．高齢者の就労状況

高齢者の就労状況についてみると，「主に仕事」は平成 12（2000）年の 690 人から平成 27（2015）年には 2,129 人と約 3.1 倍となっており，高齢者人口の伸び率よりも高くなっています。また，「家事のほか仕事」は平成 12（2000）年では 244 人となっているのに対し，平成 27（2015）年では 747 人と，約 3.1 倍となっています。

なお，仕事をした高齢者（65 歳以上の「主に仕事」，「家事のほか仕事」，「通学のかたわら仕事」の合計）の高齢者人口に占める割合は上昇傾向にあり，平成 27（2015）年には 22.7%となっています。高齢になっても何らかの仕事に就いている人が増加していることがわかります。

■高齢者の就労状況■

単位：人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
高齢者人口	5,228	6,491	8,955	12,651
主に仕事	690	840	1,255	2,129
家事のほか仕事	244	280	460	747
通学のかたわら仕事	0	1	1	2
休業者	29	43	147	119
完全失業者	34	64	140	77

資料：総務省「国勢調査」
※「休業者」とは，「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは，仕事を探していた者をいう。

■高齢者の就労状況の推移■

単位：人，％

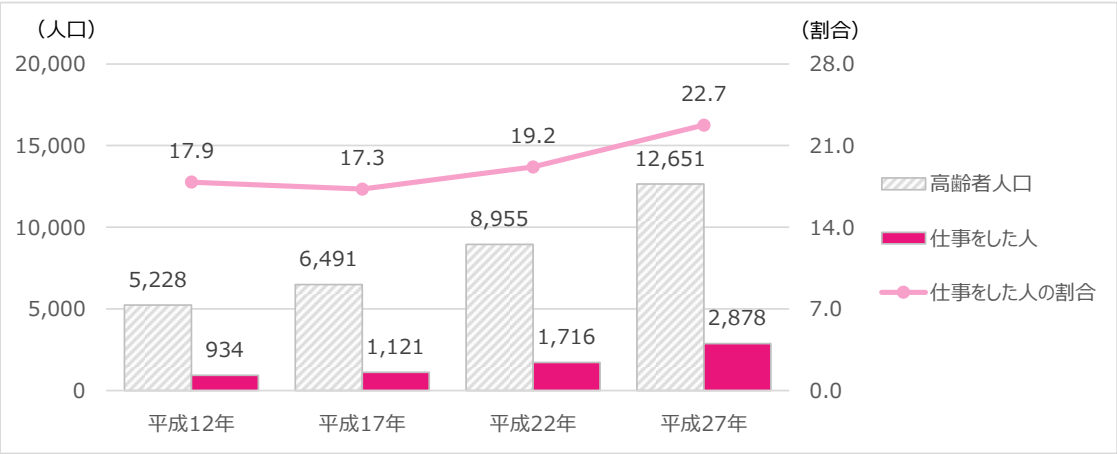

資料：総務省「国勢調査」

（４）平均寿命と健康寿命

１．平均寿命と健康寿命の推移

医療技術の向上や衛生環境の改善により，日本人の平均寿命は年々過去最高を更新し，世界的にも長寿の国の１つとなっています。

平成 13（2001）年から平成 28（2016）年の平均寿命の推移を見ると，男性では 2.91 年，女性では 2.21 年の上昇が見られます。同期間の健康寿命（日常生活に制限のない期間）の推移を見ると，男性では 2.74 年，女性では 2.14 年の上昇が見られます。

介護を必要とする期間（平均寿命と健康寿命の差）は，男性では約９年，女性では約 12 年となっています。

■健康寿命と平均寿命の推移（男性）■

単位：年

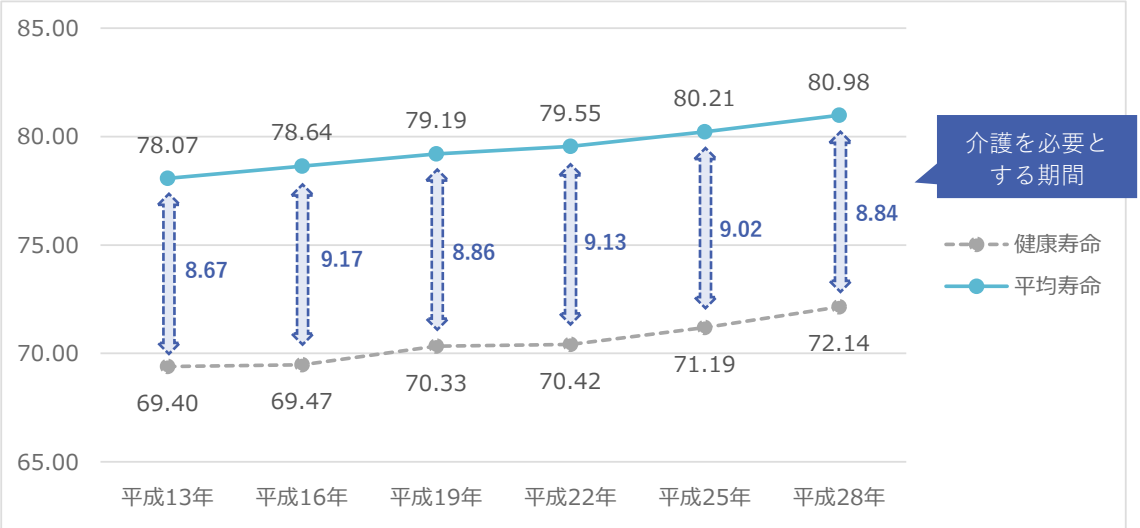

資料：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

■健康寿命と平均寿命の推移（女性）■

単位：年

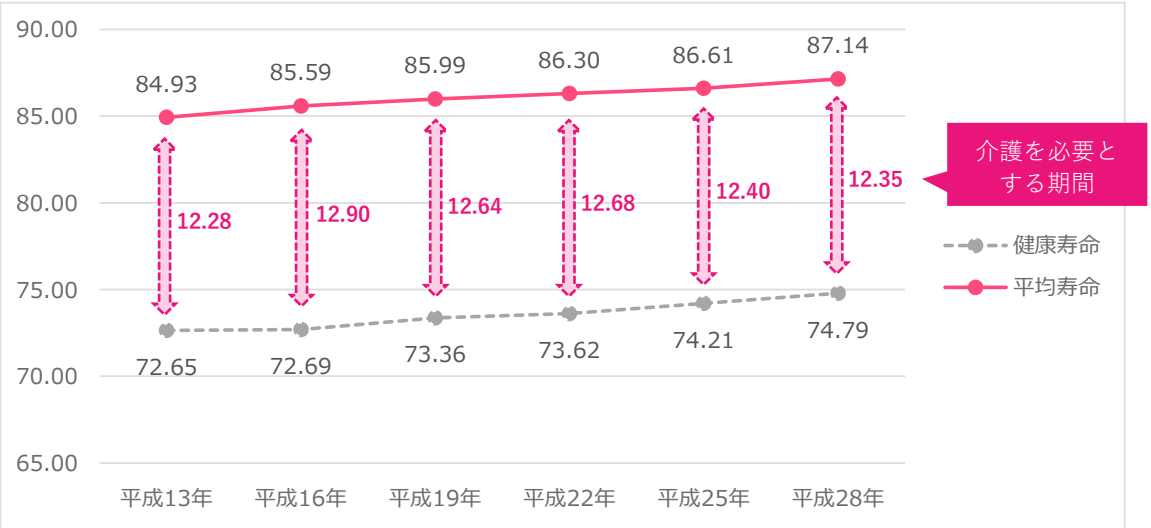

資料：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

２．要介護状態となった原因疾病

平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度の新規要支援・要介護認定者の原因疾病についてみると，男性は 70 代までは「脳血管疾患」,「悪性新生物（がん）」が最も多く，80 歳以上では「認知症」が最も多くなっています。女性は 60 代までは「悪性新生物（がん）」が最も多く，70 代からは「認知症」が最も多くなっています。また「骨折」や「関節症」は 65 歳以上から上位となっています。

男性では,「悪性新生物（がん）」や「脳血管疾患」が上位となっていることから，喫煙や高血圧予防を含めた生活習慣病予防や重症化予防が必要であるのに対し，女性では「関節症」や「骨折」が上位となっていることから，身体機能の低下を防ぐフレイル予防が重要になると考えられます。

また，男女ともに「認知症」が上位となっており，対策として認知症予防と共生のまちづくりが求められ，これらを含めた介護予防の取組が重要です。

■性別，年齢別に見た要介護状態となった原因疾病（上位３項目）■

単位：件

		第１位	第２位	第３位
全体		認知症 274	悪性新生物（がん） 182	脳血管疾患 167
性別・年齢	男性	認知症 128	悪性新生物（がん） 109	脳血管疾患 99
	65 歳未満	脳血管疾患 14	悪性新生物（がん） 11	認知症 4
	65～69 歳	脳血管疾患 15	悪性新生物（がん）/神経疾患 8	
	70～74 歳	悪性新生物（がん） 21	認知症 12	脳血管疾患 11
	75～79 歳	悪性新生物（がん） 32	認知症 30	脳血管疾患 23
	80～84 歳	認知症 34	脳血管疾患 23	悪性新生物（がん） 18
	85 歳以上	認知症 44	循環器疾患 30	悪性新生物（がん） 19
	女性	認知症 146	関節症 117	骨折 104
	65 歳未満	悪性新生物（がん） 14	脳血管疾患 6	認知症 3
	65～69 歳	悪性新生物（がん） 9	脳血管疾患 6	骨折/関節症 5
	70～74 歳	認知症 22	悪性新生物（がん） 14	骨折 12
	75～79 歳	認知症 31	脳血管疾患 18	骨折/関節症 16
	80～84 歳	認知症 39	関節症 34	骨折 27
	85 歳以上	関節症 51	認知症 47	骨折 44

資料：守谷市介護福祉課介護認定審査会資料（主治医意見書）

性別で見ると，男女ともに「認知症」の占める割合が最も高く，いずれも２割程度を占めています。

第２位以降を見ると，男性では「悪性新生物（がん）」や「脳血管疾患」が上位であるのに対し，女性では「関節症」や「骨折」が上位となっています。

■新規要支援・要介護認定者疾病割合（性別）■

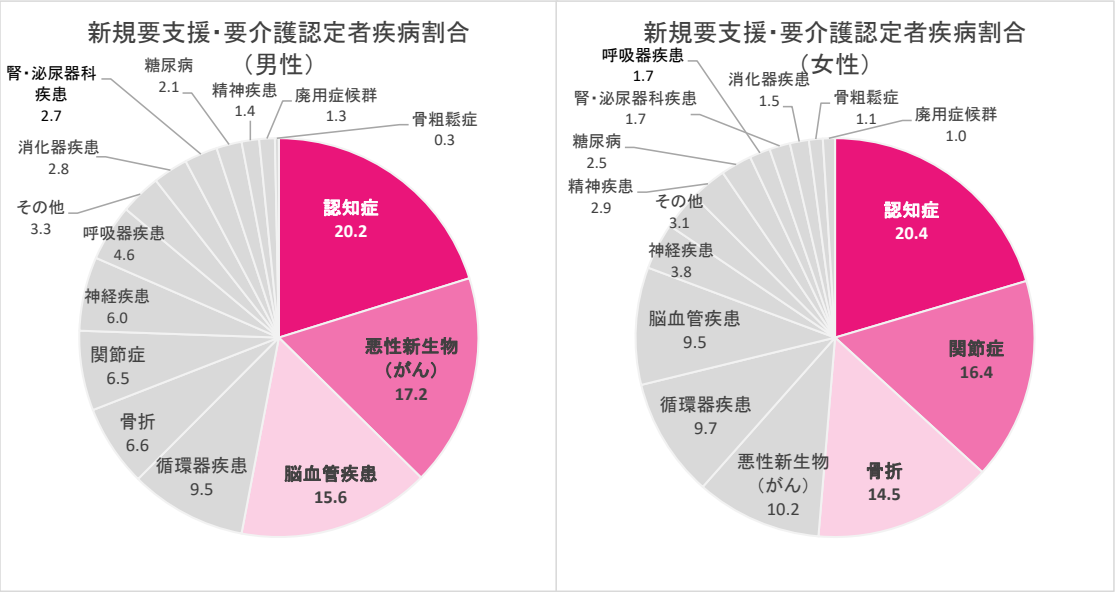

※端数処理のため，構成比の和は必ずしも 100.0%にならない。

年齢で見ると，65 歳未満では「悪性新生物（がん）」が 35.2%を占めるほか，「脳血管疾患」が 28.2%となっています。

高齢になるにつれて「認知症」や「循環器疾患」，「骨折」，「関節症」の割合が高くなる傾向がうかがえます。

■新規要支援・要介護認定者疾病割合（年齢別）■

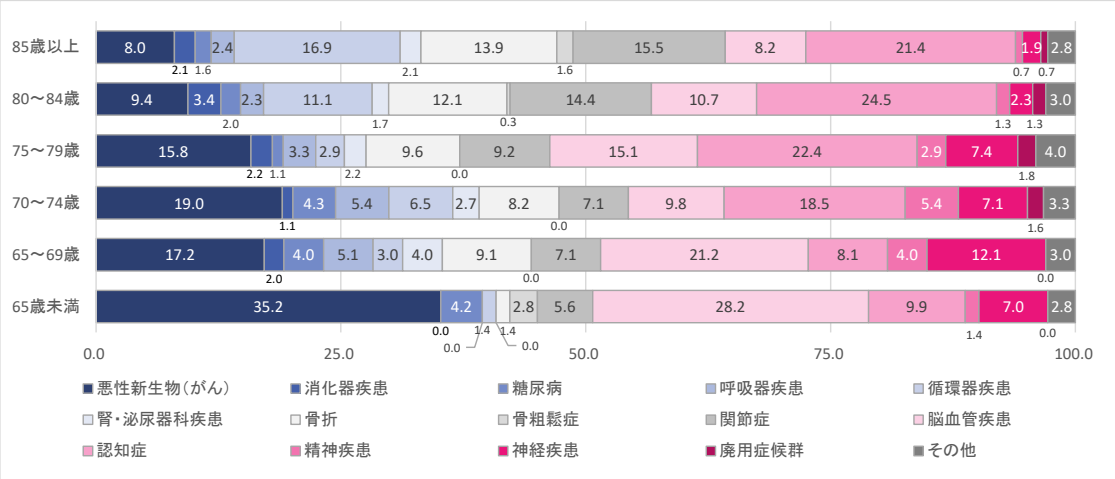

※端数処理のため，構成比の和は必ずしも 100.0%にならない。

要支援・要介護度別に見ると，「悪性新生物（がん）」や「脳血管疾患」の割合が重度（要介護３以上）では高くなっています。「認知症」は要介護１，要介護２で高くなっています。

■新規要支援・要介護認定者疾病割合（要支援・介護度別）■

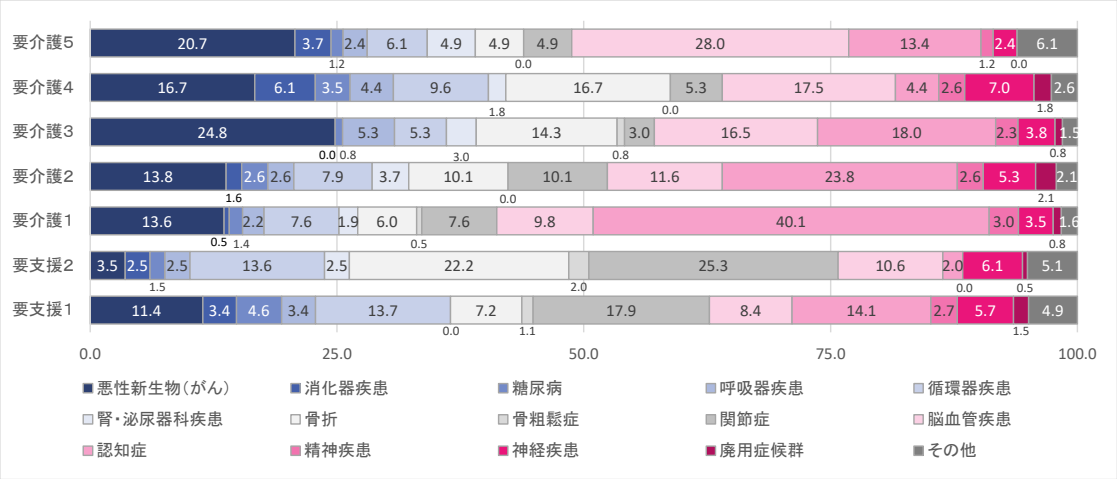

※端数処理のため，構成比の和は必ずしも 100.0%にならない。

第２節　介護保険給付等の実績

（１）要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市における第１号被保険者（65 歳以上）のうち，要支援・要介護認定者数は平成 24（2012）年３月末から増加傾向が続いており，令和２（2020）年３月末時点で 1,900 人近くとなっています。いずれの区分でも増加傾向が続いており，今後も高齢者人口の増加は続くことが見込まれることから，認定者数も更に増加していくことが見込まれます。

認定率も，全国，茨城県の値よりも低い水準で推移していますが，認定者数の増加に伴ってやや上昇傾向にあります。

■要支援・要介護認定者数の推移■

単位：人

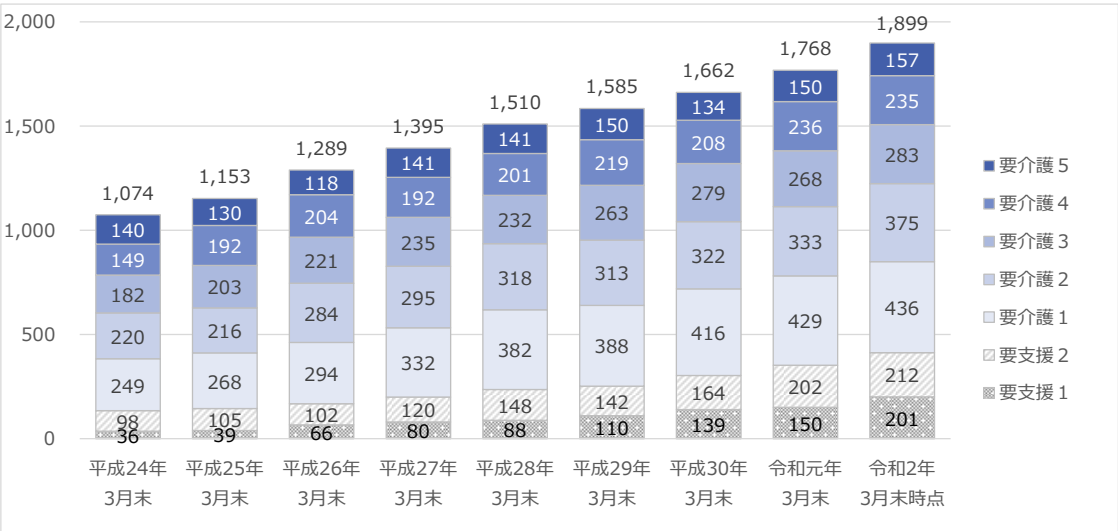

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成 24 年度～平成 30 年度），令和元年度：「介護保険事業状況報告（３月月報）」（令和元年度），直近の「介護保険事業状況報告（月報）」（令和２年度）

■認定率の推移■

単位：％

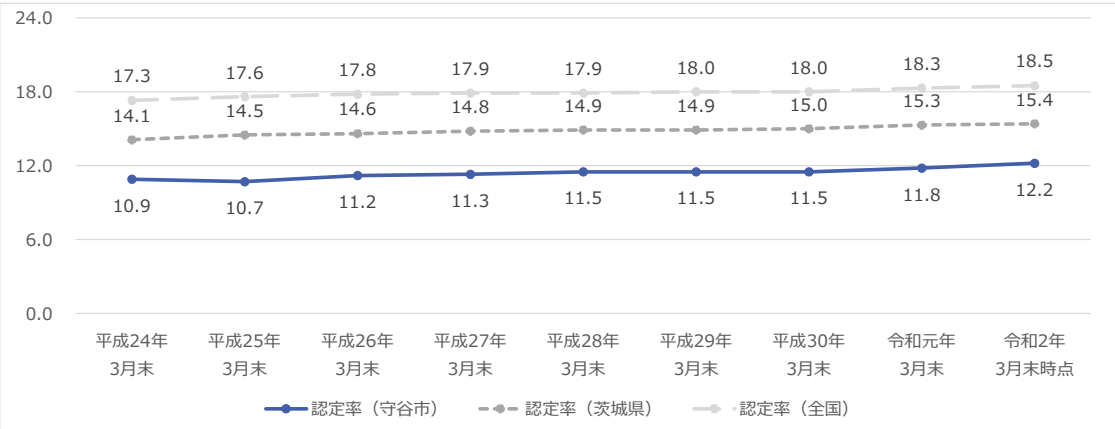

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成 23 年度～平成 29 年度），厚生労働省「介護保険事業状況報告（３月月報）」（平成 30 年度），厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和元年度）

全国，茨城県及び県内他市の調整済み重度認定率[4]と調整済み軽度認定率の分布を見ると，本市の調整済み軽度認定率，調整済み重度認定率はともに全国，茨城県よりも低くなっています。

令和２年の要支援・要介護度別の構成割合を見ると，本市は全国，茨城県と比べて重度認定者（要介護３以上）の割合が低くなっていますが，要支援１と要支援２はともに14%台となっており，全国，茨城県と比べて高くなっています。認定率を上昇させないよう，介護予防及び健康づくりの取組を引き続き強化していく必要があります。

■調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布（平成 30 年）■

単位：%

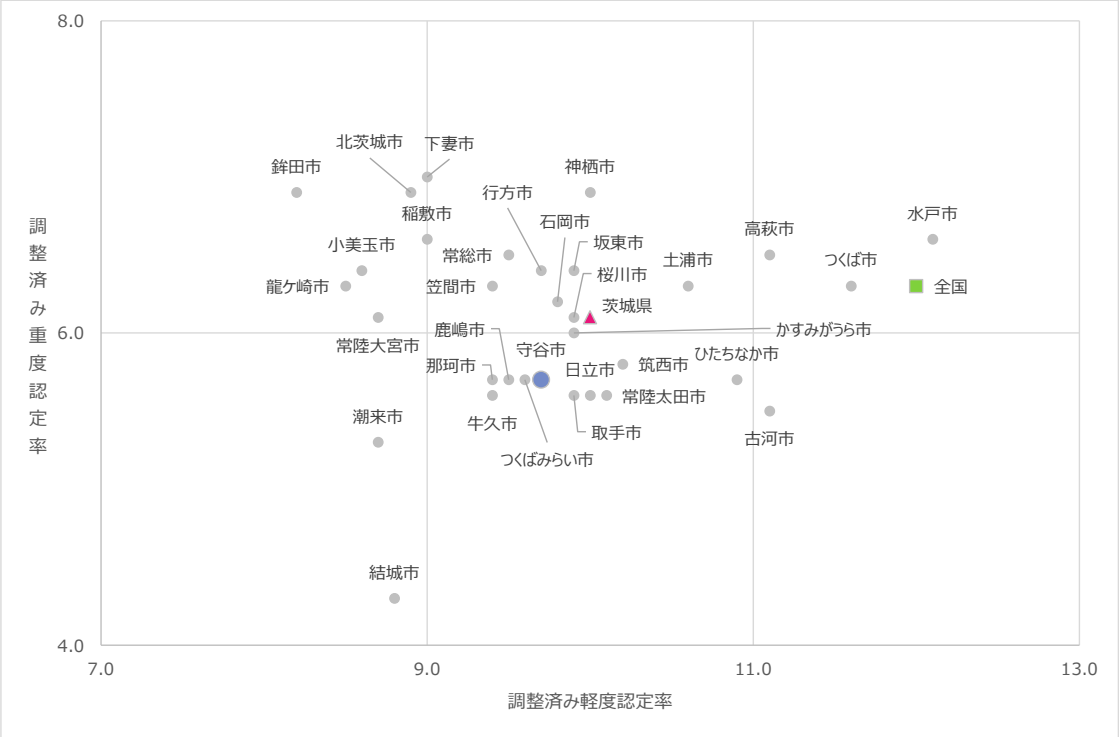

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

■要支援・要介護度別構成割合の比較■

単位：%

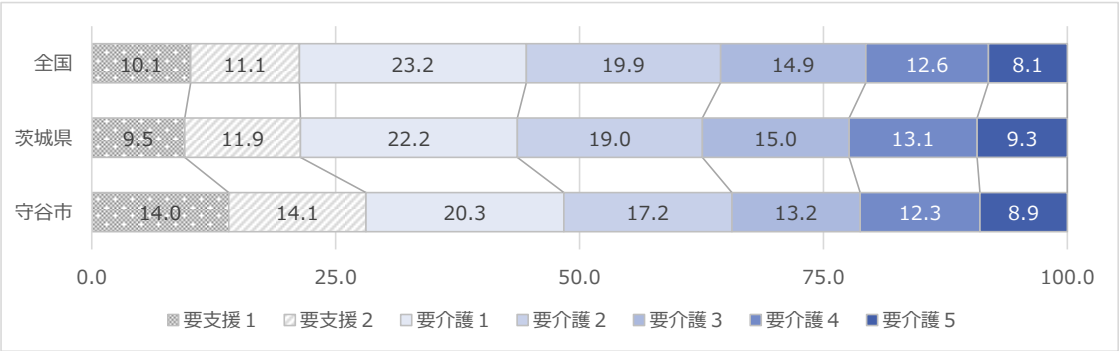

資料：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」（令和２年）
※端数処理のため，構成割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

[4] 認定率の多寡に大きな影響を与える「第１号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率のこと。

（２）介護保険給付等の推移

１．介護保険サービス利用者（受給者）数と利用者割合の状況

要支援・要介護認定者のうち，介護保険サービスを利用する受給者の平均についてみると，施設受給者数は平成 28（2016）年度以降 300 人前後で横ばいとなっていますが，在宅受給者数は増加傾向が続いており，平成 29（2017）年度以降では 1,000 人を超えています。平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度までの要支援・要介護認定者の伸び（15 ページ：要支援・要介護認定者数の推移）を見ると，370 人程度となっているのに対し，介護保険サービス受給者数（平均）の増加は 250 人程度となっています。

介護保険サービス利用者（受給者）の割合を見ると，大きな変化は見られません。

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■

単位：人

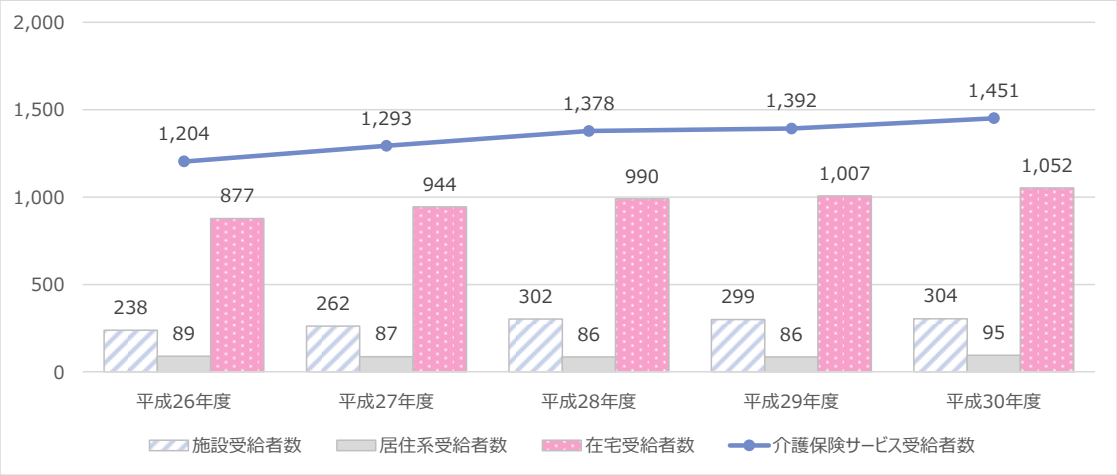

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12 か月の平均値）。

■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■

単位：％

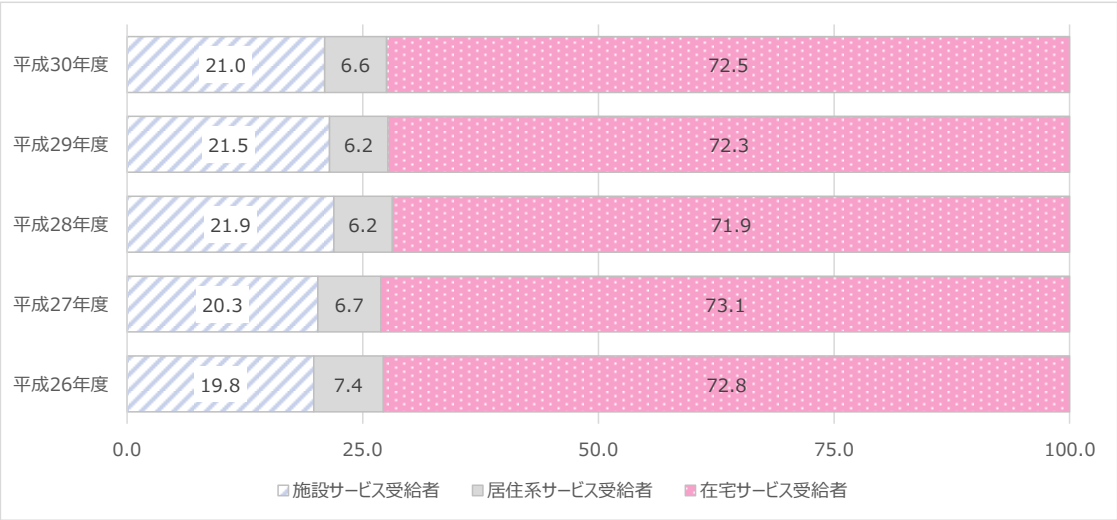

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12 か月の平均値）。
※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

２．介護費用額と受給者１人当たり給付費の状況

本市の介護費用額を見ると，在宅サービス，施設サービスでは増加傾向にあり，その合計は平成 30（2018）年度において 30 億円を突破しています。平成 23（2011）年度の値と比較すると約 1.6 倍となっています。

■介護費用額の推移■

単位：百万円

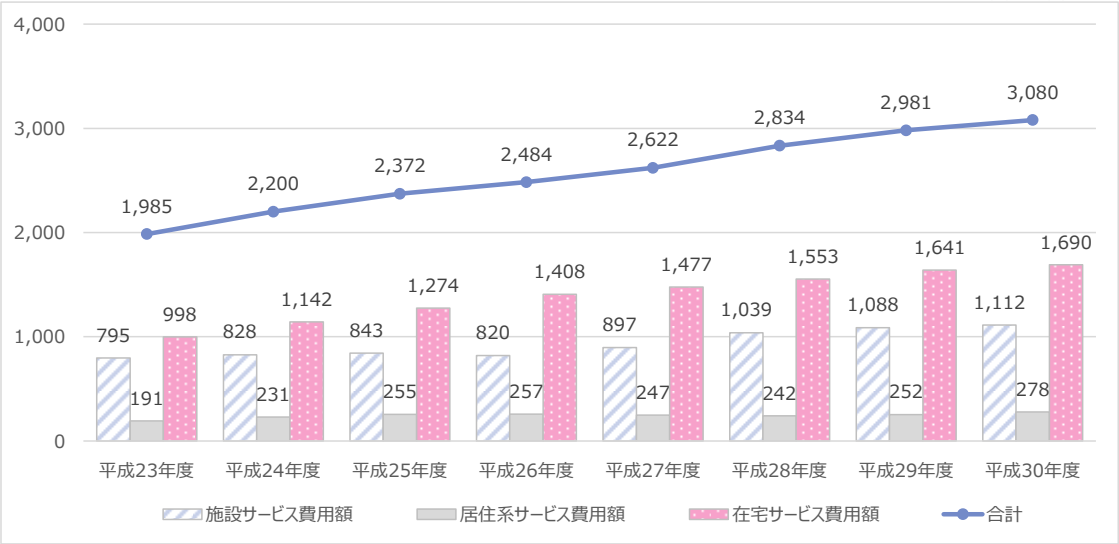

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

第１号被保険者１人当たり給付月額を要介護度別に見ると，要介護１以上では茨城県及び全国を大きく下回っています。

■第１号被保険者１人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

	受給者１人当たり給付月額			比較	
	守谷市	茨城県	全国	対茨城県	対全国
要支援１	106	99	191	7	-85
要支援２	247	257	403	-10	-156
要介護１	2,440	2,730	3,256	-290	-816
要介護２	2,870	3,617	4,082	-747	-1,212
要介護３	3,594	4,479	4,737	-885	-1,143
要介護４	3,670	4,537	5,118	-867	-1,448
要介護５	2,622	3,496	4,169	-874	-1,547
合計	15,549	19,215	21,956	-3,666	-6,407

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和元年）

第３節　第７期計画期間における取組と今後の課題

本計画の策定に当たり，第７期計画に掲げた４つの基本目標に沿って施策の取組内容と今後の課題について，次のとおり整理しました。

（１）基本目標１：高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

１．地域包括支援センターの機能強化

地域高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化のため，令和２（2020）年４月１日から市内を２圏域に分割し，圏域ごとにその業務を委託しました。

地域包括支援センターの職員が６地区担当制で相談対応に当たり，支援が必要な事例を通じ，地域のネットワークの構築に取り組んだほか，高齢者世帯・高齢者ひとり暮らし世帯等への訪問を行い，生活実態の把握に努めていますが，生活実態の把握が困難であるほか，問題が顕在化する前の情報把握が難しいといった課題も残されており，引き続き高齢者にとって相談しやすい支援体制の構築に向けて取組を継続していく必要があります。

事例を通じた関係者との話し合いは実施できていますが，地域の関係者間のネットワーク構築は途上となっており，事業の目的の共有を今後も図っていく必要があります。

２．生活支援体制整備事業の推進

まちづくり協議会が６地区に設置され，社会福祉協議会職員が生活支援コーディネーターとしてまちづくり協議会に参加しており，顔の見える関係性の中で，地域の高齢者の生活課題や情報の共有を図っています。

一方で，支え合い活動に関する協議に至っているのは一部の地域に限定されており，各地域のニーズに沿った取組・支援の実施には至っていません。

３．介護予防・生活支援サービスの充実

第７期計画では，①訪問型サービス，②通所型サービス，③介護予防ケアマネジメント事業の実施を目指したものの，①，②は住民主体による支援，緩和した基準によるサービス等の導入に至っていません。

４．認知症を地域で支える仕組みづくり

徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の登録者数が年々増加しています。認知症高齢者の見守り活動等に関する協定を 55 事業所と締結しており，協力事業所数の更なる確保に向けた取組が求められています。また，新規の認知症サポーター数の育成も図っていく必要があります。

５．在宅医療・介護連携の推進

取手市医師会及び管内の市町との連携により，医療と介護の切れ目ない支援の提供体制の整備を図っています。いきいきネット支援センター（在宅医療・介護相談センター）を設置していますが，今後は当センターの認知度を高めていく必要があります。

６．地域共生社会の推進

共生型サービス[5]は県内でも整備されているところはありません。地域ケアシステム推進事業として，多様な課題を抱えた市民へのアプローチに向けて，関係者間の連携強化を図りました。

[5]高齢者や障がい者（児）がともに利用できるサービス。訪問介護，通所介護，短期入所生活介護等が含まれる。

（２）基本目標２：高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

１．介護予防事業の円滑な実施

介護予防把握事業として，特定の年齢の高齢者を対象に基本チェックリストを送付し，要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者の把握を行いました。また，介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業等の実施を通じ，市民への介護予防に関する啓発・介護予防活動の支援を行ってきました。

２．認知症対策の推進

認知症初期集中支援事業や認知症ケアパスの作成などを実施し，認知症施策の普及・啓発を図りました。また，認知症の発症予防として，保健センターが中心となり，糖尿病予防や運動について普及を図っています。

３．高齢者の社会参加・生きがい対策の推進

地域公民館や自治会集会所を活用し，高齢者生きがい事業として様々な講座の開催等を行っていますが，参加者の固定化が進んでいます。また，サロン活動については，担い手不足が生じているほか，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い，開催できないなどの課題も生じました。

４．保健事業の推進

各種健（検）診の受診勧奨に努めました。メタボリックシンドローム[6]の改善を目的とする特定健康診査については，休日も実施し受診率の向上に努め，一定の受診率は維持していますが，第３期守谷市国民健康保険特定健診等実施計画に定める目標値を達成していません。

[6] 内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより，心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。

（３）基本目標３：高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

１．高齢福祉サービスの充実

計画に掲載された事業の円滑な事業に努めました。今後も高齢者のニーズに沿った支援ができるよう，既存事業の見直しを行い，新たな支援方法を検討していく必要があります。

２．高齢者を介護する方への支援の充実

家族介護支援事業の実施に努めました。認知症高齢者を地域で支えるための徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業については，広報等による市民への周知，関係者への周知を図ったことにより，ネットワーク登録者数の増加を実現しています。

現在の事業の課題を整理しつつ，より効果的な支援の提供に努めていく必要があります。

３．高齢者の権利擁護のための支援の充実

成年後見制度相談会の利用者数はほぼ横ばいとなっています。制度の周知が進んでいないことが要因の１つと考えられます。また，高齢者虐待への対応件数もほぼ横ばいとなっています。通報に至らないケースもあると想定されることから，今後も市民への啓発や専門職向け啓発を継続的に実施していく必要があります。

４．地域の実情に応じた支援の充実

守谷市防犯連絡員協議会･守谷市防犯パトロール隊によるパトロールを実施したほか，出前犯罪講座等の実施により，防犯意識の高揚を図りました。また，避難行動要支援者名簿の登録・更新を行い，支援を必要とする市民の特定・支援体制の構築を図っています。

平成 31（2019）年４月からデマンド乗合交通の運行（全３台）を開始し，令和２（2020）年８月からは運行台数を４台に拡大しています。利用者の増加に伴って，利用者の希望に添えないケースも増えており，コミュニティバスにおける路線の再編成を検討する必要があります。

（４）基本目標４：介護保険事業の円滑な実施

本人の選択に基づき，適切なサービスが提供されるよう，安定的なサービス提供量の確保を図ってきました。また，所得に応じて利用料の軽減を図るとともに，低所得者等への自己負担の助成を行ってきました。今後も安定的に介護サービスが受けられるよう，真に必要な介護サービスを適切に提供する必要があります。

１．施設整備の推進

介護保険施設については，介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1 施設 40 床を増床し，介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）1 施設 75 床を整備しました。

２．介護給付費等の適正化

介護保険の給付と要介護認定情報を突合させ，状態像に合致しない給付等の抽出をすることができるシステムを導入し，ケアプラン内容の点検及び指導を行い，介護給付費等の適正化を図り，適切な介護サービスを提供しました。

第４節　アンケート調査から見た守谷市の現状

（１）調査の概要

１．調査の目的

本計画を策定するに当たり，市民を対象とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」，市内事業者を対象とする「第８期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた調査（事業者対象）」を実施しました。この調査は，本市における高齢者福祉及び介護サービスの現状を把握することを目的としたものです。

２．調査の実施概要

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

調査種別	対象者	配布数	調査方法	調査期間
（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の要介護認定を受けていない守谷市民	13,927 票	郵送法	令和２年１月
（２）在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている守谷市民（施設居住者を除く）とその家族	611 票	認定調査員による聞き取り調査	平成 30 年 10 月～令和元年 10 月
（３）事業者調査	守谷市内で介護サービスを提供する事業所	32 票	郵送法	令和２年１月

３．アンケートの回収実績

アンケートの回収実績は以下に示すとおりです。

■回収実績■

調査種別	居住地区	配布数	有効回収数	有効回収率
（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	みずき野地区	2,027 票	1,432 票	70.6%
	守谷地区	3,866 票	2,567 票	66.4%
	高野地区	2,731 票	1,801 票	65.9%
	大野地区	787 票	474 票	60.2%
	大井沢地区	859 票	509 票	59.3%
	北守谷地区	3,760 票	2,517 票	66.9%
	全体	13,927 票	9,336 票	67.0%
（２）在宅介護実態調査	－	611 票	611 票	100.0%
（３）事業者調査	－	32 票	25 票	78.1%

（注）居住地区の内訳には配布段階で何らかの理由により送付できなかったもの（103 票）を含むため，配布数（居住地区）の和と配布数（全体）は一致しない。
（注）有効回収数（全体）には居住地区が特定できないもの（36 票）を含む。

（２）調査結果の概要（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

１．外出について

外出の頻度についてたずねたところ，男性に比べて女性の外出頻度が低いことがうかがえます。また，「ほとんど外出しない」は男女ともに 3.4%となっています。

■外出の頻度■

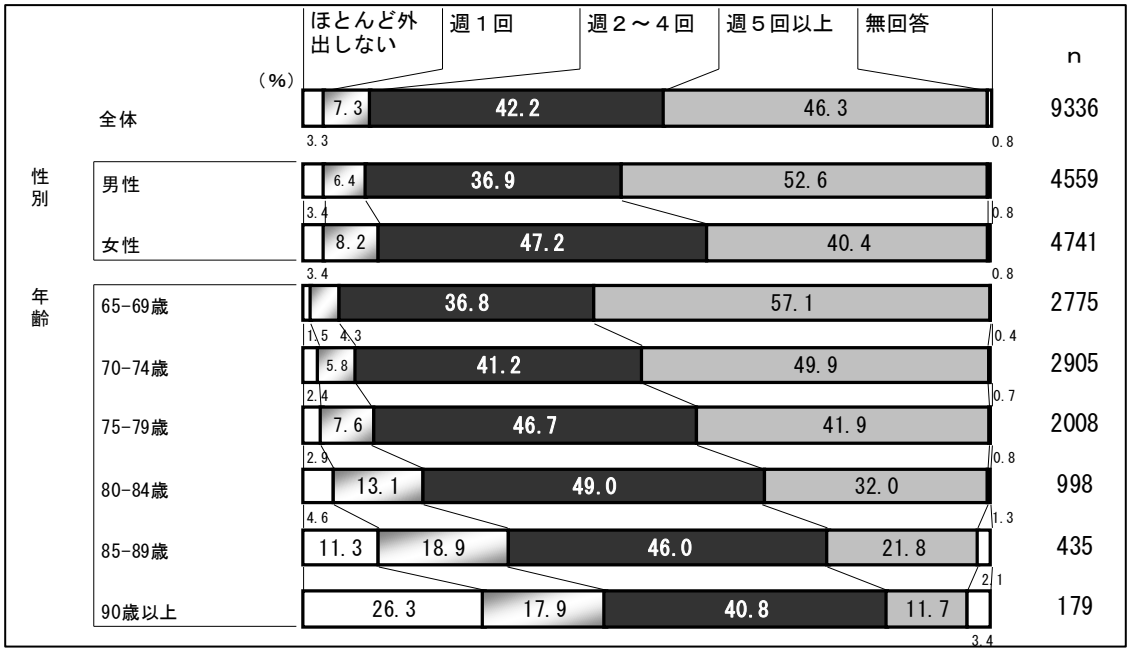

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

外出する際の移動手段についてたずねると，「徒歩」や「自動車（自分で運転）」，「電車」，「自転車」，「路線バス」などが上位となっています。

■外出する際の移動手段（全体／複数回答）■

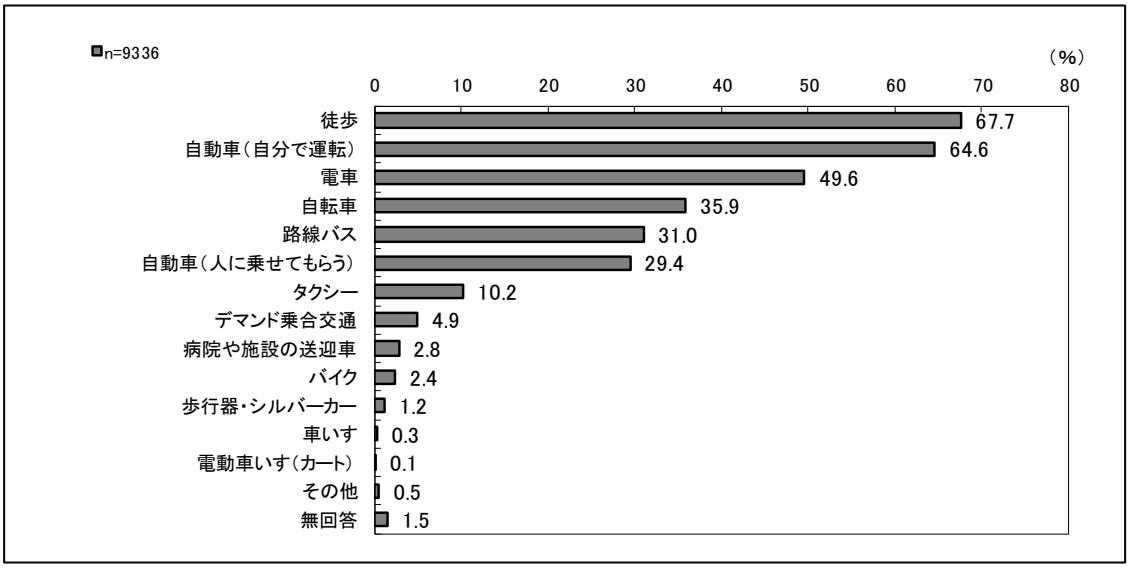

自動車運転免許の有無についてたずねたところ，男性では「持っている」が 86.8%を占めるのに対し，女性では 58.1%にとどまっています。また，高齢になるほど「持っていない（取得していない)」,「返納した」の割合が高くなっています。

■自動車運転免許の有無■

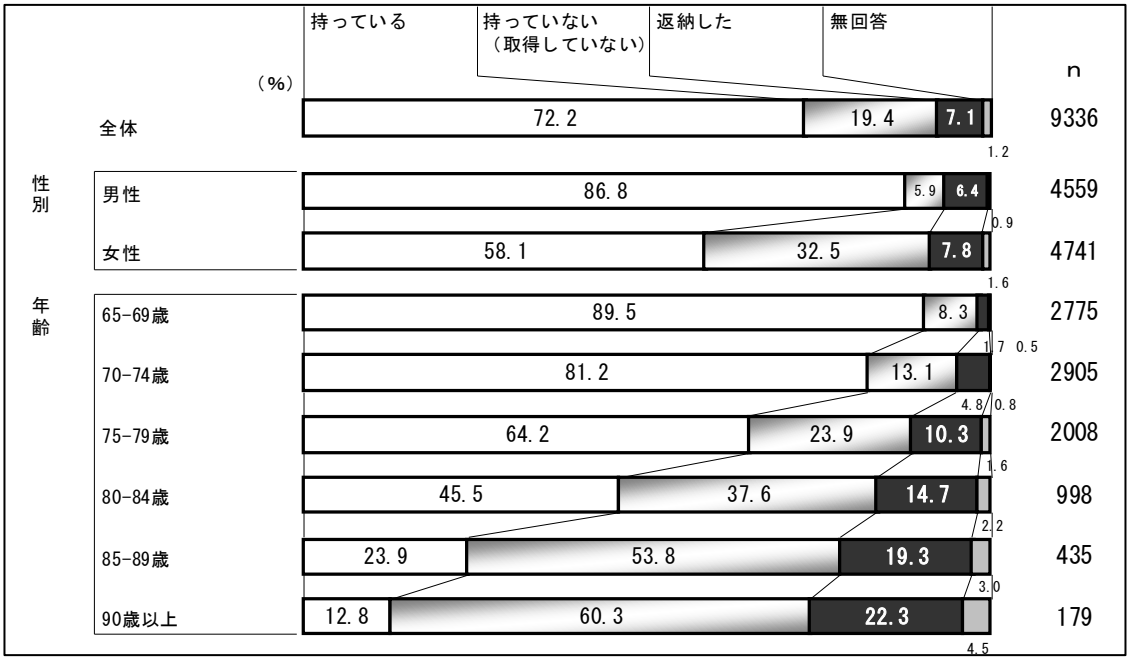

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

自動車運転免許を返納した場合の移動手段についてみると,「徒歩」が最も多く，次いで「路線バス」,「電車」などが多くなっています。高齢化の進行に伴い，公共交通機関の重要性がますます高まっていくと見込まれます。

■自動車運転免許を返納した場合の移動手段（全体／複数回答）■

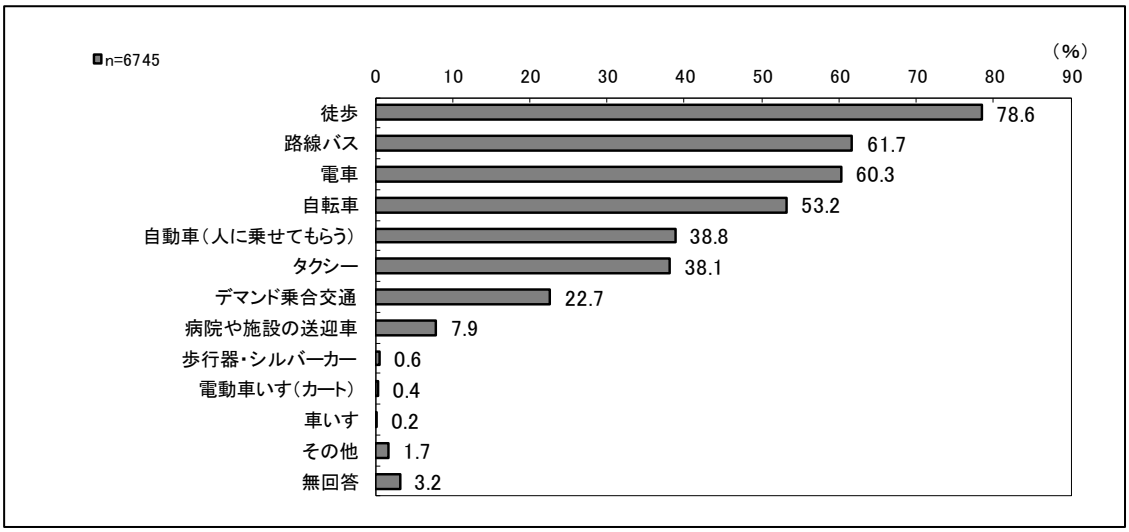

２．健康状態について

現在の健康状態についてたずねたところ，「とてもよい」と「まあよい」を合わせた“よい”が81.8%を占めているのに対し，「あまりよくない」と「よくない」を合わせた“よくない”が14.1%を占めています。高齢になるほど“よくない”の割合が高くなっており，加齢によって健康状態に課題を抱える人が多くなることがわかります。

■現在の健康状態■

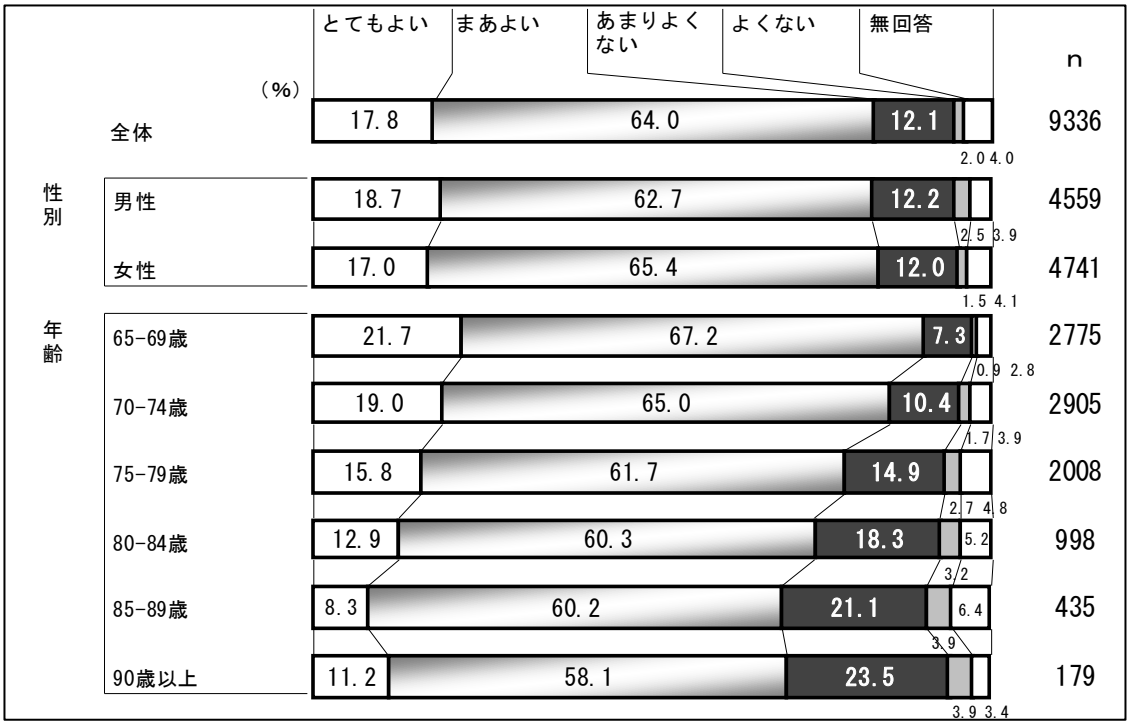

※端数処理のため，割合の和は必ずしも100.0%にならない。

現在治療中または後遺症のある病気については，「高血圧」が他を大きく引き離して最も多くなっています。高血圧は脳卒中や脳梗塞などの脳血管障害，心筋梗塞や心不全などの心臓病，腎臓病を引き起こしやすくなることから，普段の食生活や喫煙，飲酒，運動不足など普段の生活習慣の改善が必要です。

■現在治療中または後遺症のある病気（全体／複数回答）■

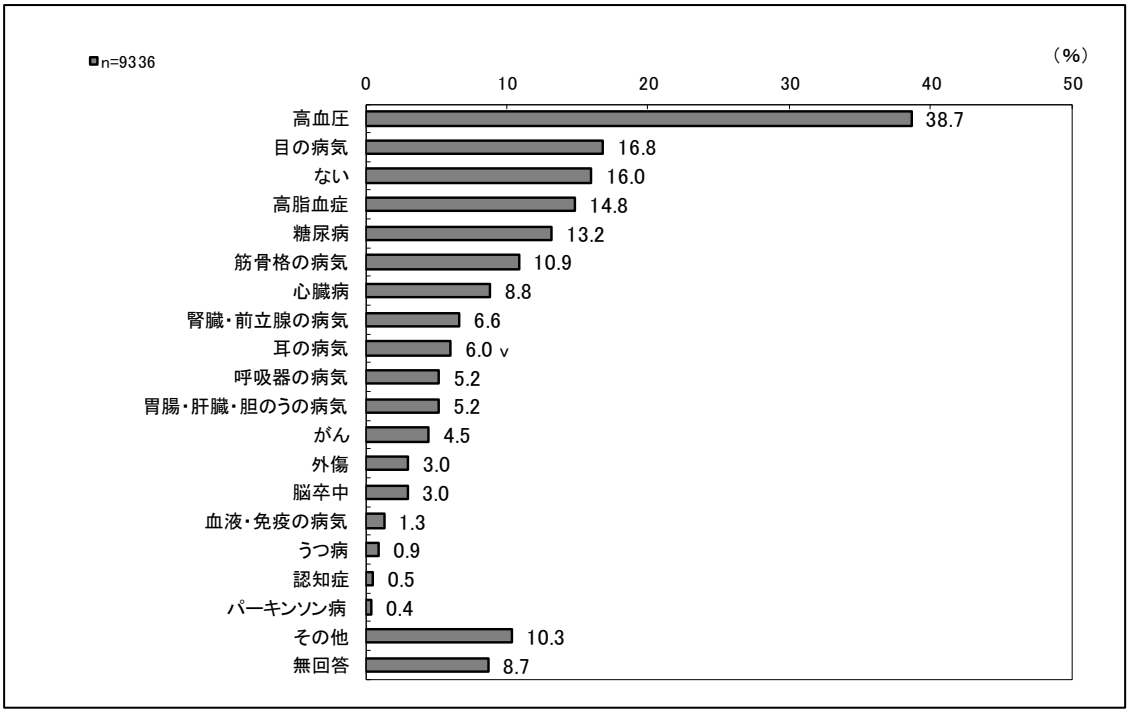

３．認知症について

自分あるいは家族に認知症の症状があるかたずねたところ，「はい」が全体の 8.2%を占めています。性別や年齢で見ても，いずれも１割程度となっており，特に大きな違いはありません。

■自分あるいは家族に認知症の症状があるか■

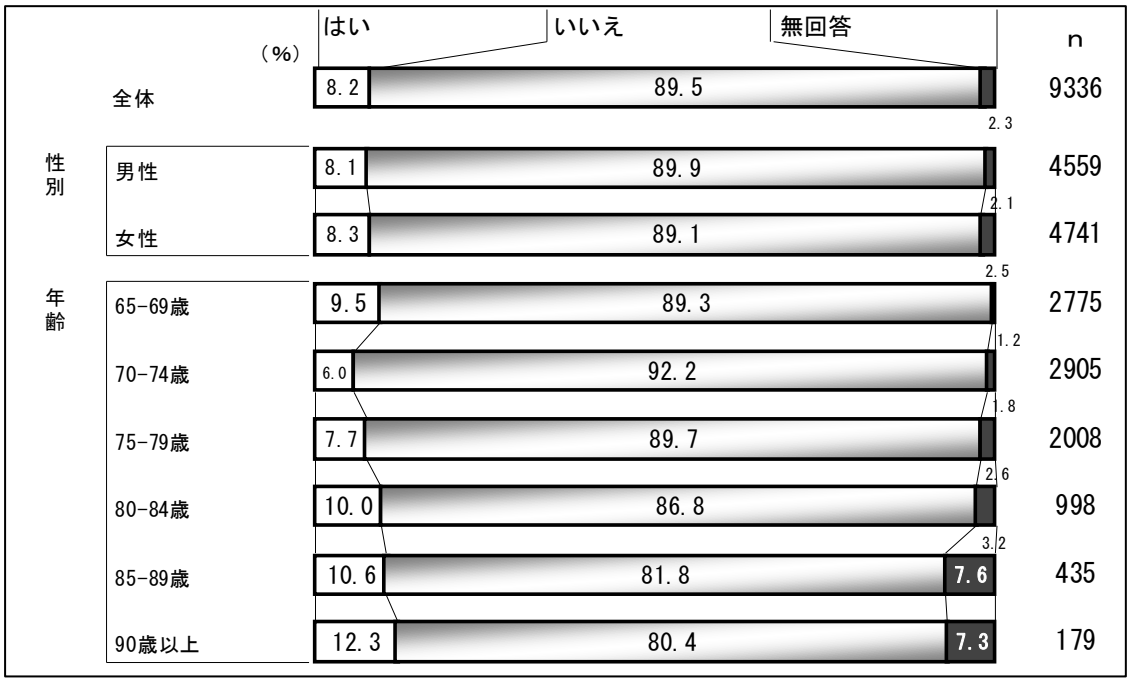

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

認知症に関する相談窓口を知っているかたずねたところ，「はい」は全体の 34.0%となっています。性別で見ると，男性と比べて女性の「はい」の割合が高くなっています。

■認知症に関する相談窓口を知っているか■

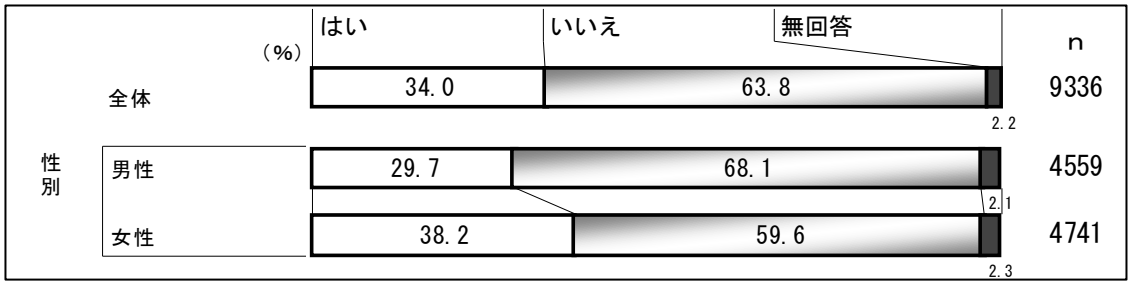

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

知っている相談窓口については，「市役所（地域包括支援センター）」が他を大きく引き離して最も多くなっています。「市役所（地域包括支援センター）」以外では，「かかりつけ医」の割合が高くなっています。

■知っている相談窓口■

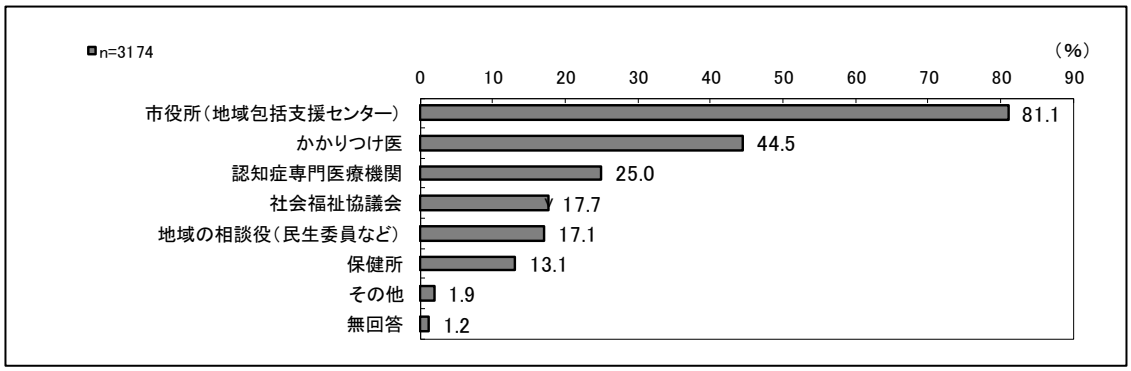

４．趣味・生きがいについて

趣味はあるかたずねたところ，全体では「趣味あり」が８割強，「思いつかない」が２割弱を占めています。80 歳以上になると「思いつかない」の割合が高くなる傾向がうかがえます。

■趣味はあるか■

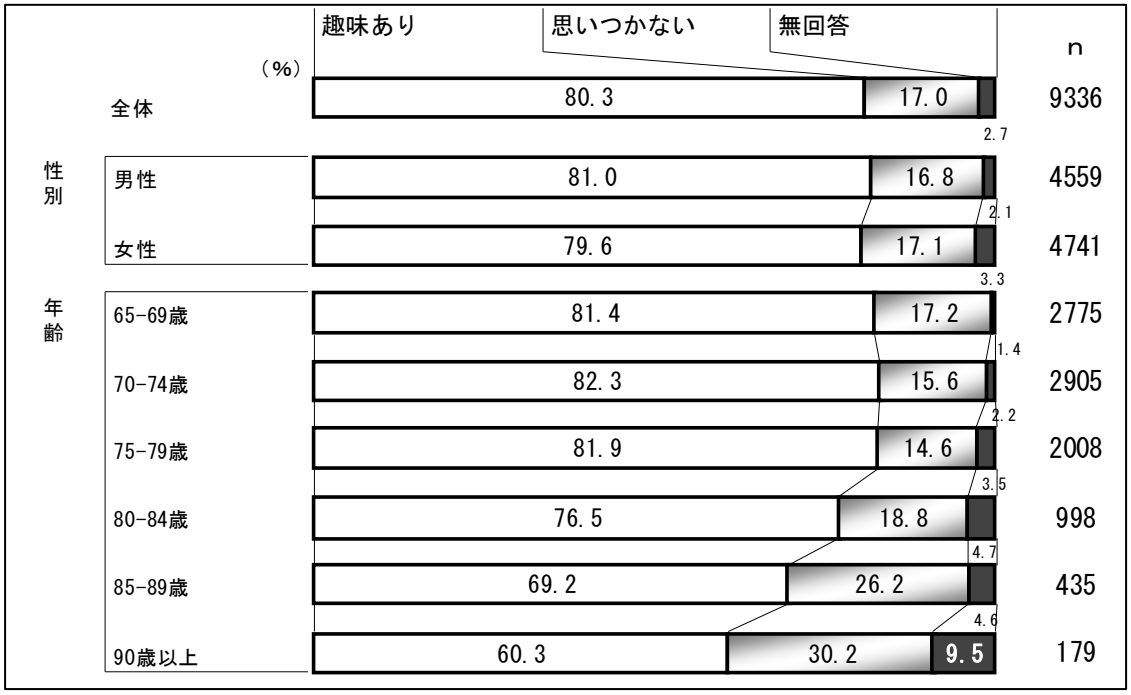

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

生きがいはあるかたずねたところ,「生きがいあり」は全体の 68.8%となっています。後期高齢者（75 歳以上）と比較すると，前期高齢者（65～74 歳）の「生きがいあり」の割合が高くなっています。

■生きがいはあるか■

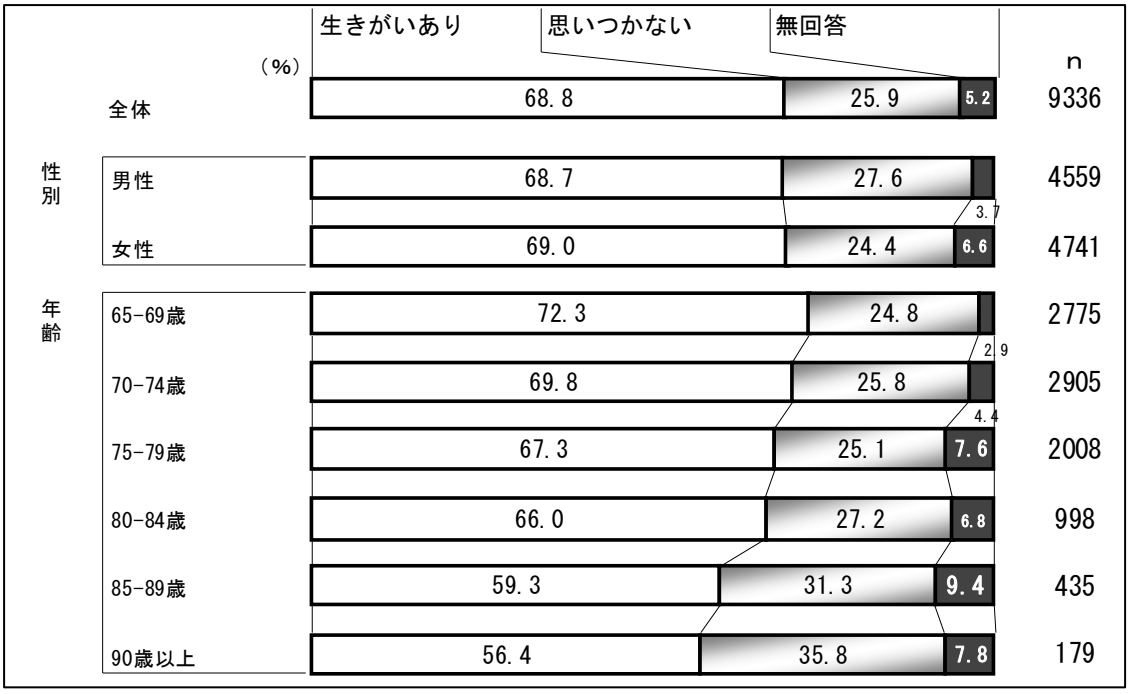

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

地域活動等への参加状況についてたずねたところ，スポーツ関係のグループ，趣味関係のグループ，町内会・自治会への参加が比較的多くなっています。シルバーリハビリ体操（パタカ）や出前サロン，シニアクラブ（老人クラブ）は「参加していない」の割合が高く，いずれも６割台となっています。

■会・グループ等への参加状況（ボランティアのグループ）■

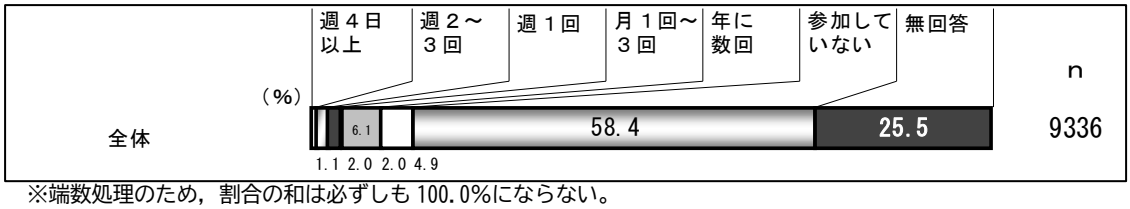

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（スポーツ関係のグループ）■

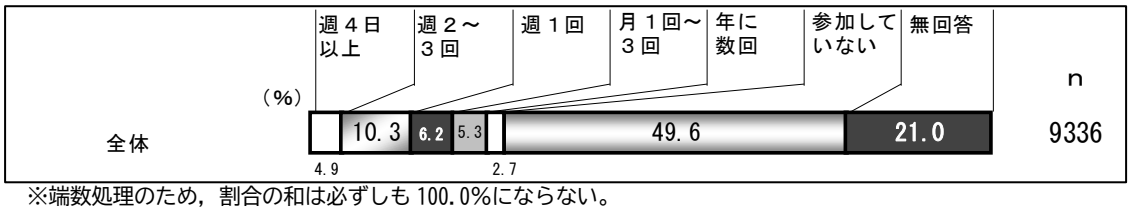

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（趣味関係のグループ）■

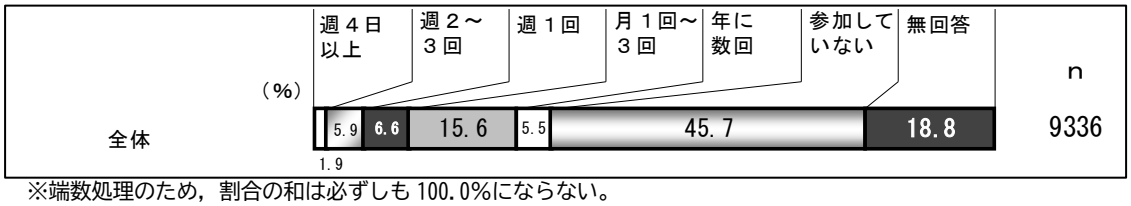

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（学習・教養サークル）■

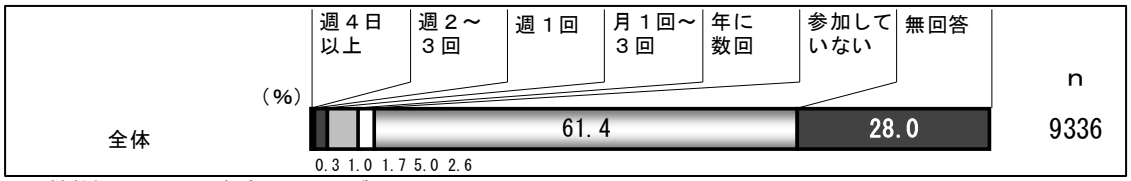

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（シルバーリハビリ体操（パタカ））■

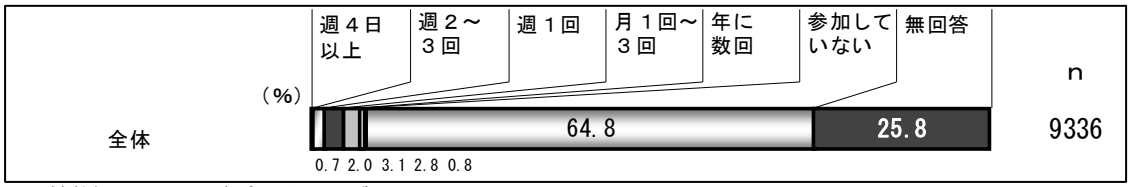

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（出前サロン）■

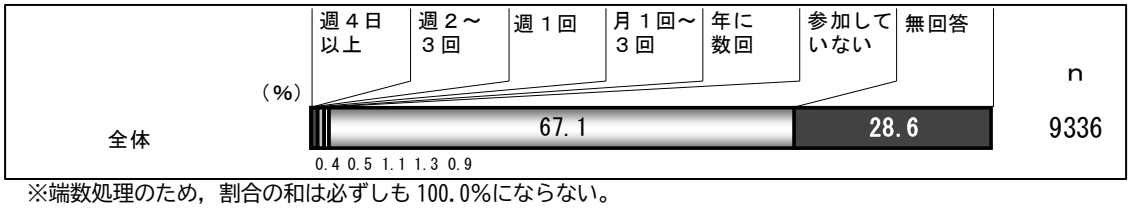

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（シニアクラブ（老人クラブ））■

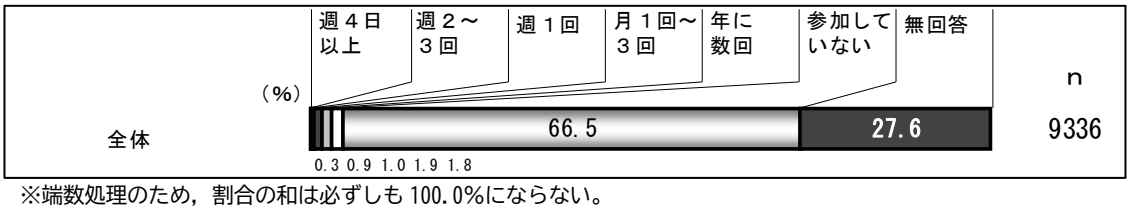

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（町内会・自治会）■

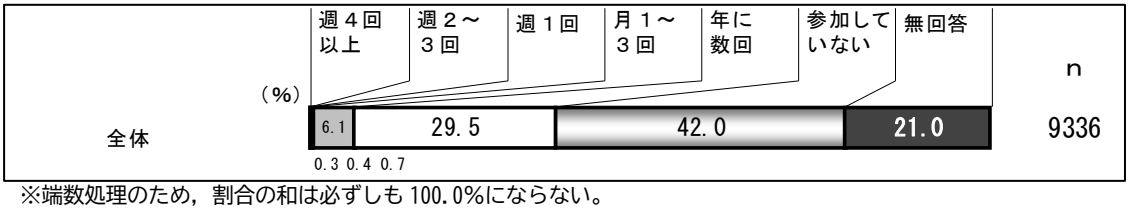

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■会・グループ等への参加状況（収入のある仕事）■

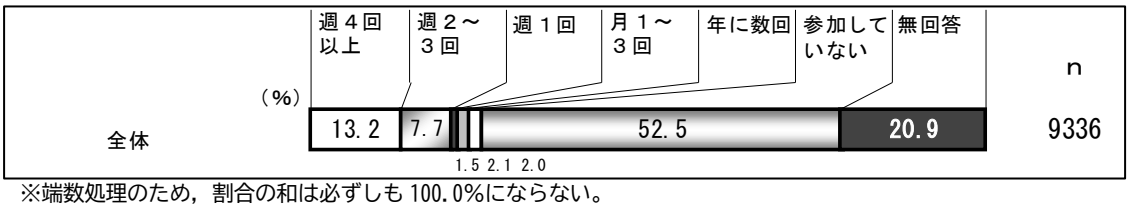

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

地域活動への参加者としての参加意向についてたずねると，「参加してもよい」が 50.3%を占めているほか，「是非参加したい」は 8.6%となっています。「既に参加している」は 8.4%にとどまっていることから，参加意向があっても何らかの理由によって参加できていない人がいることがうかがえます。

企画・運営としての参加意向については，「参加してもよい」が 36.7%となっています。地域活動の活性化を図るためには，より主体的な関与のできる人材の発掘が求められます。

■地域活動に参加者として参加したいか■

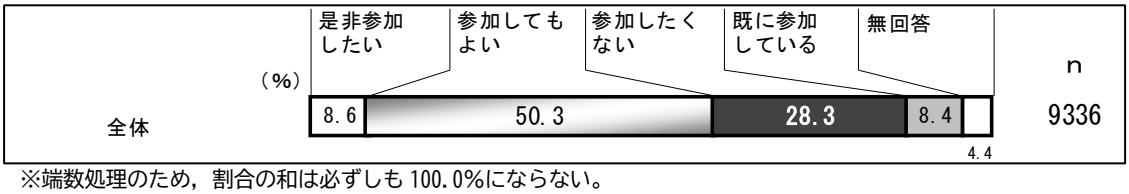

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

■地域活動に企画・運営として参加したいか■

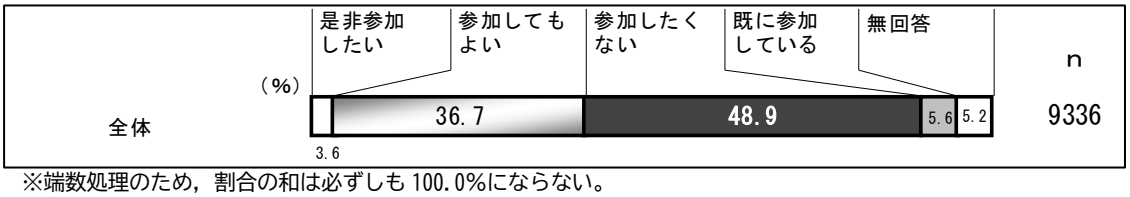

※端数処理のため，割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

５．地域における助け合い

安否確認の声掛けについて，まわりの人からの手助けを希望するかたずねたところ，「希望する」が35.3%を占めています。また，今後まわりの人に手助けしたいかたずねたところ，「したいと思う」が40.2%を占めています。

また，災害時の避難についてもたずねたところ，まわりの人からの手助けを「希望する」が44.0%，今後まわりの人に手助け「したいと思う」が37.4%となっています。

■まわりの人からの手助けを希望するか（安否確認の声掛け）■

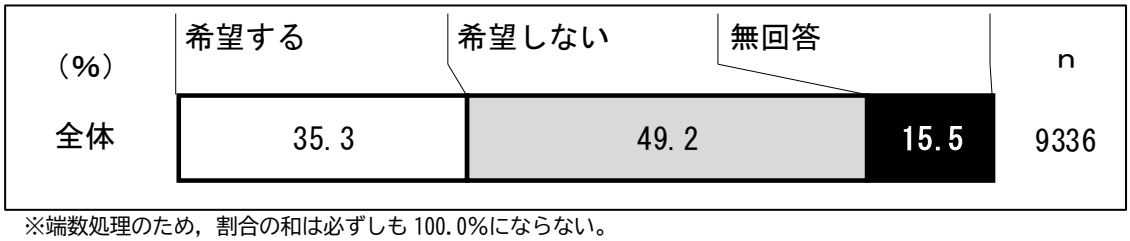

※端数処理のため，割合の和は必ずしも100.0%にならない。

■今後まわりの人に手助けしたいか（安否確認の声掛け）■

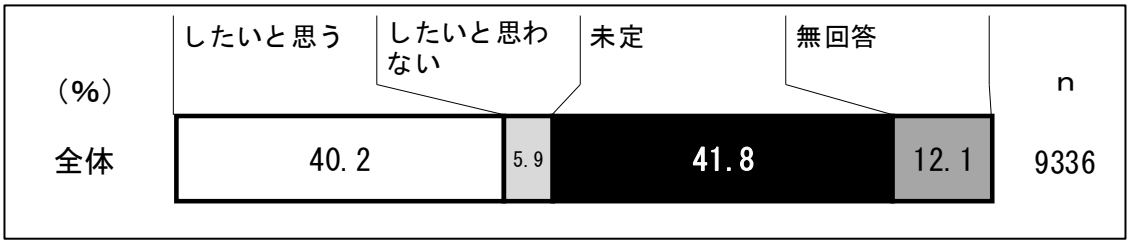

※端数処理のため，割合の和は必ずしも100.0%にならない。

■まわりの人からの手助けを希望するか（災害時の避難）■

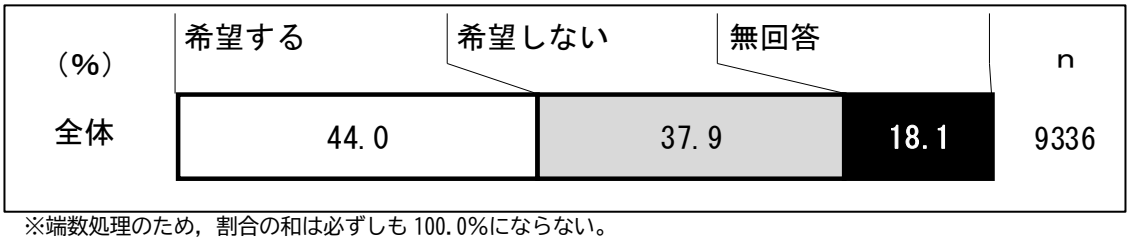

※端数処理のため，割合の和は必ずしも100.0%にならない。

■今後まわりの人に手助けしたいか（災害時の避難）■

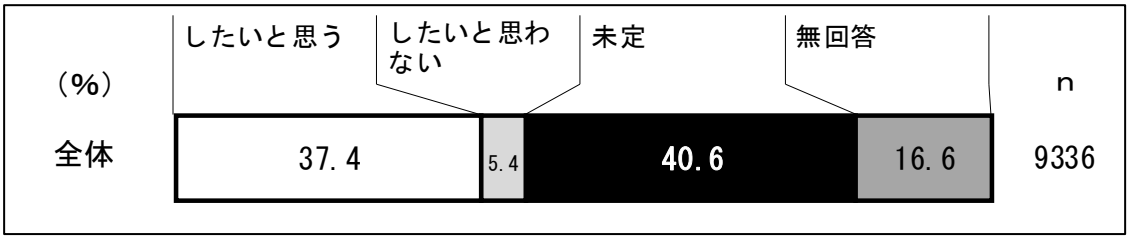

※端数処理のため，割合の和は必ずしも100.0%にならない。

（３）調査結果の概要（在宅介護実態調査）

１．主な介護者が不安に感じる介護

現在の生活を継続していくに当たって，主な介護者が不安に感じる介護についてたずねたところ，「認知症状への対応」が大きな割合を占めています。特に「要介護１・２」では４割以上を占めています。また，「日中の排泄」と「夜間の排泄」について見ると，要介護度が上昇するにつれて割合が高くなっており，要介護３以上ではいずれも３割強を占めています。

■要介護度別・介護者が不安に感じる介護■

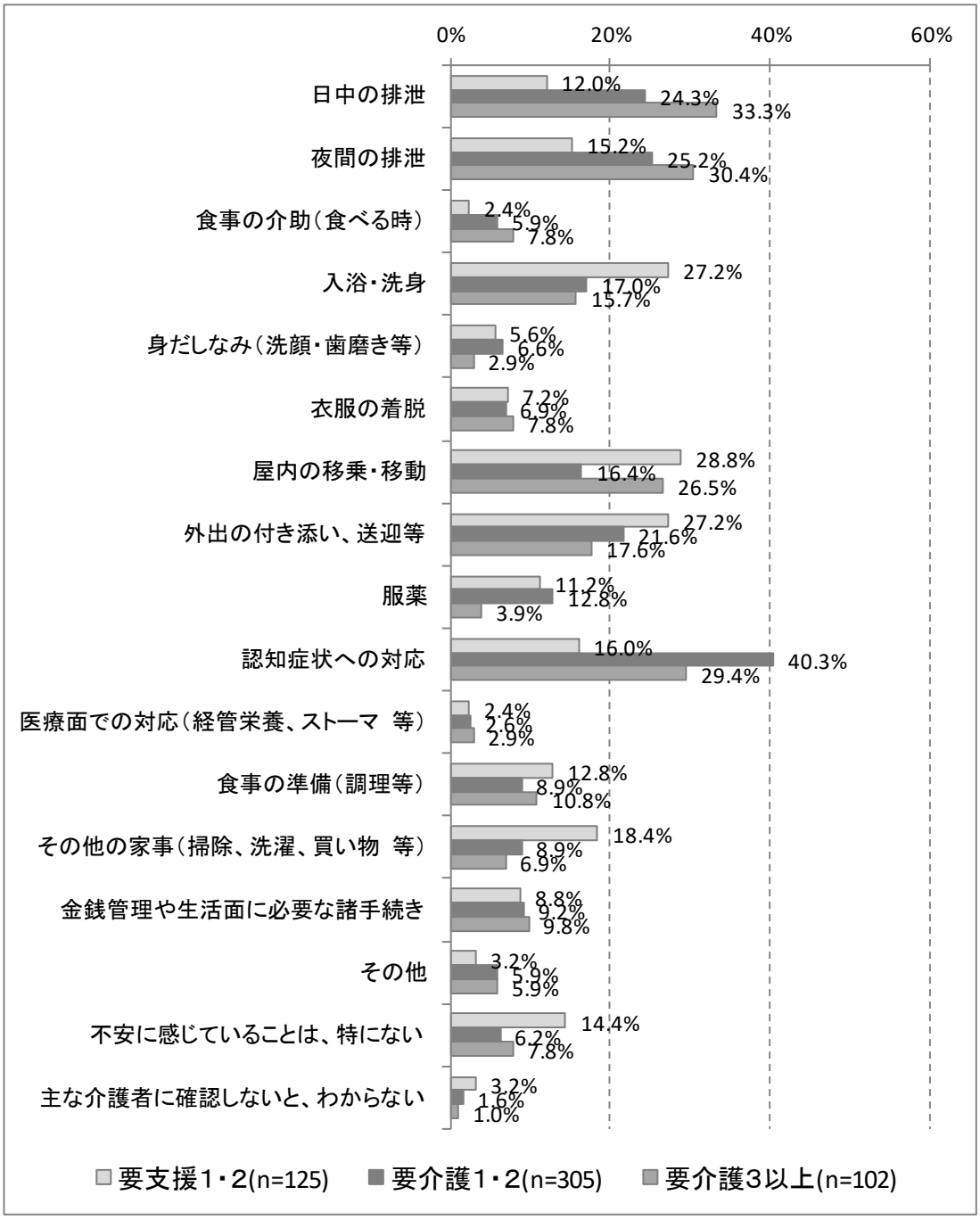

認知症自立度別に見ても，「認知症状への対応」に不安を抱えている介護者が多く，特に認知症自立度Ⅱでは 42.3%，認知症自立度Ⅲでは 54.2%となっています。「日中の排泄」や「夜間の排泄」も，自立度が低下するにつれて割合が高くなる傾向があることがわかります。

■認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護■

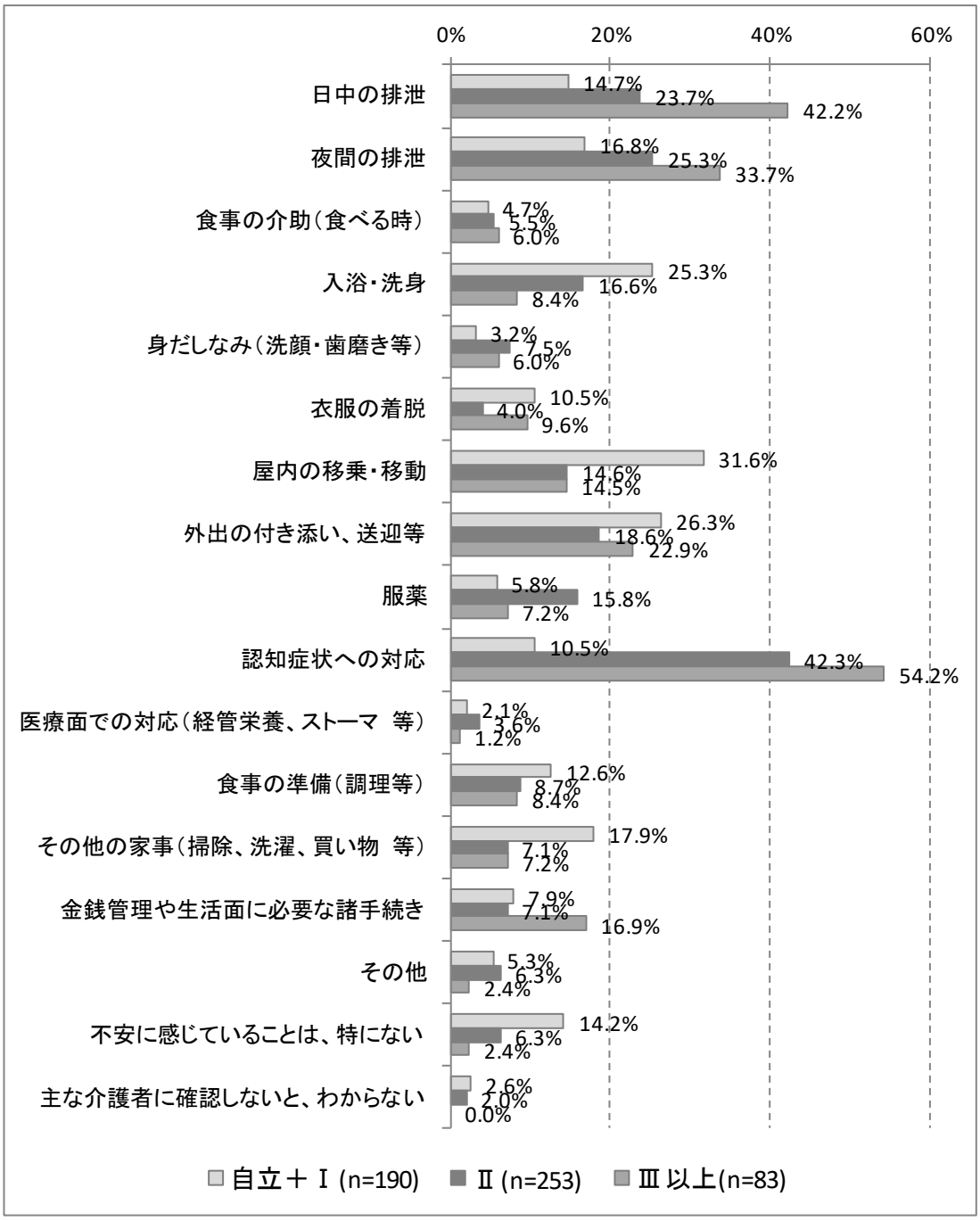

２．主な介護者の不安の軽減に必要なサービス

「サービス利用の組み合わせ」と「主な介護者が不安に感じる介護」の関係について，特に在宅限界点のポイントとなる「夜間の排泄」及び「認知症状への対応」について見ると，「夜間の排泄」では，訪問系のみの人の方が不安を感じている人が少なくなる傾向がうかがえます。「認知症状への対応」も同様の傾向がうかがえ，訪問系のみでは回答者なしとなっています。

■サービス利用の組み合わせ別・介護者が不安を感じる介護（要介護３以上）■

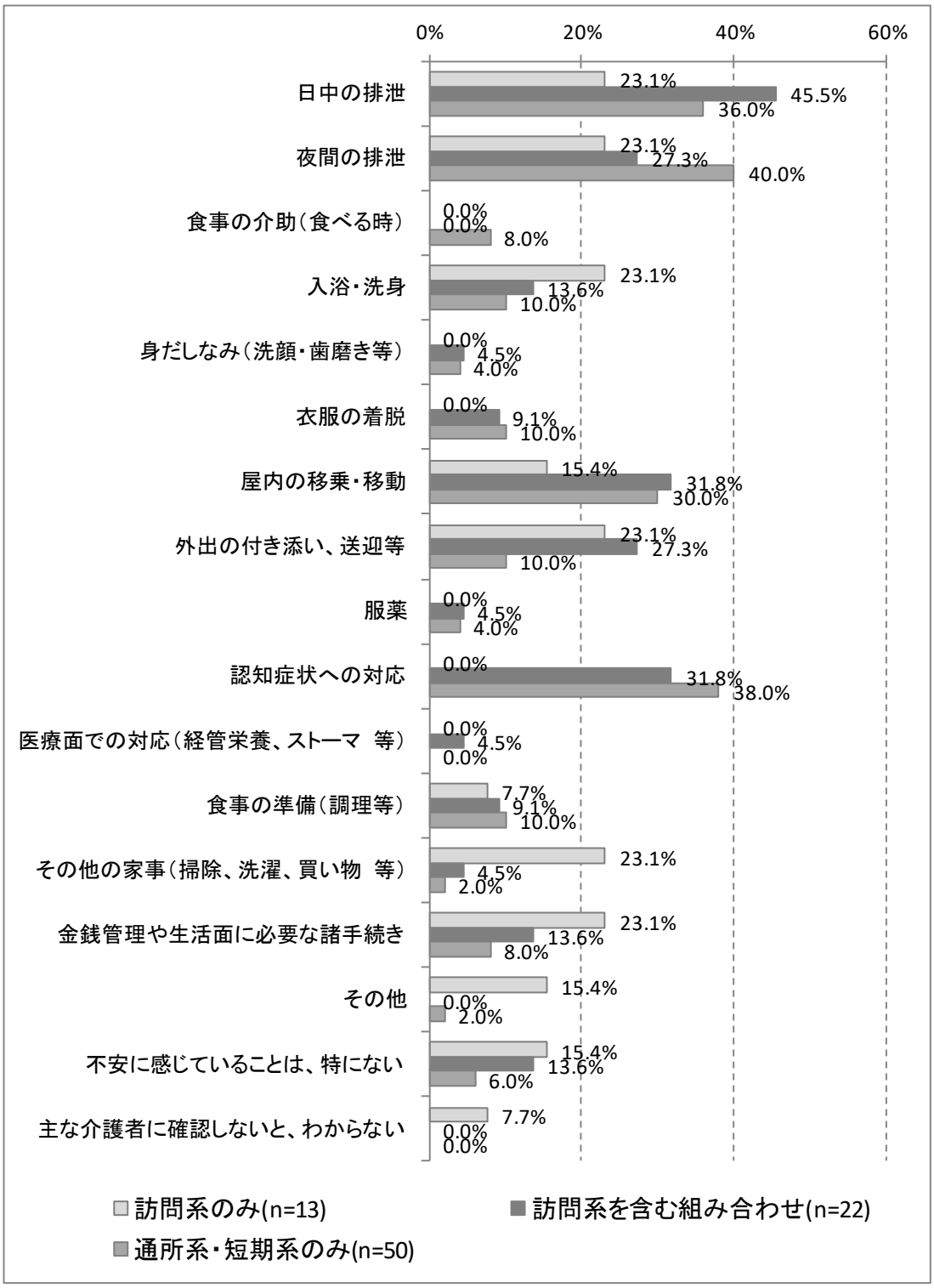

認知症Ⅲ以上の認定者については，以下のとおりです。介護者の負担が大きく，レスパイト[7]中心のサービス利用となっているケースであっても，認知症状の状態に応じて訪問，通所，短期系サービスを組み合わせて利用できるようにすることが，介護者への負担を減らすことにつながり，在宅限界点の向上を図ることができると見込まれます。

■サービス利用の組み合わせ別・介護者が不安を感じる介護（認知症Ⅲ以上）■

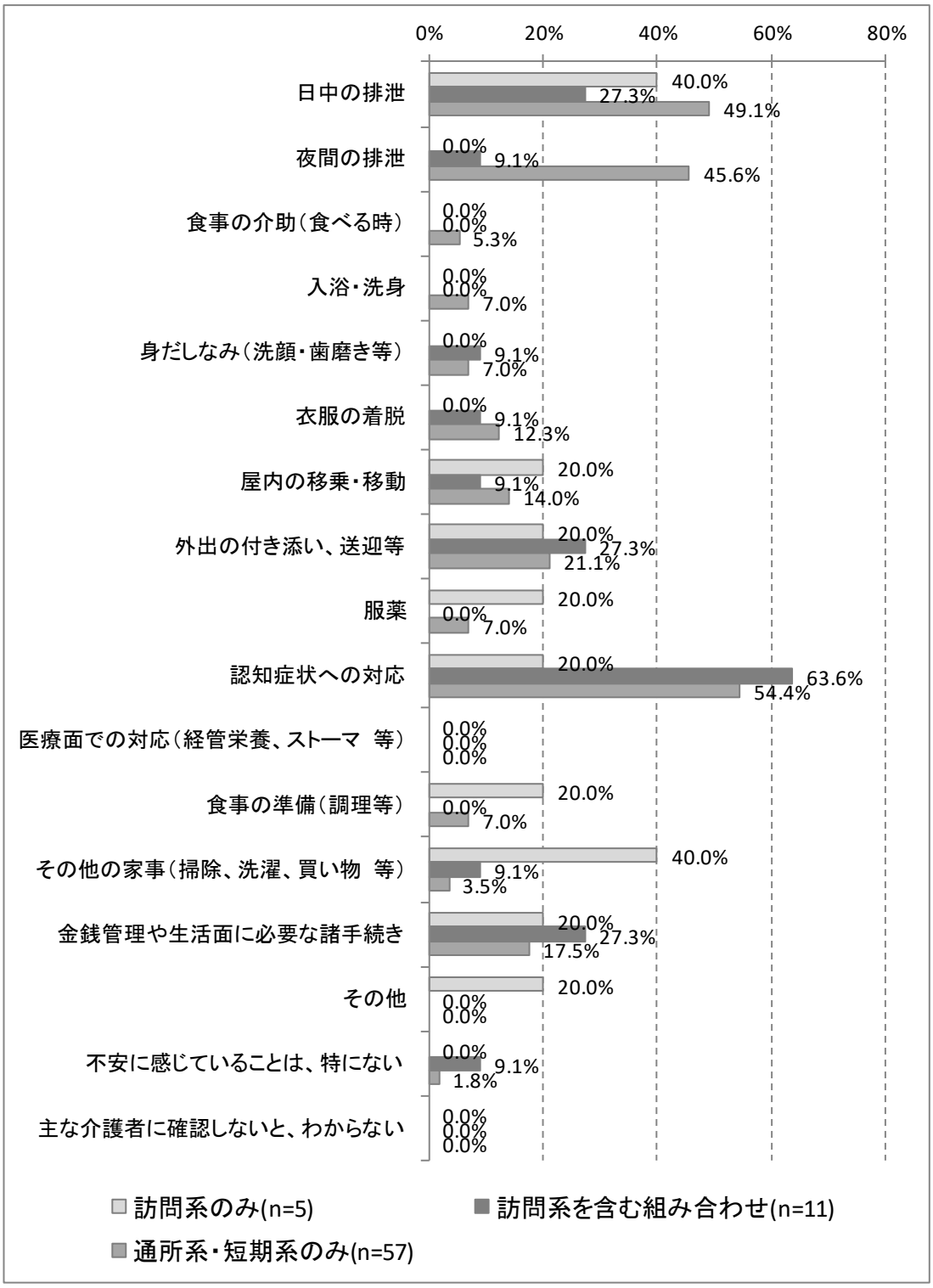

[7] 家族介護者が，日頃の介護から解放され，心身の休息を取れるようにするサービスのこと

（４）調査結果の概要（介護サービス事業者）

１．サービスの提供における課題

事業を運営する上での問題についてたずねたところ,「新規職員の確保が難しい」と「職員が不足している」が他を大きく引き離して上位となっています。全国的に介護人材の不足が課題となっていますが，本市においても同様であることがうかがえます。

介護サービスを新設する場合にあるとよい支援についても，回答した事業所の多くが「人員確保のための支援」を挙げています。

■事業を運営する上での問題（全体／複数回答）■

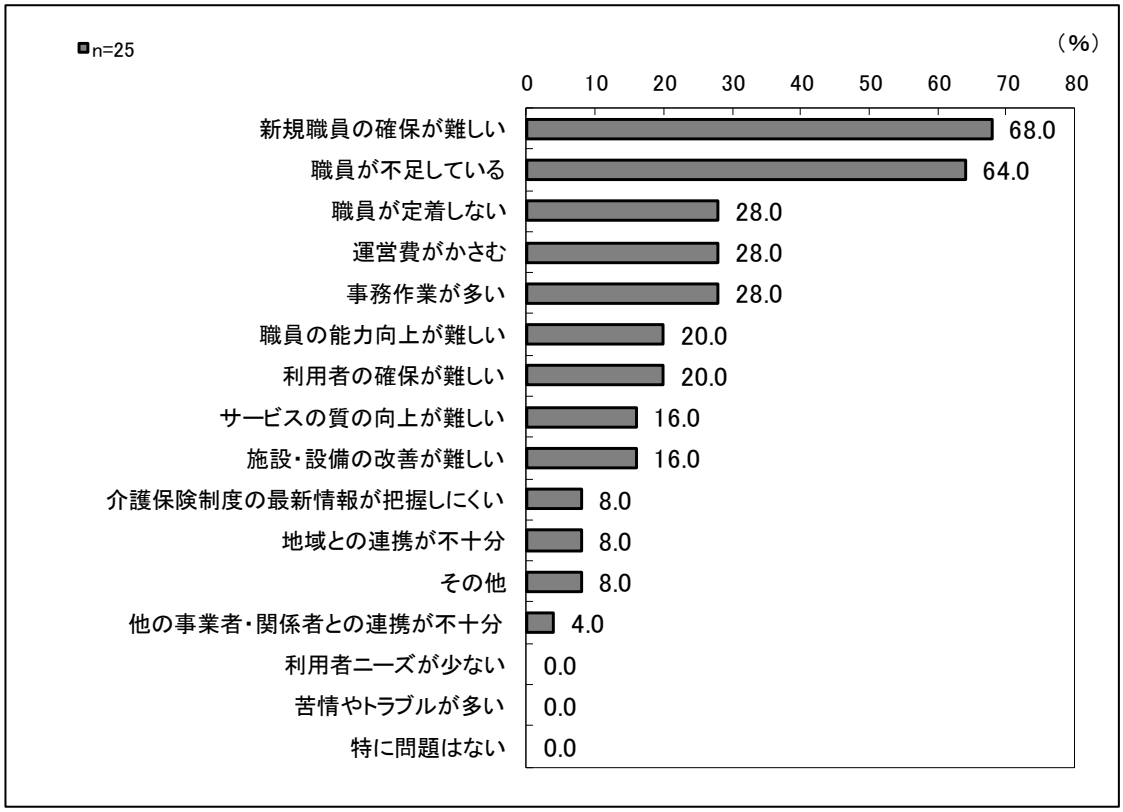

■介護サービスを新設する場合にあるとよい支援（全体／複数回答）■

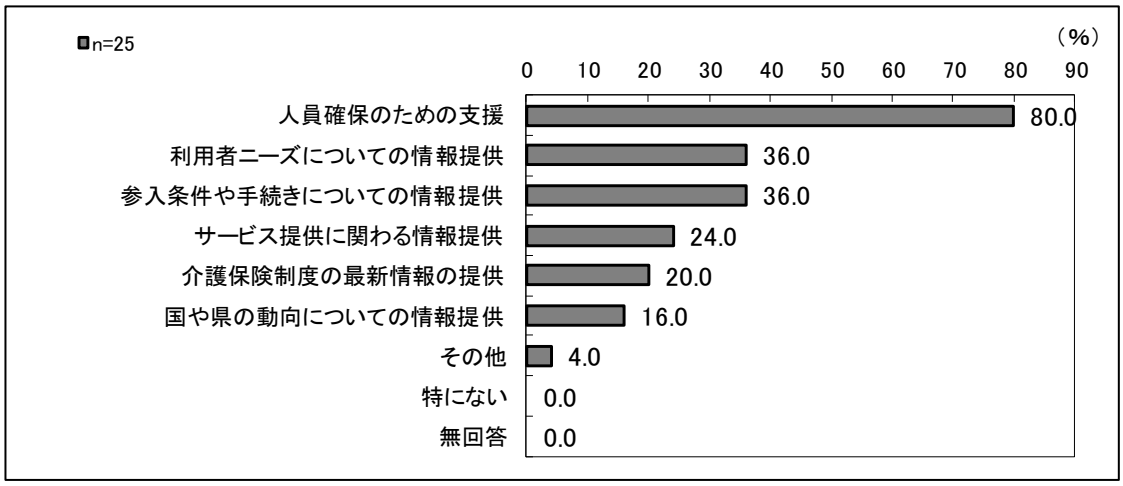

２．量的に不足しているサービス・今後不足すると感じるサービス等

量的に不足しているサービス・今後不足すると感じるサービスについてたずねたところ，「訪問介護」が最も多く，次いで「認知症対応型共同生活介護」，「短期入所生活介護」・「介護老人福祉施設」などとなっています。

■量的に不足しているサービス・今後不足すると感じるサービス（全体／複数回答）■

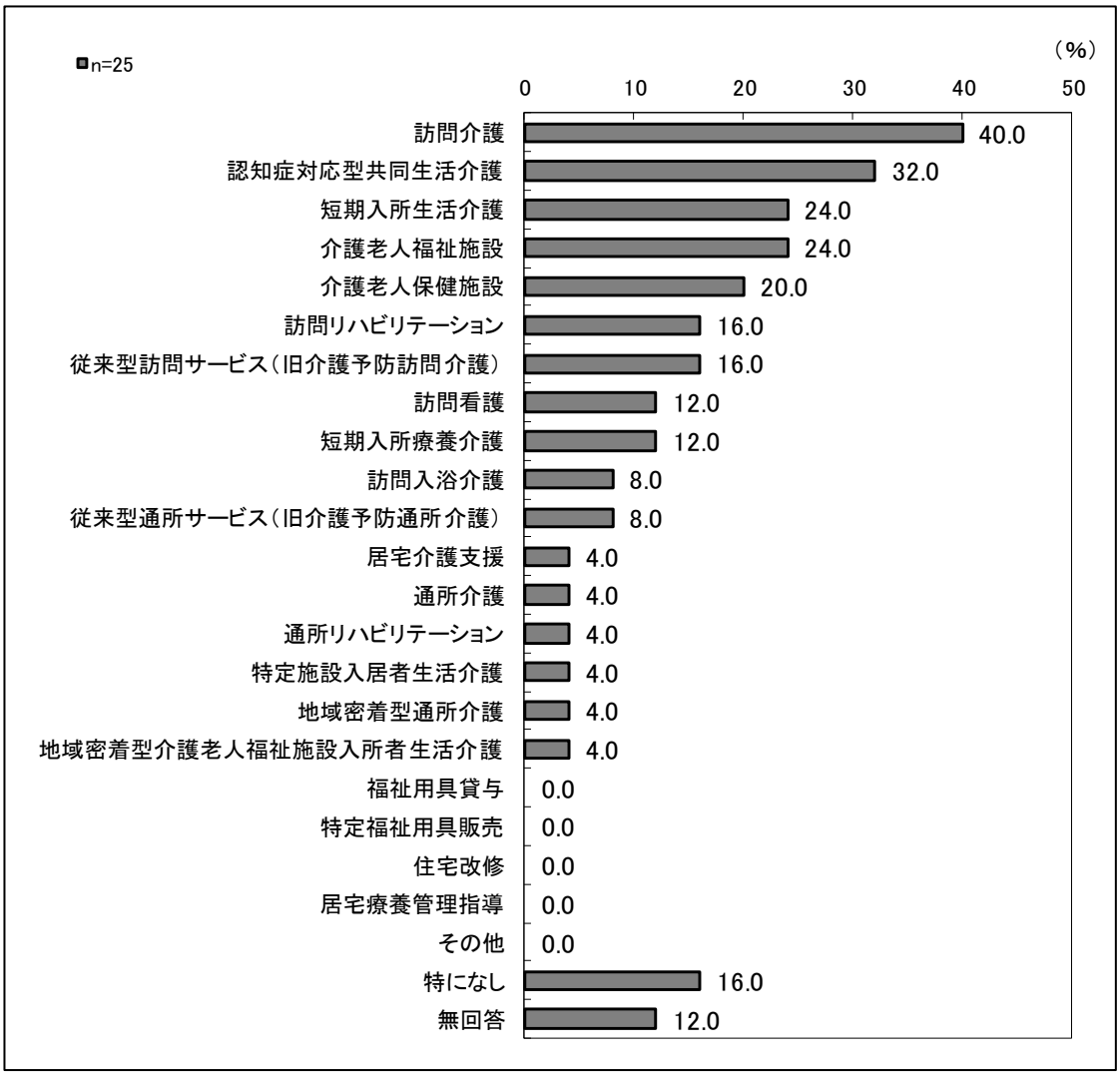

今後ニーズが高まると想定されるサービスについては，「介護医療院」・「看護小規模多機能型居宅介護」，「夜間対応型訪問介護」などとなっています。

■今後ニーズが高まると想定されるサービス（全体／複数回答）■

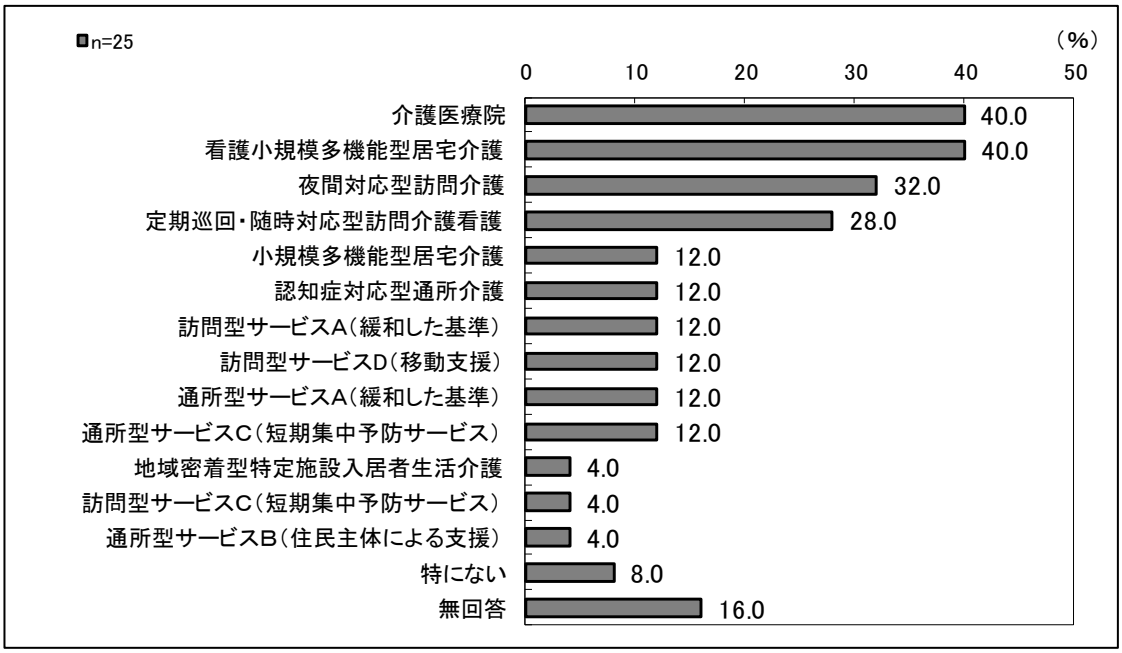

第５節　地区ごとに見た守谷市の特徴

ここでは，本市の日常生活圏域ごとに特徴を抽出します。

日常生活圏域とは，高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために，地理的条件，人口，交通事情その他社会的条件，介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。

本市では，守谷地区，高野地区，大野地区，大井沢地区，北守谷地区，みずき野地区の６つの圏域を設定しています。

■守谷市の日常生活圏域■

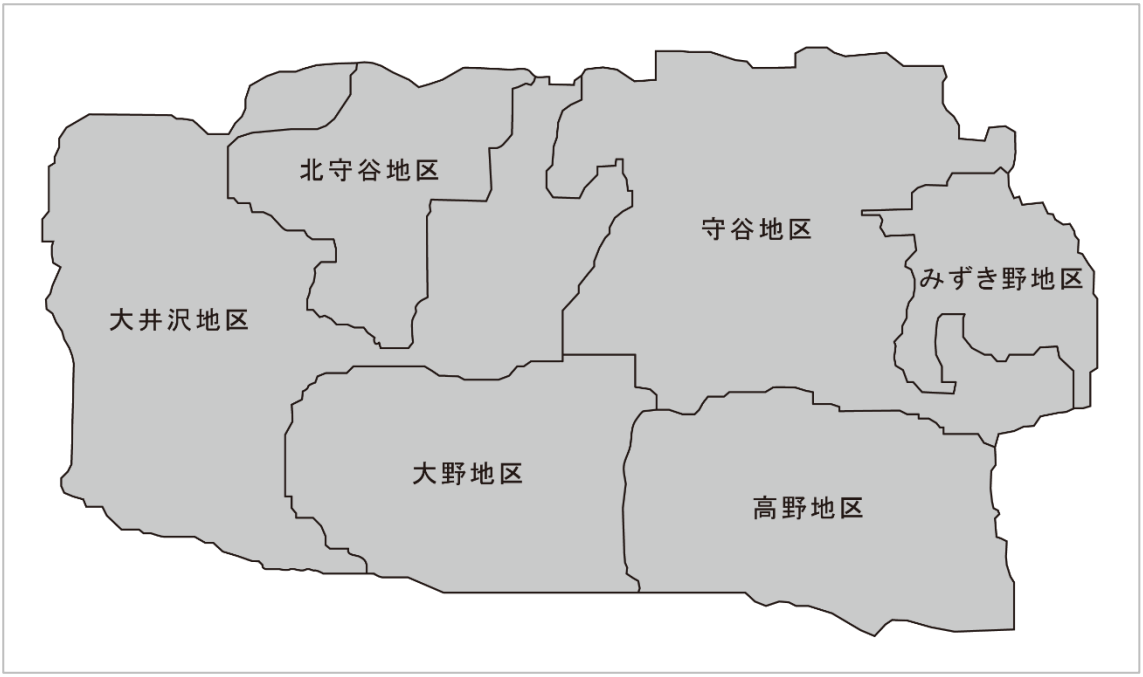

■日常生活圏域の住所区分■

圏域名称	住所
守谷地区	赤法花，小山，中央，同地，ひがし野，本町，松並，松並青葉，百合ケ丘
高野地区	乙子，けやき台，高野，鈴塚，松ケ丘，美園
大野地区	大柏，野木崎，緑一丁目
大井沢地区	板戸井，大木，大山新田，立沢，緑二丁目
北守谷地区	久保ケ丘，御所ケ丘，松前台，薬師台
みずき野地区	みずき野

（１）守谷地区（赤法花，小山，中央，同地，ひがし野，本町，松並，松並青葉，百合ケ丘）

守谷地区は，令和２（2020）年８月１日時点において 26,066 人と，最も人口の多い地区となっています。つくばエクスプレス守谷駅周辺の高層マンションの建設などにより，子育て世代などを中心とする若年層の多い地区であり，高齢化率は市内で最も低い 16.5%となっています。公共交通が充実しており，アンケート結果でも自動車運転免許を保有しない高齢者の割合が高くなっています。

一方で，近年開発が進んだ守谷駅周辺以外では高齢化が進んでおり，同じ守谷地区内でも，高齢化の進行状況には差が生じています。また，核家族化の進行やプライバシー意識の高まり等により，地域内でのつながりが希薄となっている可能性が高いと推測されます。

介護予防・認知症予防に向けた取組を継続することはもちろんのこと，高齢者を孤立させないよう，地域での見守り・多世代での交流活動の場の提供等，地域づくり活動の推進が急務となっています。

■アンケート結果から見た特徴■

持家比率が他地区よりも低い。	自動車運転免許の保有率が低い。
● 住まいについてたずねたところで，「持家（一戸建て）」が 84.2%，「持家（集合住宅）」が 6.5%となっており，他の地区よりも低くなっている。	● 自動車運転免許を「持っている」の割合は 66.9%，「持っていない（取得していない）」の割合が 24.0%と，全６地区の中で最も保有率が低い。
１人暮らしの割合が高い。	外出の回数が減っていると感じている人が多い。
● 家族構成で見ると「１人暮らし」が 13.3%と，他の地区に比べて高くなっている。	● 「とても減っている」，「減っている」と回答した人の割合が合わせて 19.8%と他の地区よりも高くなっている。

（２）高野地区（乙子，けやき台，高野，鈴塚，松ケ丘，美園）

高野地区は，市の南端に位置する地区です。市内で３番目に人口が多い地区となっており，令和２（2020）年８月１日時点で総人口 14,932 人，高齢化率は 20.9%となっています。比較的若年層が多い地区ではあるものの，1990 年代末に新たに整備された美園周辺，分譲時期の早い松ケ丘地区とけやき台地区，農村地域が混在し，各種統計・調査等でも，守谷市全体の現状に最も近い値を数多く示す傾向にあります。

早い時期に分譲された松ケ丘地区，けやき台地区は高齢化が進んでいることから，地域の中で高齢者が孤立しないよう，地域での見守り，多世代での交流活動の場等，地域づくり活動の推進が必要であり，それ以外の地域は地域のつながりを生かした高齢者の支え合いを推進していく必要があります。

■アンケート結果から見た特徴■

自動車運転免許の保有率が市の全体平均と近似。

- 自動車運転免許を「持っている」の割合は 72.0%（市全体では 72.2%），「持っていない（取得していない）」の割合は 18.8%（市全体では 19.4%）と近似している。

階段を手すりや壁をつたわらずに昇ることが「できる」人の割合が市の全体平均と近似。

- 階段を手すりや壁をつたわらずに昇ることができる割合は 67.9%（市全体では 67.8%）となっており近似している。

いずれの設問でも，平均的な割合を占めている。

- ほとんどの設問で全体の割合とほぼ同水準の割合を占めている。（守谷市全体の傾向と同じ＝守谷市全体の特徴を示す地区である）

（３）大野地区（大柏，野木崎，緑一丁目）

大野地区は，令和２（2020）年８月１日時点で総人口 3,037 人と，市内で最も人口規模が小さい地区です。市役所，社会福祉協議会，中央図書館をはじめとする主要な公共施設が多く立地するほか，緑一丁目・二丁目には工業地域が形成されています。

大規模な住宅地の造成等は行われておらず，高齢化率は 30.0%と，市内で２番目に高い地区となっています。家族構成として，「息子・娘との２世帯」と回答した割合が他の地区よりも高く，ひとり暮らし高齢者の割合が比較的低いと想定されます。また，町内会や自治会への参加頻度も高い地区である一方，外出を控える人の割合が高いという特徴も見られています。

高齢化率が比較的高い地域であることから，介護予防や認知症予防の取組を今後も継続して実施していく必要があります。また，外出を控える人の割合が高いことから，町内会や自治会のみならず，趣味やスポーツ等の地域活動の活性化を図り，閉じこもりの予防につながる事業を進めていく必要があります。

■アンケート結果から見た特徴■

息子・娘との２世帯が３割弱を占める。

- 家族構成をみると，「息子・娘との２世帯」が 27.6%を占めている。「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」は 32.9%にとどまっている。
- 他の地区では「配偶者」が主な介助者となるケースが多いが，大野地区では「娘」が最も多くなっている。「息子」も第２位となっており，子どもが介護・介助者となっているケースが多い。

自分で自動車を運転して移動する人が多い。

- 外出する際の移動手段として，「自動車（自分で運転）」が第１位となっている。
- バスや電車を使って１人で外出しているかについて，「できるし，している」の割合が他の地区よりも低くなっている。

外出を控える人の割合が高い。

- 外出を控えているかたずねたところ，「はい」を回答した割合が 16.7%と，他の地区よりも高くなっている（全体では 11.5%）。

町内会・自治会への参加頻度が高い。

- 町内会・自治会への参加頻度が他の地区よりも高い。「参加していない」の割合も 31.6%となっており，他の地区よりも低くなっている。

趣味について「思いつかない」人が多い。

- 趣味はあるかという設問に対し，「思いつかない」が 27.8%と，他の地区よりも高くなっている。

（４）大井沢地区（板戸井，大木，大山新田，立沢，緑二丁目）

大井沢地区は市の西端に位置し，常総市と隣接する地域です。市街地から距離があることなどにより，自分で自動車を運転して移動する人が多くなっています。市内で２番目に人口が少ない地域であり，令和２（2020）年８月１日時点において総人口 3,555 人，高齢化率は 28.0%となっています。農村地域であり，新規の住宅地形成が行われていない地域となっています。

友人の家を訪ねている人の割合が高い地域であり，比較的地域内での交流が積極的に行われている地域であると想定されます。

■アンケート結果から見た特徴■

介護サービスのヘルパーが主な介護・介助者であるケースが多い。

- 主に介護・介助する人について，「介護サービスのヘルパー」が「息子」と並んで第１位。

自分で自動車を運転して移動する人が多い。

- 外出する際の移動手段として，「自動車（自分で運転）」が第１位となっている。
- バスや電車を使って１人で外出しているかについて，「できるし，している」の割合が他の地区よりも低くなっている。

外出を控えている人が多い。

- 外出を控えているかたずねたところ，「はい」を回答した割合が 16.3%と，他の地区よりもやや高くなっている（全体では 11.5%）。

友人の家を訪ねている人の割合が高い。

- 友人の家を訪ねているかという設問に対し，「はい」と回答した割合が 70.5%と，他の地区よりも高くなっている。１か月に会った友人・知人の人数をみると，他の地区に比べてやや多い傾向がうかがえる。

過去１年間の転倒経験が“ある”人の割合が高い。

- 過去１年間の転倒経験が「何度もある」人は 9.2%，「１度ある」人は 21.6%と，他の地区よりも高くなっている。

（５）北守谷地区（久保ケ丘，御所ケ丘，松前台，薬師台）

北守谷地区は，市内で２番目に人口が多い地域であり，令和２（2020）年８月１日時点で総人口は 16,698 人，高齢化率は 25.0%となっています。戸建ての分譲住宅が多いほか，市営住宅，県営住宅も位置しており，比較的早期に分譲された御所ケ丘，久保ケ丘を中心に高齢者の増加が進んでいます。アンケート結果では夫婦ともに高齢者の世帯が過半数を占めています。

総合病院が立地し，診療所や歯科診療所も複数あります。食品スーパーやドラッグストアなどの施設も揃っています。アンケート結果を見ると，外出頻度も高く，週５回以上の外出をしている人の割合が５割近くをマークしているほか，地域活動への参加意向も比較的高くなっています。

市内では比較的高齢化率が低い地域ではあるものの，高齢者のみの世帯も多くなっているほか，御所ケ丘，久保ケ丘など高齢者の多い地区があるため，災害等の非常時等も含めた地域内での助け合い活動の活性化を図っていく必要があります。地域活動への関心も高いことから，住民主体の地域づくり活動への実際の参加につなげていく取組を進めていく必要があります。

■アンケート結果から見た特徴■

半数以上が夫婦ともに 65 歳以上の夫婦２人暮らし世帯。	外出頻度が比較的高い。
● 家族構成について「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 50.3%を占める。 ● 「夫婦２人暮らし（配偶者 64 歳以下）」を含めると６割以上が夫婦２人暮らしの世帯となっている。	● 外出の頻度をたずねると，「週５回以上」が 48.9%，「週２～４回」が 41.9%となっている。
友人に会っていない人が多い。	**地域活動に参加者として“参加したい”の割合が高い。**
● １か月に会った友人・知人の人数として「０人」の割合が 11.9%を占めている。	● 「是非参加したい」は 9.2%，「参加してもよい」は 51.9%を占めている。

（６）みずき野地区（みずき野）

みずき野地区は，1980 年代初頭にみずき野団地（パークシティ守谷）の入居が開始された住宅地です。令和２（2020）年８月１日時点で総人口 4,834 人に対し，高齢者人口は 2,239 人，高齢化率 46.3%と市内で最も高齢化が進む地域となっています。うち前期高齢者の人口比率は 33.1%となっているものの，令和７（2025）年に向けて後期高齢者人口の急増が見込まれることから，介護予防事業の更なる充実とともに認知症予防及び認知症高齢者を地域で支えていくための仕組みづくりが必要となっています。

町内会組織が確立されており，趣味の会・ボランティア等の多様な地域活動が展開されていることから，活発な地域活動をベースとした生活支援の更なる強化を図っていくことで，可能な限り在宅での暮らしを続けられる環境の整備が引き続き求められます。

■アンケート結果から見た特徴■

夫婦２人暮らしの割合が高い。	地域活動への参加率が高い。
● 家族構成でみると，「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 54.3%を占めている（全地区で最も高い）。 ● 「夫婦２人暮らし（配偶者 64 歳以下）」を含めると６割以上が夫婦２人暮らしの世帯となっている。	● ボランティアグループやスポーツ関係のグループ，趣味関係のグループなど，地域活動への参加率が他の地区よりも高くなっている。 ● よく会う友人・知人との関係性でも，「趣味や関心が同じ友人」が第１位となっている。
自動車運転免許の保有率が高い。	**自動車運転免許を返納した場合に「路線バス」を利用する人が多い。**
● 自動車運転免許を「持っている」の割合が 79.5%と，他の地区よりも高くなっている。	● 自動車運転免許を返納した場合の移動手段として「路線バス」が第１位となっている。
毎日誰かと食事をする人の割合が高い。	**「趣味や関心が同じ友人」と頻繁に会っている人が多い。**
● 誰かと食事をともにする機会があるかたずねたところ，「毎日ある」が 70.7%と，他の地区よりも高くなっている。	● よく会う友人・知人との関係性では，「趣味や関心が同じ友人」が最も多くなっている。（みずき野地区，大井沢地区以外は全て「近所・同じ地域の人」。）

第６節　第８期計画期間における課題

本市における高齢者を取り巻く環境の変化や市民のニーズ，介護保険制度の改正等を踏まえ，本計画における課題を以下のように整理します。

（１）健康寿命の延伸と介護予防の推進

「健康」であることは，全ての市民の願いの１つです。心身ともに健やかであることは個人の QOL[8]の向上に寄与することが期待されています。厚生労働省が示した第８期介護保険事業の策定に当たって議論すべき５つのポイントにも，「介護予防・健康づくりの推進」が掲げられています。

一方で，要介護認定を受けていない市民を対象としたアンケート結果では，現在の健康状態について“よくない”と回答した人は１割強となっており，日常的な介助をあまり必要としていない人であっても，約 10 人に１人が健康状態に不安を感じていることがうかがえます。高齢者人口の増加に伴って要支援・要介護認定者数も増加しており，今後も当面の間は継続して増加することが見込まれていることから，何らかの健康課題を抱える人や介護サービスのニーズは増大していくことが見込まれ，高齢者の医療や介護への支出の増大は不可避と考えられます。

また，平均寿命が過去最高を更新し続ける中で，政府は「人生 100 年時代」を見据えた社会の在り方について検討を進めています。全ての高齢者が自らの知識や経験，スキルなどを生かし，社会との関わりを持ち続けてもらえるためには，地域における趣味活動やボランティアなどの社会貢献活動の活性化が求められます。

個人の QOL の向上と，介護保険制度の持続性の確保を同時に図るためには，市民一人ひとりが自らの心身の健康状態について関心を高め，継続的に健康づくりや介護予防に取り組んでもらえるような取組が必要となります。

[8] Quality Of Life の略。「生活の質」または「人生の質」と訳される。一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと。

（２）介護サービスの持続的な提供と安心して住み続けられる環境の創出

第６期計画以降，本市においては，住み慣れた地域で可能な限り最後まで暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築・推進に努めてきました。介護サービスを必要とする市民が，それぞれの状況に合わせた適切なサービスを受けられる環境を維持していく取組を進めていく必要があります。特に，自宅での生活を維持していくためには，訪問系サービスの確保・充実のみならず，家族介護者の負担・不安を軽減させる取組が不可欠です。いずれのサービスについても，現役世代の人口が減少していくため，サービスを支える人材の確保がますます困難になることから，介護サービス事業者が安定的に事業を継続できるよう，人材の確保について検討していく必要があります。

（３）身近な地域における支え合い機能の強化

少子高齢化や核家族化の進行，単身世帯の増加，プライバシー意識の高まり等を背景とした価値観の多様化等によって地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者福祉においても，今後もひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯等の増加が見込まれることから，身近な地域における見守りや声掛け，地域の特性に合わせた支え合いを更に進めていく必要があります。

第３章　計画の基本理念と基本的方向

第１節　計画の基本理念

本計画では，第７期計画までの基本理念を更に進め，地域包括ケアシステムの構築を着実に進めていけるよう「住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや」を基本理念として，４つの基本目標を掲げ，高齢者の福祉に係る施策を総合的に推進していきます。

■計画の基本理念■

住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや

■守谷市の地域包括ケアシステム（イメージ）■

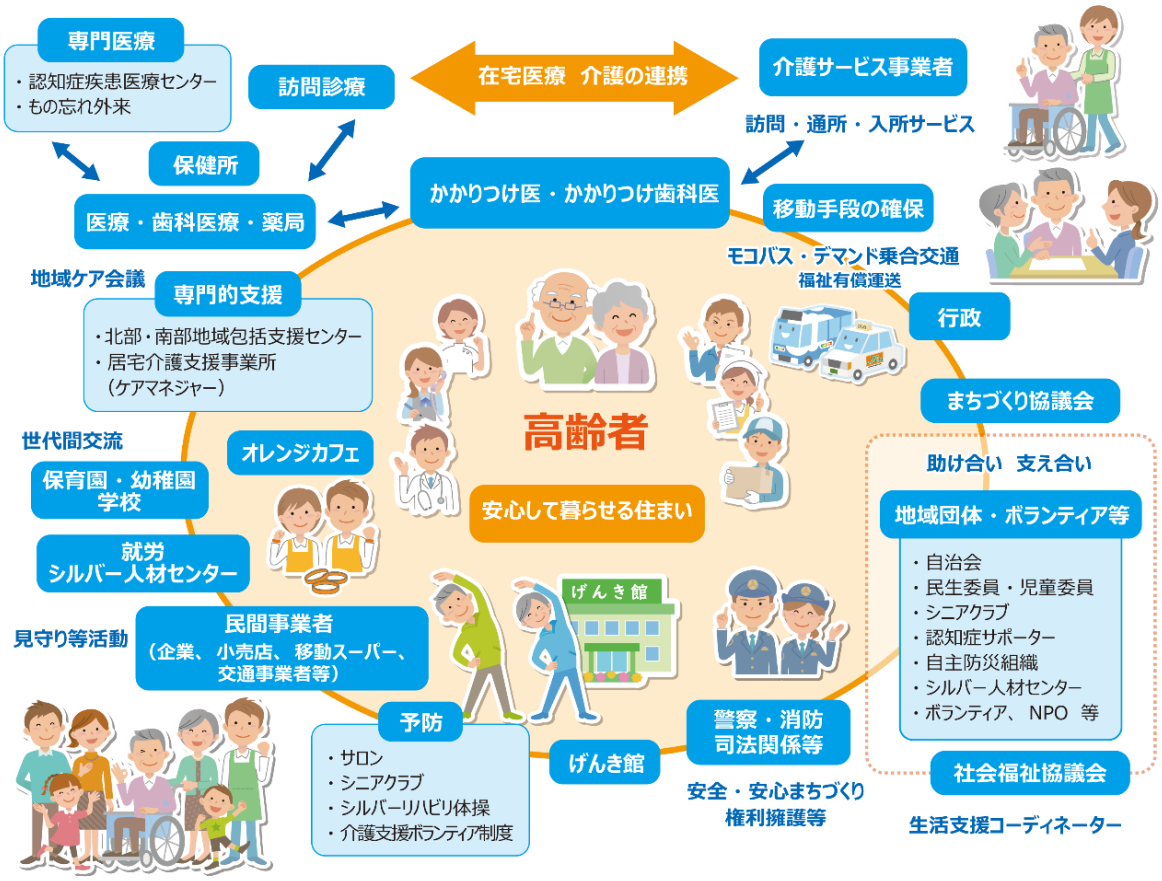

本市においては，これまで第二次守谷市総合計画に掲げられた政策「健やかに暮らせるまち」の実現に向けて，第７期計画まで「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」を基本理念に掲げ，各種高齢者福祉施策を推進してきました。また，第６期計画からは，要介護状態になっても住み慣れた地域で生活し続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み・体制である地域包括ケアシステムの構築・推進のための取組を行っています。

団塊の世代が 75 歳になる令和７（2025）年，更には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には，人口構造に大きな変化が生じることが見込まれていることから，将来を見据え，介護サービス基盤の整備，介護分野で働く専門職等人的確保などの取組が求められています。また，高齢者が地域で安心して生活し続けられるためには，安定的に公的介護サービスが受けられることと合わせて，市民による地域性を生かした助け合い・支え合いの仕組みを推進することが重要となります。人生 100 年時代の到来に備えた議論が政府でも始まっており，健康寿命の延伸を目的に介護予防・健康づくりと合わせて，認知症施策の推進が喫緊の課題となっています。

本市においては，昭和 50 年代から大型住宅地の整備が進められ，今日までに至る人口増加を実現しています。一方で，居住者の年齢や家族構成には偏りが生じており，特定の時期に一斉に高齢化が進む状態となっています。また，造成時期によって地区の高齢者数，高齢化率も異なるため，介護予防の取組等においては，地区の状況に合わせた柔軟な対応が必要になっています。

高齢者の介護予防として，サロン活動等地域の多様な取組を効果的に推進していくこと，また，認知症の方や家族が，周囲や地域の理解と協力の下，住み慣れた地域で，自分らしく暮らし続けることができる体制の構築が最重要課題と捉えています。今後は，市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち，人と人，人と社会がつながり，助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを目指し，高齢者福祉施策を推進していくことが重要となります。

第２節　計画の基本目標と施策の体系

本計画の基本理念及び第７期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら重点課題への取組を行うとともに，第８期計画における地域包括ケアシステムの更なる充実に向け，４つの基本目標を設定し，施策を推進します。

（１）基本目標１：高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる令和７（2025）年以降，ひとり暮らし高齢者など，支援を必要とする高齢者が大幅に増加することが予測されています。介護サービスを必要とする高齢者が必要な支援を受けられるよう，サービスの提供体制を確保することはもちろんのこと，医療・介護の連携を強化し，安心して高齢者が暮らせるよう仕組みづくりが重要となっています。

また，人生 100 年時代の到来が見込まれる中，人生の最期まで自分らしい生活を送れるようなまちづくりの在り方が求められています。定年の引き上げ及び継続雇用制度の導入など，高齢者の雇用に関する法制度の改正が行われ，高齢者の雇用環境も大きく変化することが見込まれています。更に，就労をリタイアした後の社会参加は，生きがいづくりにつながり，重要な取組となります。そのため，介護支援ボランティアポイント制度や地域ごとに実施しているサロン活動を推進していきます。男性は女性と比べて地域とのつながりが希薄化する傾向が強いことから，前期高齢者あるいは高齢者になる前からの社会参加を促していきます。

晩婚化や晩産化，核家族化などにより，これまで見えにくかったダブルケア[9]や 8050 問題など，制度の狭間への対応も求められるようになっており，時代の要請に合わせた適切な支援の提供に向け，複合的な生活課題への相談体制の強化を図っていきます。

（２）基本目標２：高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

いくつになっても自立した生活を継続していくことができるよう，地域での介護予防の啓発活動や専門職と連動したサロン活動等を展開し，効果的な介護予防につなげていきます。

認知症の啓発活動とともに，徘徊高齢者の支援体制等行政と関係機関，地域の連携を強化し取り組みます。また，地域性を生かした住民主体の支え合いの仕組みづくりが展開できるよう，まちづくり協議会地域福祉部会等を中心とした話し合いの場を活用し支援していきます。

[9] 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

（３）基本目標３：高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

今後ますますひとり暮らし高齢者が増加していくことが予測されることから，市民一人ひとりの生活の状況に沿った多様な支援が必要になることが想定されます。介護サービスだけでは市民の生活課題を解決することは困難であるため，生活支援サービスなどの充実を図り，在宅生活が継続できるような体制を社会福祉協議会や関係機関と連携し，構築していきます。

また，デマンド乗合交通等による移動手段の確保や避難行動要支援者対策などの災害対策等について，関係課との連携の下，推進していきます。

（４）基本目標４：介護保険事業の円滑な実施

後期高齢者の増加に伴い，今後要介護（要支援）認定者の増加，認定率の上昇が予測されます。また，介護認定者の多くが 85 歳以上の高齢者であり，介護サービス利用の増加，介護給付費の総額も増加していくことが予測されます。

市民が安心して年を重ねられるためには，介護保険制度の持続可能性の確保が不可欠です。受給者が真に必要な介護サービスを適切に利用できるよう，介護認定の適正化に取り組み，介護保険制度への信頼性を高めるとともに，介護保険事業の安定維持を図ります。一人ひとりの生活状況や困りごと，心身の状況等を考慮しながら，それぞれに合ったサービスの提供を進めていきます。

また，介護サービス給付費の推計を基に，本計画における介護保険料を定め，事業の円滑で安定した運営に努めます。

第３節　重点介護予防プロジェクト

本市は，地区によって高齢化率が大きく異なり，必要とされる高齢者施策が異なる特徴を持っています。それぞれの地区の状況やニーズに柔軟に対応した施策の展開が必要です。

一方で，公的サービスだけでは十分に解決できない生活課題も多く生じるようになっています。今後も，全ての市民が住み慣れた地域での生活を継続することができるまちづくりを進めていくため，地域内での支え合い・助け合いの関係性の構築に向けた取組を地域福祉計画と連動しながら進めていきます。

また，団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年以降は，後期高齢者（75 歳以上）人口が前期高齢者（75 歳未満）人口を上回ることが予測されています。後期高齢者の増加に伴い，認知症高齢者や要介護（要支援）認定者の増加が見込まれることから，認知症予防や認知症の方を地域で支える見守り支援，地域の年齢構成等の条件を踏まえた介護予防の取組を強化していきます。

■重点介護予防プロジェクト■

１．　認知症対策
- 認知症予防の推進
- 認知症の方を地域で支える見守り支援

２．　フレイル予防

３．　生活習慣病予防

■施策体系■

基本理念	基本目標	基本施策
住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや	基本目標１ 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり	（１）高齢者の生活を支えるサービスの充実
		（２）相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供
		（３）高齢者の社会参加・生きがい対策の推進
		（４）在宅医療・介護連携の推進
		（５）家族介護者への支援
		（６）地域共生社会の推進
	基本目標２ 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援	（１）介護予防事業の円滑な実施
		（２）認知症を地域で支える仕組みづくり
		（３）高齢者の健康づくり
	基本目標３ 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供	（１）高齢福祉サービスの充実
		（２）高齢者の権利擁護のための支援の充実
		（３）安心して暮らせる地域の創出
	基本目標４ 介護保険事業の円滑な実施	（１）介護保険の運営
		（２）介護給付・介護予防給付の適正化

■施策体系■

主な取組
◇緊急通報体制整備事業（緊急通報システム） ◇愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業） ◇生活管理指導短期宿泊事業 ◇軽度生活援助事業 ◇地域自立生活支援事業 ◇福祉タクシー券交付事業
◇地域包括支援センターによる総合相談 ◇地域ケア会議の実施 ◇包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ◇地域包括支援センター事業評価の実施
◇シニアクラブ活動 ◇サロン活動 ◇介護支援ボランティアポイント制度 ◇協働のまちづくり担い手育成事業 ◇シルバーリハビリ体操（パタカ）推進事業 ◇生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供 ◇高齢者就業機会確保事業
◇在宅医療と在宅介護の連携強化 ◇入退院時における医療機関・介護事業所等関係者間の情報共有 ◇医療機関と介護事業所間の人的ネットワークの強化 ◇地域住民への普及啓発
◇徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業 ◇認知症の方の家族のつどい ◇寝たきり高齢者紙おむつ支給事業
◇生活支援体制整備事業（まちづくり協議会地域福祉部会での情報共有，話し合いの場の設置） ◇生活支援コーディネーターの配置 ◇地域ケアシステム推進事業

◇介護予防把握事業 ◇介護予防普及啓発事業 ◇地域介護予防活動支援事業 ◇一般介護予防事業評価事業 ◇地域リハビリテーション活動支援事業 ◇介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス） ◇介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス） ◇介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント事業） ◇保健事業と介護予防の一体的な実施
◇認知症初期集中支援推進事業 ◇認知症地域支援・ケア向上事業 ◇認知症の発症予防 ◇認知症サポーター等養成事業 ◇徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業 ◇見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施
◇がん検診の実施 ◇健康診査（特定健康診査，後期高齢者医療健康診査）の実施 ◇保健指導の実施 ◇健康教育の実施 ◇歯周疾患医療機関検診 ◇高齢者インフルエンザ予防接種，高齢者肺炎球菌予防接種への助成 ◇ラジオ体操を活用した健康づくり

◇障害福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続 ◇養護老人ホーム入所措置
◇成年後見制度の利用促進 ◇権利擁護事業 ◇高齢者虐待への対応 ◇消費者被害の防止
◇パトロール活動の推進と防犯意識の高揚 ◇防犯連絡員の確保 ◇交通事故防止対策の推進 ◇自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実 ◇避難行動要支援者名簿の整備と更新 ◇福祉避難所の設置 ◇ユニバーサルデザインを意識した公共空間の創出・改善 ◇高齢者運転免許証自主返納支援 ◇高齢者の移動手段の確保 ◇感染症対策の推進

第４節　日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは，高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために，地理的条件，人口，交通事情その他社会的条件，介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本市の日常生活圏域については，第７期計画と同様，守谷地区，高野地区，大野地区，大井沢地区，北守谷地区，みずき野地区の６つの圏域を設定し，地域のニーズに見合った適切なサービス提供体制の充実を図ります。

■守谷市の日常生活圏域（再掲）■

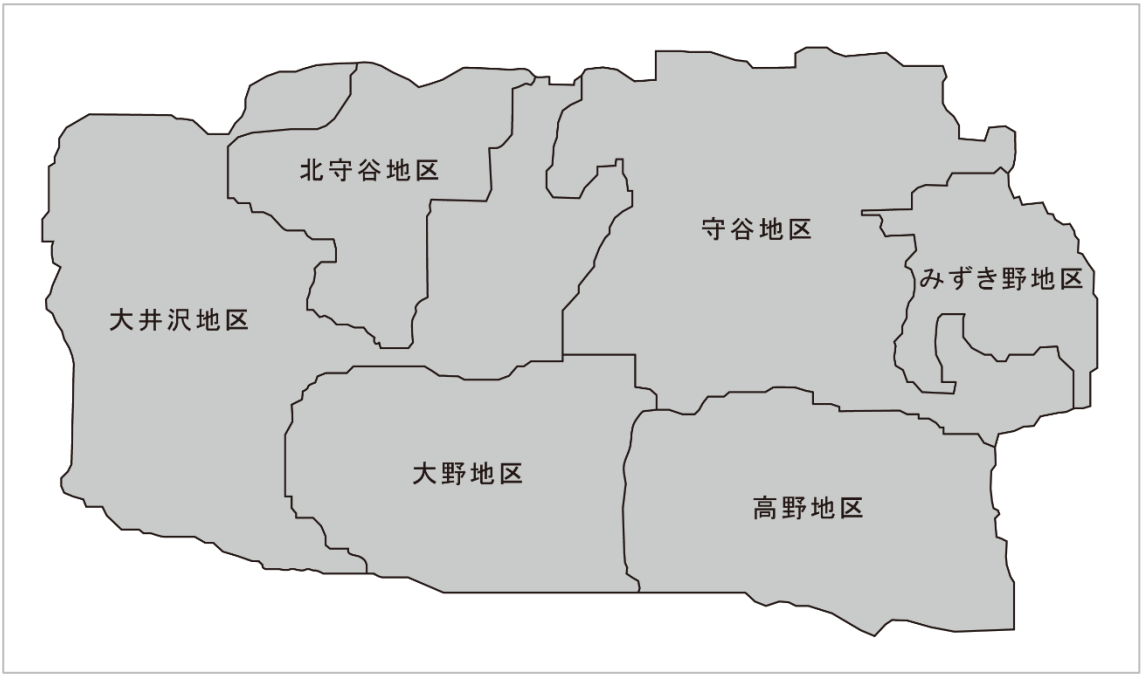

■日常生活圏域の住所区分（再掲）■

圏域名称	住所
守谷地区	赤法花，小山，中央，同地，ひがし野，本町，松並，松並青葉，百合ケ丘
高野地区	乙子，けやき台，高野，鈴塚，松ケ丘，美園
大野地区	大柏，野木崎，緑一丁目
大井沢地区	板戸井，大木，大山新田，立沢，緑二丁目
北守谷地区	久保ケ丘，御所ケ丘，松前台，薬師台
みずき野地区	みずき野

第４章　施策の展開

第１節　基本目標１：高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

（１）高齢者の生活を支えるサービスの充実

高齢者が日々の生活を安心して送ることができるようになるためには，介護保険サービスの利用だけでは不十分です。日常生活において生じる様々な生活課題については，市が提供する様々な生活支援サービスの利用が欠かせず，高齢者人口の増加が今後も見込まれていることから，サービスのニーズは更に高まっていくと想定されます。１人でも多くの市民が，可能な限り住み慣れた地域・自宅で暮らし続けることができるよう，高齢者の生活を支える各種サービスの充実及び高齢者のニーズに合わせた適切なサービスの提供に努めます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	緊急通報体制整備事業（緊急通報システム）	ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために，緊急通報システムを設置します。 ひとり暮らし高齢者が増加し，利用者の増加が見込まれるため 24 時間 365 日の健康相談に対応できる機能の導入を検討します。	健幸長寿課
2	軽度生活援助事業	掃除，洗濯等の日常生活上の援助が必要な，ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行い，高齢者の自立と生活の質を確保します。	健幸長寿課
3	愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業）	ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人や心身に機能障がいのある人，日常の生活環境において孤立した状況にある人等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け，安否確認を行います。	健幸長寿課
4	地域自立生活支援事業	調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに，安否確認を行います。	健幸長寿課
5	生活管理指導短期宿泊事業	在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより，生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い，要介護状態等への進行を予防します。	健幸長寿課
6	福祉タクシー券交付事業	70 歳以上の高齢者のみ世帯等に対して，医療機関等への通院にタクシーを利用する際に，初乗り運賃相当額を助成することにより，医療機関等へ通院する環境を整えます。	社会福祉課

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
緊急通報システム登録者数	人	50	66	83
愛の定期便事業利用者数	人	95	104	114

（２）相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供

高齢者人口の増加や核家族化に伴い，ひとり暮らし高齢者，高齢夫婦世帯の増加が予測されています。また，核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから高齢者及びその家族の問題は表面化しづらく，相談から対応までに時間を費やすことが予測されます。

地域包括支援センターの職員が，市や関係機関，民生委員などとの連携を通じ，高齢者とその家族の支援に対応できる体制を整備していきます。相談体制の構築を進めていく中で，介護サービス担当者や介護支援専門員と民生委員，ボランティアなど地域の連携・協力体制及び専門職の対応能力を養い，他職種連携体制が強化されるよう体制を整備していきます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	地域包括支援センターによる総合相談	介護サービス事業者，医療機関，民生委員，ボランティア等地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。市民の相談しやすい環境づくりに努めます。	健幸長寿課（地域包括支援センター）
2	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう，個々の高齢者の状況や変化に応じて，介護支援専門員が地域のサークル活動，シニアクラブ，ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域の様々な社会資源を活用できるよう，地域の連携・協力体制を整備します。 また，主治医や介護支援専門員，介護サービス担当者等との多職種協働の連携体制の構築，市内の主任介護支援専門員との協働により，介護支援専門員や介護職員の実践力向上の支援を行います。 専門職向けの研修は現状での課題に即した内容とし，資質の向上に努めます。	健幸長寿課（地域包括支援センター）

No.	取組	概要	担当課
3	地域ケア会議の実施	地域包括支援センターが中心となって，定例の地域ケア個別会議を開催します。 民生委員，医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題を解決に向けた協議を行うほか，個別課題から導き出される地域課題について，地域住民と一緒に検討する場を設けます。	健幸長寿課（地域包括支援センター）
4	地域包括支援センター事業評価の実施	地域包括支援センター運営協議会により，全国的に使用されている評価指標を用いて業務の状況や量等の程度を把握するとともに，事業の評価・点検を行います。	健幸長寿課（地域包括支援センター）

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
総合相談対応件数	件	700	750	810
地域ケア個別会議検討事例件数	件	28	34	40
ひとり暮らし高齢者の対応件数	件	250	275	300

（３）高齢者の社会参加・生きがい対策の推進

日本は諸外国と比較しても寿命の長い国の１つとなっています。平成 28（2016）年における平均寿命を見ると，男性では約 81 歳，女性では約 87 歳となっており，「人生 100 年時代」の到来に向けた議論も始められています。これまでには考えられないほどの長い老後を多くの人が過ごすと見込まれています。一方で，核家族化やプライバシー意識の向上等により，地域とのつながりが持ちにくい時代ともなっており，地域の中で孤立してしまう高齢者も少なくありません。

年齢や障がいの有無にかかわらず，地域において活動の場を見つけることができるよう，生涯学習・生涯スポーツ，地域における交流活動の活性化を図ります。また，高齢者がそれぞれの知識や経験を生かし，社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう，就業機会の確保等に努めます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	シニアクラブ活動	地域の高齢者がお互いに交流を深め，有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動，各種スポーツ，趣味等の活動を通じて，積極的に生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを行います。 更に，高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等，高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。	健幸長寿課
2	サロン活動	閉じこもり防止や仲間づくりを目的に，地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。 高齢者が身近な場所で交流できるよう，地域のボランティアや指導員と音楽や体操，茶話会及び趣味の活動等を行います。	健幸長寿課
3	シルバーリハビリ体操（パタカ）推進事業	シルバーリハビリ体操指導士を養成し，シルバーリハビリ体操（パタカ）の普及に努めます。 市内において，３級指導士養成講習会を開催し，人材を確保します。	健幸長寿課
4	介護支援ボランティアポイント制度	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に，ポイントを付与し還元することで，生きがいや介護予防につなげます。	健幸長寿課

No.	取組	概要	担当課
5	生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供	趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに，芸術祭，地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。	生涯学習課
6	協働のまちづくり担い手育成事業	ともに考え，教え合う双方向の学習形式を取り入れ，対話型の授業を行います。 高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう，より実践的な内容のコースを設計します。	市民協働推進課
7	高齢者就業機会確保事業	高齢者の自主的な組織として，家庭，民間，官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け，会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで，生きがいの充実を図ります。 今後，高齢者が社会の担い手となる必要性の普及啓発を図り，新規事業への参入と人材育成を検討します。	健幸長寿課 （シルバー人材センター）

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
シニアクラブ会員数	人	1,026	1,046	1,066
サロン参加者数（実人数）	人	1,075	1,085	1,095
介護支援ボランティアポイント制度登録者数	人	40	45	50

（４）在宅医療・介護連携の推進

本市においては，可能な限り住み慣れた地域での自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう，地域包括ケアシステムの整備･推進に向けた取組を進めてきました。住み慣れた住まいを基本としながら，必要な介護・医療・生活支援（介護予防）が受けられるような環境を整備するためには，在宅における医療・介護の連携を図っていく必要があります。

地域の医療機関や介護事業所等との連携を強化し，一人ひとりの状況に合わせた適切な医療・介護サービスを受けられるよう努めます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	在宅医療と在宅介護の連携強化	取手市医師会管内（取手市・守谷市・利根町）の医療機関と介護事業所等の関係者の協力を得て，在宅医療・介護サービスの現状や課題の解決策等を協議し，提供体制を構築します。 地域の医療・介護の資源を「見える化」することにより，資源の有効活用を推進するほか，在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等の導入について検討を行います。 また，在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの機能強化を図るとともに，市内医療機関及び介護事業所との連携会議を開催します。	健幸長寿課
2	入退院時における医療機関・介護事業所等関係者間の情報共有	入退院の際に，情報共有をスムーズにすることで，必要な情報や医療・介護サービスが提供できるよう関係機関との体制構築を図ります。	健幸長寿課
3	医療機関と介護事業所間の人的ネットワークの強化	取手市医師会管内の医療機関と介護事業所等による研修会を開催し，顔の見える関係づくりを図ります。	健幸長寿課
4	地域住民への普及啓発	地域住民を対象に在宅医療や介護に関する講演会・シンポジウムの開催や，パンフレットの作成・配布等の普及啓発を実施します。	健幸長寿課

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
情報共有システム（電子@連絡帳）[10]登録事業所数	事業所	18	26	35
市民向け普及啓発イベント参加者数	人	80	100	150

[10] 医療機関と介護サービス事業者等が多職種間の連携を支援する電子ネットワーク。

（５）家族介護者への支援

在宅での生活を継続していくためには，高齢者へのサービス提供のみならず，家族介護者への支援が不可欠です。在宅介護実態調査を見ると，在宅限界点のポイントとなる「夜間の排泄」や「認知症状への対応」では，訪問系サービスの利用によって不安を軽減することができる可能性が示されています。

家族介護者の負担や不安を軽減させるための取組の充実を図ります。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」を活用し，徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで，高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 引き続き，広報紙等による「守谷市みまもりシール」についての周知を徹底するとともに，介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い，事業への登録を促進します。	健幸長寿課
2	認知症の方の家族のつどい	認知症の人を介護している家族に対し，認知症を理解するための勉強会や，介護経験のある家族同士の交流の場を設け，家族の負担軽減を図ります。	健幸長寿課
3	寝たきり高齢者紙おむつ支給事業	高齢者を在宅で介護する家族に対し紙おむつを支給し，家族の負担軽減を図ります。	健幸長寿課

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
SOS ネットワーク登録者数	人	120	160	200
家族のつどい参加者数	人	70	75	80

（６）地域共生社会の推進

高齢化や地域のつながりの希薄化によって，市民が抱える生活課題は複雑化・複合化する傾向にあります。公的制度だけでは解決が難しい課題も生じており，地域内での助け合い・支え合い活動が大切となっています。

守谷市地域福祉計画との連携を図り，高齢者が抱える生活課題の発見・解決に向けた取組を進めていきます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	生活支援体制整備事業（まちづくり協議会地域福祉部会での情報共有，話し合いの場の設置）	日常生活圏域（６圏域）ごとに設立されているまちづくり協議会地域福祉部会（仮称）を基盤として，各地区における高齢者に関する情報共有や支え合いの活動などの取組が推進できるようにします。	健幸長寿課（地域包括支援センター） 社会福祉協議会
2	生活支援コーディネーターの配置	守谷市における生活支援コーディネーターは，守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画を理解し，６地区の地域性や地域資源を把握した上で，地域の関係者同士をつなぐ役割を担います。 本計画期間中は，主に地域のニーズや課題の把握に努め，その内容を地域での助け合いの仕組みづくりや介護予防・日常生活支援総合事業の充実に反映させていきます。	健幸長寿課（地域包括支援センター） 社会福祉協議会
3	地域ケアシステム推進事業	多様な課題を抱えている人に対して関係者の連携を強化し，相談・支援につなげます。	社会福祉課 社会福祉協議会

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
地域包括ケアシステムチーム数	件	↗	↗	↗

第２節　基本目標２：高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

（１）介護予防事業の円滑な実施

介護予防とは，要介護状態への移行を可能な限り遅らせること，要介護状態であってもその悪化を防ぎ，軽減を図ることです。単に高齢者の運動機能や栄養状態などの個々の要素を改善することではなく，生活機能の改善を通じて一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を通じて生活の質の向上を図るものとなっています。今後は介護予防施策と健康増進施策の連携を強化していくことが求められています。

本市においても，シルバーリハビリ体操（パタカ）や出前サロンなど，高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう事業を実施しています。今後，高齢者が自らの健康状態への関心を高め，自主的に健康づくりを進めていくことができるよう，介護予防事業のより効果的な取組を模索していきます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	介護予防把握事業	要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者を早期に把握し，介護予防活動への参加につなげます。	健幸長寿課
2	介護予防普及啓発事業	市民に，幅広く介護予防に関する知識を理解してもらうことを目的として，介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布，介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や専門職による相談会等を開催します。 また，介護予防の普及啓発に資する運動，高齢者の低栄養や肺炎予防等につなげるための栄養，口腔等に係る専門職による出前講座や介護予防教室の開催，シルバーリハビリ体操（パタカ）による介護予防を推進します。 ６地区の地域特性を踏まえたフレイル予防教室を展開します。	健幸長寿課
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い，地域での介護予防活動を推進します（人づくり，環境づくり）。	健幸長寿課
4	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の評価・検証を行い，事業の実施方法等を検討し，事業内容を改善します。	健幸長寿課

No.	取組	概要	担当課
5	地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士がサロンや講座等における市民への介護予防に関する技術的助言を行います。また，介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等，介護予防の取組を総合的に強化します。	健幸長寿課
6	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）	指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして，緩和した基準によるサービスである訪問型サービスＡ等の導入を検討します。	健幸長寿課
7	介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）	指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして，保健・医療の専門職により提供される３～６か月の短期間のサービスである通所型サービスＣ等の導入を検討します。	健幸長寿課
8	介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント事業）	要支援者等に対するケアプラン作成を行います。	健幸長寿課 （地域包括支援センター）
9	保健事業と介護予防の一体的な実施	国保データベース（KDB）システム[11]を活用した健康地域課題を分析し，リスクのある高齢者に対して低栄養防止・重症化予防などの個別指導を行います。 また，通いの場等への積極的な関与を行い，フレイル予防などの集団指導を行います。	国保年金課 健幸長寿課 保健センター

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
フレイル予防普及啓発参加者数	延べ人	300	350	400
げんき館利用者数	延べ人	2,740	2,745	2,750

[11] 住み慣れた地域で健やかに暮らしたいという住民の願いや，市町村の地域づくり，国保・介護保険の安定的運営を目指した保険事業を推進するため，全国の連合会が保険者に提供しているデータ分析システム。

（２）認知症を地域で支える仕組みづくり

高齢化に伴い，認知症患者は全国的に増加傾向にあります。認知症になっても，地域で安心して暮らせるためには，認知症についての理解と地域の協力が不可欠です。そのため，今後も市民を対象とした啓発活動を，多様な手段で実施していく必要があります。

認知症のレベルに応じた取組が円滑に実施できるよう，認知症の初期診断から早期対応につなげられる仕組みづくりと認知症家族への支援，市民への啓発活動に取り組んでいきます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	認知症初期集中支援推進事業	かかりつけ医と連携して早期に認知症専門医への紹介，診察，確定診断につなげます。 軽度認知障害（MCI）や若年性認知症の人の把握と早期対応について，医学的見地を踏まえながら認知症サポート医と連携して対応策を検討します。 認知症サポート医と医療と介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが，認知症の専門医療や介護サービスにつながっていない認知症の人を訪問し，医療や介護サービスが利用できるように支援します。	健幸長寿課
2	認知症地域支援・ケア向上事業	地域の実情に合わせて，認知症に関する知識の普及啓発，家族向けの介護教室の開催，ボランティアの育成を検討します。 地域で認知症高齢者を支える民間事業所の見守りネットワークを構築します。 地域において認知症の人とその家族，地域住民，認知症サポーターや専門職が集う場としての認知症カフェを広げ，認知症の人を支えるつながりを支援するとともに，家族の介護負担軽減を図ります。 認知症患者のニーズを把握し，支援ネットワークについて検討します。	健幸長寿課
3	認知症の発症予防	高血圧や糖尿病といった生活習慣病は，認知症発症のリスクが高くなるため，生活習慣病の予防が必要な方への指導を強化していきます。 運動の習慣は，認知機能を向上させ，認知症のリスクを低下させるため，効果的な運動について普及していきます。	健幸長寿課 保健センター

No.	取組	概要	担当課
4	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイト[12]を養成するとともに，地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。	健幸長寿課
5	徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業	地域における認知症高齢者等の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」を活用し，徘徊により行方不明となった高齢者の早期発見や迅速な身元判明につなげることで，高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 登録者には，登録者の靴，持ち物，衣類等に貼る「守谷市みまもりシール」を無料で配布し，登録された情報は，市，警察署及び消防署が共有し，登録者が行方不明となった場合は，市と SOS ネットワーク構成機関が連携して捜索します。 介護支援専門員，医療機関，見守り活動等協力事業所等に働き掛け，事業の普及拡大に努めます。また，事業の実効性を高めるため，認知症サポーターを中心とした徘徊高齢者声掛け訓練を行います。	健幸長寿課
6	見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施	宅配事業者，新聞販売店，金融機関，タクシー会社等の 55 事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています（令和２（2020）年 10 月１日現在）。 協力事業所は，日常の業務の中で，新聞や郵便物がたまっている，洗濯物が干したままになっている，ひとりで歩いている高齢者等に異変があることに気付いた等の場合は市に通報し，通報を受けた市は，必要に応じて警察等に通報し，安否確認を行って早期解決を図ります。事業所に対する「守谷市みまもりシール」の周知を継続し，認知症サポーター養成講座の受講を勧めるとともに，協力事業所の拡大を図ります。	健幸長寿課

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
認知症サポーター養成講座受講者数	人	5,400	6,000	6,500
見守り活動協力事業所数	事業所	60	63	65

[12] 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し，講師役を務める人。キャラバンメイトになるためには，所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。

（３）高齢者の健康づくり

健康であることは，全ての人の願いの１つです。健康づくりによって生活の質を向上させることが期待できます。本市においては，「第二次健康もりや 21 計画」を平成 26（2014）年３月に策定し，８分野における目指すべき姿の実現に向け，健康づくり施策の推進に努めてきました。

今後も健康増進施策の円滑な推進を図るとともに，介護予防事業との連動を強化していくことで，一人ひとりの健康状態にあった支援の提供につなげられるよう努めます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	がん検診の実施	各種がん検診を行い，疾病の早期発見・早期治療に努めます。	保健センター
2	健康診査（特定健康診査，後期高齢者医療健康診査）の実施	生活習慣病の予防，重症化予防に向けて，健診の受診率向上に努めます。	保健センター
3	保健指導の実施	メタボリックシンドローム該当者への指導及び血圧・血糖値が高く医療機関への受診が必要な人への指導を強化し，生活習慣病の重症化予防に努めます。	保健センター
4	健康教育の実施	生活習慣病の予防に向けて，生活習慣病予防教室，骨粗鬆症予防教室等を実施します。	保健センター
5	歯周疾患医療機関検診	口腔の健康は，市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすとされていることから，40 歳，50 歳，60 歳，70 歳の市民に対し，歯科検診の受診勧奨を行います。	保健センター
6	高齢者インフルエンザ予防接種，高齢者肺炎球菌予防接種への助成	予防接種を希望する高齢者が接種できる環境を整え，感染症の重症化予防を図ります。	保健センター
7	ラジオ体操を活用した健康づくり	市民主体の健康づくり活動を支援するため，希望する市内の活動団体に対し，ラジオ体操 CD 及び再生機器の貸し出しを行います。	保健センター

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
特定保健指導実施率	%	54.0	57.0	60.0

第３節　基本目標３：高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

（１）高齢福祉サービスの充実

高齢者人口の増加に伴い急増する介護サービスのニーズに対応できるよう，サービスの確保を図っていく必要があります。また，一人ひとりの状況に合わせた適切なサービスの提供を図っていく必要があることから，多様なサービスの確保に向けた取組を進めていきます。更に障害福祉サービスから介護保険サービスの円滑な移行も図っていきます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	障害福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続	障がいのある人が 65 歳以上になった時に，介護保険サービスの利用に円滑に移行できるよう，関係者間での情報共有を行うことで，一人ひとりの生活状況等に応じた適切なサービスの提供を図ります。	社会福祉課 介護福祉課
2	養護老人ホーム入所措置	身体上，精神上，環境上に問題があり，かつ経済的に困窮している人で，自宅で生活することが困難な人に対して，養護老人ホームの入所手続きや相談を行い，安定した生活を確保します。	健幸長寿課

（２）高齢者の権利擁護のための支援の充実

団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年には，認知症患者も急増することが見込まれています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするためには，認知症になってもその権利や財産が保護されていなくてはなりません。

認知症高齢者の増加に伴って，成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度のニーズも高まっていくことが見込まれています。引き続き，成年後見制度の利用促進に向けた周知・広報を進めていきます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して，成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行い，親族等による申立てが困難な場合には，市長申立てのための支援を行います。 また，制度周知，支援の必要な人の発見，相談支援等を行う地域連携ネットワークを構築し，合わせてネットワークを維持し発展させていくためのコーディネート役を担う中核機関と，中核機関やネットワークでの取組や課題を協議する場としての協議会の設置に向けて，具体的な検討を深めます。	健幸長寿課 社会福祉課
2	権利擁護事業	地域住民，民生委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない，適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が，地域において尊厳のある生活を維持し，安心して生活できるよう，専門的・継続的視点から，高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。	健幸長寿課 （地域包括支援センター）
3	高齢者虐待への対応	虐待の事例を把握した場合には，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき，速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で，個々の状況に応じた適切な対応を行います。	健幸長寿課 （地域包括支援センター）

No.	取組	概要	担当課
4	消費者被害の防止	訪問販売業者等による消費者トラブル，特殊詐欺等による被害を未然に防止するため，消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに，民生委員，介護支援専門員，訪問介護員，シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。	健幸長寿課（地域包括支援センター）

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
成年後見制度市長申立て件数	件	2	3	3
成年後見制度相談件数	件	35	40	45
成年後見制度ネットワーク参加者数	人	30	40	50

（３）安心して暮らせる地域の創出

安心・安全はまちづくりにおける基本です。年齢や障がいの有無によらず，全ての市民が安全で安心して生活できる環境を創出するため，防犯対策の推進，交通安全施策の推進，新型コロナウイルス等感染症予防を踏まえた防災対策の推進等を図ります。

また，高齢者人口の増加が長期的に見込まれていることから，地域で高齢者等を見守るネットワークの構築も合わせて進めていきます。

更に，令和元年の終わりから世界的な拡大を見せる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとする各種感染症の拡大防止に向けて，市民への啓発のみならず，各事業実施における感染症対策等を徹底していきます。感染症の発生時においては保健所等との連携の下，適切な対応に努めます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	パトロール活動の推進と防犯意識の高揚	守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し，地域での防犯活動の推進と，防犯意識の高揚に努めます。	交通防災課
2	防犯連絡員の確保	都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに，ニセ電話詐欺も急増していることから，各地域の防犯連絡員の増加を図り，地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を進めていきます。	交通防災課
3	交通事故防止対策の推進	高齢者の事故が多発・増加している現状から，警察や交通安全協会と連携し実施している高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーや高齢者自転車大会などの事業を継続して行い，交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。	交通防災課
4	自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実	災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため，防災講話・発災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い，地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備します。	交通防災課
5	避難行動要支援者名簿の整備と更新	災害時要援護者（避難行動要支援者）やその家族が安心して暮らすことができるよう，避難行動要支援者名簿を適切に管理します。	社会福祉課
6	福祉避難所の設置	災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者等の生活の場を確保するために，福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 健幸長寿課

No.	取組	概要	担当課
7	ユニバーサルデザインを意識した公共空間の創出・改善	ユニバーサルデザインを考慮した事業を継続していきます。遊歩道における休憩場所の確保については，安全や歩行スペースの確保など多面的な配慮を行った上で検討します。	建設課
8	高齢者運転免許証自主返納支援	運転免許証の全部を自主返納した 65 歳以上の方にデマンド乗合交通の利用券を交付します。	都市計画課
9	高齢者の移動手段の確保	高齢者の移動手段として重要なコミュニティバス等の充実が求められていることから，「守谷市地域公共交通網形成計画」（2017 年度策定）等に基づき，既存の交通網の見直しを行い，更なる利便性向上を図ります。 また，自転車，徒歩，車いす等による高齢者等の移動について，より安全安心なまちづくりを目指します。	都市計画課
10	感染症対策の推進	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市 Web サイト等で情報発信をしていきます。 また，介護保険施設等で集団感染が発生した際は保健所等と連携を図り対応します。	保健センター 介護福祉課

■成果指標■

指標名	単位	令和３年	令和４年	令和５年
自主防災組織結成率	%	75.0	76.5	78.0
モコバス年間利用者数	人	57,500	↗	↗
デマンド乗合交通の利用者数	人	17,000	↗	↗

第４節　基本目標４：介護保険事業の円滑な実施

（１）介護保険の運営

平成 12（2000）年に創設された介護保険制度は，在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大し，老後の安心を支える仕組みとして定着しています。

今後も，介護が必要な方の尊厳が保持され，要介護状態となった場合も住み慣れた地域や住まいにおいて，本人の選択に基づき，適切なサービスを多様な事業者・施設から効率的に提供され，安心して暮らし続けていくことができるよう，安定的なサービス提供量の確保を図ります。

また，介護サービス利用者の負担が過大とならないよう，所得に応じて段階を設定し利用料の軽減を図るとともに，低所得者等への自己負担の助成を行います。

１．被保険者数の推計

守谷市人口ビジョンに基づき，被保険者数を算出すると，令和 12（2030）年には被保険者数全体で 43,327 人に達することが見込まれています。第 1 号被保険者数の増加は今後も続くことが見込まれ，令和 22（2040）年には２万人を突破すると見込まれています。

■守谷市の将来人口推計■

単位：人

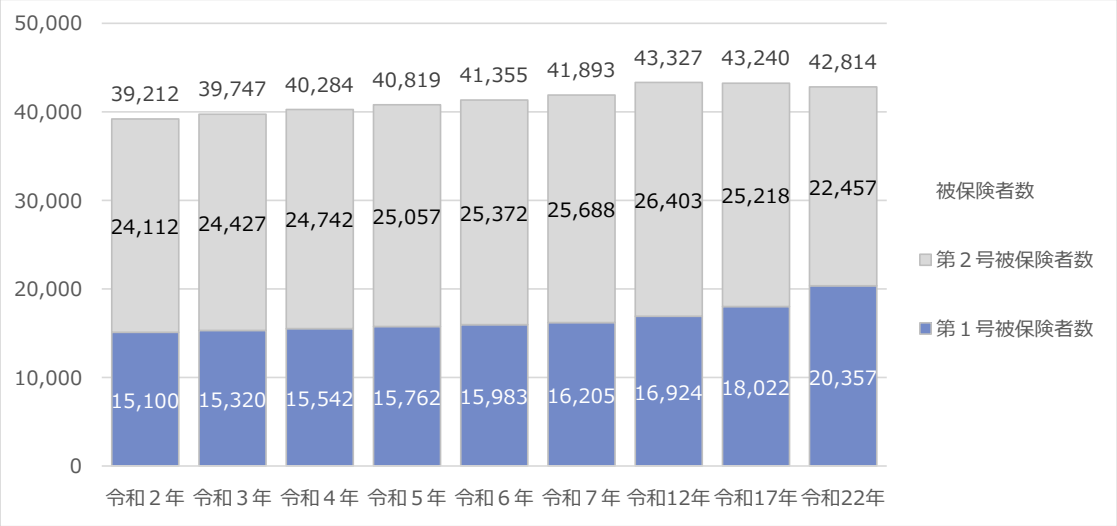

資料：守谷市人口ビジョンより作成。
※端数処理により，守谷市人口ビジョンの値とは必ずしも一致しない。

２．要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は第１号被保険者数の増加に伴って，今後も年々増加していくと見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推計■

単位：人

	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	R12	R17	R22
総数	1,812	1,910	1,985	2,089	2,198	2,321	2,549	3,227	3,840	4,162
要支援１	143	192	215	241	255	270	300	380	433	435
要支援２	204	219	223	244	258	273	299	366	416	432
要介護１	437	446	453	471	498	530	586	756	889	928
要介護２	340	376	392	415	433	457	502	635	762	840
要介護３	308	279	287	288	301	315	347	442	536	616
要介護４	243	231	248	254	271	285	308	387	486	559
要介護５	137	167	167	176	182	191	207	261	318	352
うち第１号被保険者数	1,759	1,864	1,934	2,039	2,148	2,270	2,497	3,175	3,792	4,120
要支援１	142	189	211	237	251	266	296	376	429	431
要支援２	193	211	216	237	251	266	292	359	410	427
要介護１	423	435	445	461	488	520	576	746	880	920
要介護２	329	364	382	406	424	448	493	626	753	833
要介護３	302	274	279	281	294	308	339	434	529	610
要介護４	238	228	241	249	266	280	303	382	481	555
要介護５	132	163	160	168	174	182	198	252	310	344

資料：守谷市介護福祉課

３．介護（予防）サービスの見込み

居宅サービスとは，利用者が在宅で受けるサービスです。自宅を訪問してもらう訪問系，日帰りで利用する通所系，短期宿泊する短期入所系，在宅での環境を整える福祉用具や住宅改修，在宅サービスの組み合わせをマネジメントする居宅介護支援があります。

見込量については，過去の要介護認定者数，サービス利用者数，サービス利用実績の伸び等から算出しており，介護サービス事業所と連携し提供されるサービス内容の充実を図ります。

① 訪問介護

要支援１・２を対象とする介護予防訪問介護については，平成 29 年度に介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問介護	要介護１～５	要介護者が居宅において，入浴・排泄・食事等の身体介護や，調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお，生活援助については，ひとり暮らしまたは同居家族等が，障がいや疾病のため，本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
訪問介護	利用者数（人）	237	238	237	253	266	286

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問入浴介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が，居宅において専用の浴槽（移動入浴車等）を使用し，介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
訪問入浴介護	利用者数（人）	18	23	21	29	32	34
介護予防訪問入浴介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問看護	要介護１～５	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において，主治医の判断に基づき，看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
訪問看護	利用者数（人）	144	148	152	167	178	189
介護予防訪問看護	利用者数（人）	22	19	18	18	18	20

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問リハビリテーション	要介護１～５	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が，理学療法士や作業療法士，言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
訪問リハビリテーション	利用者数（人）	35	42	44	53	57	60
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数（人）	12	11	9	10	10	11

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅療養管理指導	要介護１～５	要支援者・要介護者が居宅において，医師や歯科医師，薬剤師，管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
居宅療養管理指導	利用者数（人）	194	220	197	208	220	235
介護予防居宅療養管理指導	利用者数（人）	11	12	20	25	27	29

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑥ 通所介護

要支援１・２を対象とする介護予防通所介護については，平成 29 年度に介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所介護	要介護１～５	要介護者が通所介護施設において，入浴・排泄・食事等の介護，生活等に関する相談と助言，健康状態の確認，その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスともいいます）。

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
通所介護	利用者数（人）	411	428	410	426	457	489

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所リハビリテーション	要介護１～５	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院等において，心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため，理学療法，作業療法，その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアともいいます）。
介護予防通所リハビリテーション	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
通所リハビリテーション	利用者数（人）	189	212	195	214	229	244
介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人）	50	54	44	48	51	54

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所生活介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し，入浴・排泄・食事等の介護，その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
短期入所生活介護	利用者数（人）	110	113	104	115	122	130
介護予防短期入所生活介護	利用者数（人）	4	3	2	4	4	5

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所療養介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し，看護，その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
短期入所療養介護（老健）	利用者数（人）	3	3	1	5	6	7
短期入所療養介護（病院等）	利用者数（人）	27	30	27	31	32	35
介護予防短期入所療養介護（老健）	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	利用者数（人）	0	1	0	0	0	0

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定施設入居者生活介護	要介護１～５	介護付き有料老人ホーム等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が，入浴・排泄・食事等の介護や，その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
特定施設入居者生活介護	利用者数（人）	42	43	45	64	67	75
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人）	8	8	13	21	23	25

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
福祉用具貸与	要介護１～５	要支援者・要介護者について，日常生活の便宜を図り，自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
福祉用具貸与	利用者数（人）	512	573	626	736	801	857
介護予防福祉用具貸与	利用者数（人）	100	107	113	115	121	130

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定福祉用具購入費	要介護１～５	要支援者・要介護者について，日常生活の便宜を図り，自立を助けるための福祉用具のうち，貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し，申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間 10 万円）
特定介護予防福祉用具購入費	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
特定福祉用具購入費	利用者数（人）	7	9	9	11	11	11
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数（人）	2	2	2	2	3	3

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
住宅改修	要介護１～５	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため，手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し，申請に基づいて住宅改修費を自己負担割合に応じて支給するサービスです。（支給限度基準額：20 万円）
介護予防住宅改修	要支援１・２	

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
住宅改修	利用者数（人）	9	9	14	13	15	17
介護予防住宅改修	利用者数（人）	3	4	7	6	7	8

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。
※利用者数は令和２年度のみ実数。平成 30 年度，平成 31（令和元）年度は１月当たりの人数。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅介護支援	要介護１～５	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう，居宅介護支援事業者が，要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに，サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援１・２	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう，地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し，サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護支援	利用者数（人）	897	935	957	1,030	1,096	1,169
介護予防支援	利用者数（人）	148	160	157	160	165	173

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

⑮ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは，市町村が中心となって，地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し，多様なサービスを充実することで，地域の支え合い体制づくりを推進し，要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

要支援１・２を対象とする介護予防訪問介護，介護予防通所介護が，平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
従来型訪問サービス	要支援１・２	要支援者が居宅において，入浴・排泄・食事等の身体介護や，調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお，生活援助については，ひとり暮らしまたは同居家族等が，障がいや疾病のため，本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
従来型通所サービス		要支援者が通所介護施設において，入浴・排泄・食事等の介護，生活等に関する相談と助言，健康状態の確認，その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスともいいます）。

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
従来型訪問サービス	利用者数（人）	61	63	65	67	69	72
従来型通所サービス	利用者数（人）	93	110	131	156	185	220

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

４．介護施設サービスの見込み

① サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護３～５※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し，日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	要介護１～５	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し，医師や看護師，介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護，リハビリテーションが受けられる施設です。
介護医療院	要介護１～５	要介護者に対し，「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。
介護療養型医療施設	要介護１～５	緊急を要する治療を終え，長期の療養を必要とする要介護者が入所し，医師や看護師等から看護や介護，リハビリテーションが受けられる施設です。

※原則は要介護３～５の方が対象ですが，在宅での日常生活が困難である等，やむを得ない事情がある場合には，要介護１，２の方でも入所することができます。

② サービス量の見込み

介護老人保健施設の利用が増加しています。

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
介護老人福祉施設	利用者数（人）	183	179	176	190	200	210
介護老人保健施設	利用者数（人）	92	108	125	125	127	130
介護医療院	利用者数（人）	0	1	0	0	0	0
介護療養型医療施設	利用者数（人）	9	3	1	1	1	1

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

５．地域密着型サービス量の見込み

① サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護１～５	要介護者の在宅生活を支えるため，日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護１～５	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い，入浴・排泄・食事等の介護，その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援１・２	
小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	要支援・要介護者が通所を中心に，利用者の選択に応じて訪問，泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援１・２	
認知症対応型共同生活介護	要介護１～５	認知症の要支援・要介護者が，身近な施設（グループホーム）において少人数（９人まで）で共同生活を送りながら，家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護，その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援２	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護３～５	入所定員が 29 名以下の小規模特別養護老人ホームで，居宅での介護が困難な要介護者が入所し，入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練，療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	施設への通所を中心として，宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで，看護と介護が一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護１～５	通所介護サービスのうち定員 18 名以下の小規模の事業者が行うサービスです。

② サービス量の見込み

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	利用者数（人）	1	2	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	利用者数（人）	45	44	45	45	45	45
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数（人）	19	19	17	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	15
地域密着型通所介護	利用者数（人）	134	146	136	154	166	180

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

６．介護人材の確保

団塊の世代が 75 歳になる令和７（2025）年，更には団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22（2040）年に向けて，介護職の需要が増加することが明らかとなっており，全国的な課題として介護人材の不足が懸念されています。

介護人材に関する施策は，国・県・市が連携を取りつつ，それぞれの役割に応じた取組が必要です。今後とも，県と連携を密にして必要な施策に取り組みます。

① 介護人材の処遇改善

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について，市内各介護サービス事業所に，新規取得やより上位区分の加算の取得ができるよう指導助言を行います。

② 介護従事者に対する実践力向上（資質向上）支援

介護現場の課題等を地域包括支援センターと情報共有及び連携を図り，介護支援専門員や介護サービス事業所の専門職向け研修を開催することで，介護職員の実践力向上の支援を行います。

（２）介護給付・介護予防給付の適正化

高齢者が増加していく中で，介護保険制度が信頼を得て，持続可能とするためには，不適切な介護サービスの削減に努めながら，利用者に適切なサービスを提供し，介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で，受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するよう，介護給付の適正化を推進します。

１．要支援・要介護認定の適正化

認定調査要領の作成や認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか，調査結果の検証を行う等，適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。

また，茨城県と連携して，介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の習得・向上のための取組を実施し，介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。

２．ケアプランの点検によるケアマネジメント等の適正化

介護支援専門員が作成した居宅介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）について，事業所に対し資料提出を求める，または訪問調査を行い，介護支援専門員の資格を有する市職員が点検及び支援を行うことにより，個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに，その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

３．住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入・貸与については，利用者の心身の状況や住宅の状況等を勘案し，利用者の日常生活の自立を助けるために，必要と認められる場合に限り支給されなければなりません。

市が利用者宅の訪問調査や利用者に対する実態調査等を行い，必要性や利用状況等について点検することにより，不適切または不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を排除し，利用者の状態に応じた適切なサービスの提供を図ります。

４．医療情報との突合・縦覧点検

茨城県国民健康保険団体連合会の給付実績を基に，提供されたサービスの整合性の確認や介護保険と医療保険の重複請求の有無の確認を行っています。疑義のある事業所には，ヒアリングや文書の照会を行い，必要に応じて返還を求め，介護給付の適正化を図ります。

５．介護給付費通知

利用者本人またはその家族に対し，年２回，介護保険サービスの事業所名・介護保険サービスの保険請求状況及び利用者負担額等の介護給付についての通知を行っています。利用者自ら実際に事業所に支払われている費用を再確認し，適正なサービスの利用を促します。

第５節　介護保険料の算出

（１）介護給付サービスの給付費の見込み

介護給付サービスの給付費の見込みは以下のとおりです。

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
在宅サービス	給付費（千円）	1,460,064	1,552,244	1,583,992	1,735,375	1,854,761	2,039,447
居住系サービス	給付費（千円）	238,330	237,395	242,095	292,225	299,546	317,915
施設サービス	給付費（千円）	987,146	1,031,099	1,074,686	1,117,687	1,160,230	1,204,222
合計	給付費（千円）	2,685,540	2,820,738	2,900,773	3,145,287	3,314,537	3,561,584

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

（２）予防給付サービスの給付費の見込み

予防給付サービスの給付費の見込みは以下のとおりです。

■第７期計画期間における実績と第８期計画期間における見込み■

サービス	単位	第７期実績			第８期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
在宅サービス	給付費（千円）	56,022	59,116	59,421	61,602	65,816	71,234
居住系サービス	給付費（千円）	7,403	6,319	9,931	15,319	16,738	18,149
合計	給付費（千円）	63,425	65,435	69,351	76,921	82,554	89,383

※平成 30 年度は３月末時点，平成 31（令和元）年度は６月末時点。令和２年度は見込み。

（３）介護保険料の設定

１．保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は，50％を公費，残り 50％を被保険者の保険料とすることと定められています。また，被保険者の負担分については，全国の第１号被保険者と第２号被保険者の見込み数の割合に応じて，３年ごとに負担割合の見直しが行われます。第７期計画以降，第１号被保険者負担割合は 23.0％に，第２号被保険者負担割合は 27.0％となっています。

■保険給付費の負担割合（施設給付費を除く）■

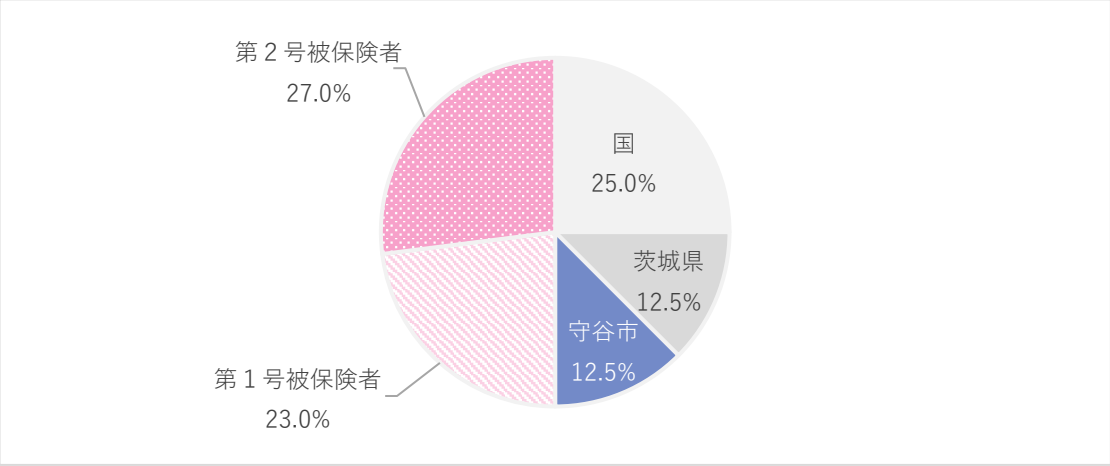

※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

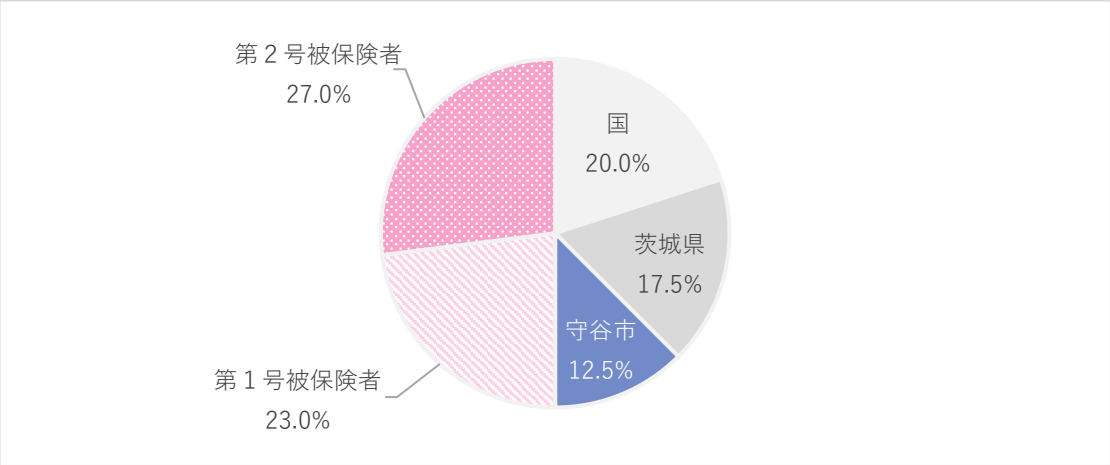

※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

２．地域支援事業費の負担割合

地域支援事業の財源は，保険給付費と同様に，介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業，包括的支援事業，任意事業の３事業の負担割合は，次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■

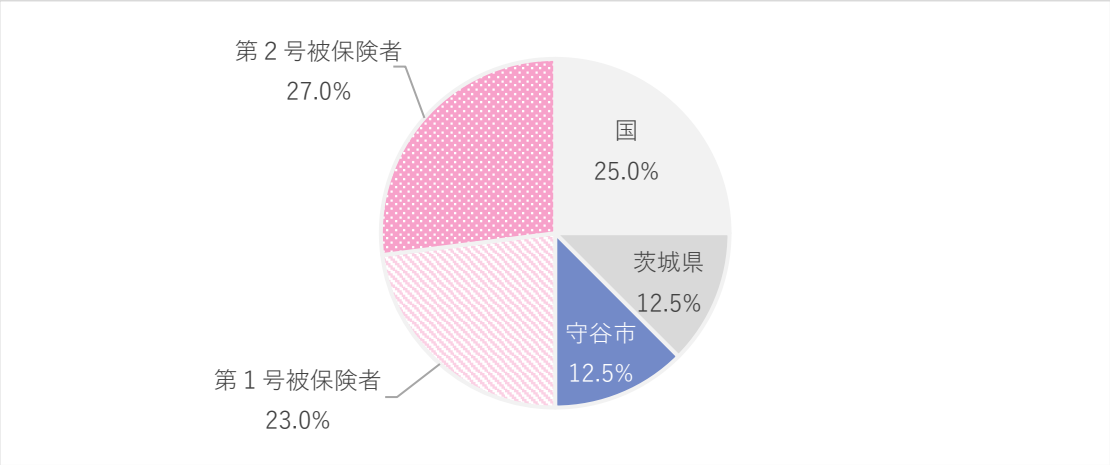

※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■地域支援事業（包括的支援事業，任意事業）の負担割合■

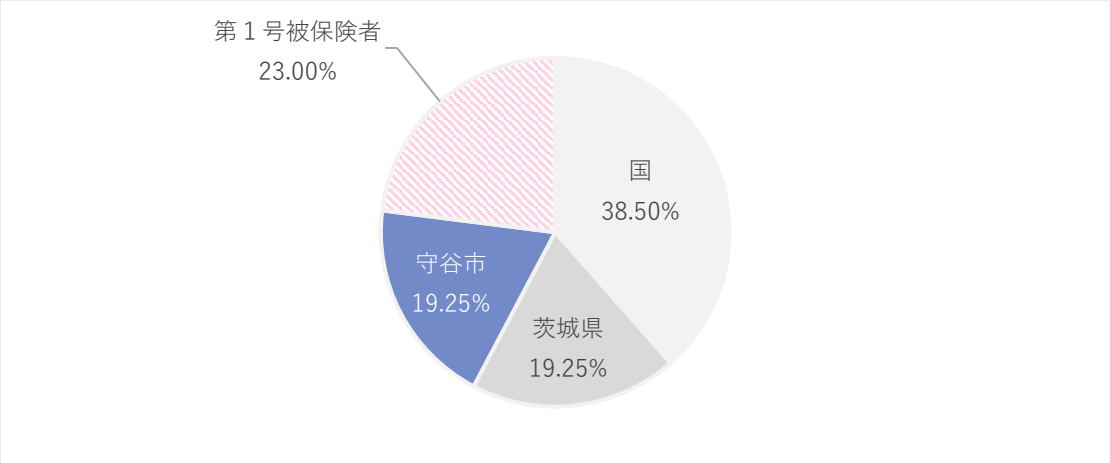

３．保険給付費等の見込額

標準給付見込額は以下のとおりです。

■標準給付見込額■

単位：円

区分	合計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
標準給付費見込額〔Ａ〕	10,811,113,269	3,399,926,270	3,573,711,169	3,837,475,830
総給付費	10,270,266,000	3,222,208,000	3,397,091,000	3,650,967,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	270,722,582	91,382,603	87,226,881	92,113,098
特定入所者介護サービス費等給付額	342,688,193	108,334,690	113,987,386	120,366,117
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1	71,965,611	16,952,087	26,760,505	28,253,019
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	226,754,246	72,624,880	74,967,105	79,162,261
高額介護サービス費等給付額	238,431,279	75,375,748	79,308,709	83,746,822
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1	11,677,033	2,750,868	4,341,604	4,584,561
高額医療合算介護サービス費等給付額	33,687,566	10,649,716	11,205,398	11,832,452
算定対象審査支払手数料	9,682,875	3,061,071	3,220,785	3,401,019
審査支払手数料一件当たり単価		57	57	57
審査支払手数料支払件数	169,875	53,703	56,505	59,667
審査支払手数料差引額〔Ｋ〕	0	0	0	0

※１　厚生労働省提供の算出式に従って算出された額。

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域支援事業費〔Ｂ〕	606,223,000	175,766,000	199,120,000	231,337,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	383,609,000	107,732,000	129,959,000	145,918,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	201,316,000	61,662,000	62,094,000	77,560,000
包括的支援（社会保障充実分）	21,298,000	6,372,000	7,067,000	7,859,000

（注）地域支援事業費については，充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

４．基準額に対する介護保険料の段階設定

第８期計画期間内における介護保険料の段階設定は 10 段階とし，各段階を以下のように設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第１段階	基準額×0.30 （軽減前 0.50）	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で，老齢福祉年金を受給している方 ・市民税非課税世帯で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円以下の方
第２段階	基準額×0.50 （軽減前 0.70）	・市民税非課税世帯で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円超 120 万円以下の方
第３段階	基準額×0.70 （軽減前 0.75）	・市民税非課税世帯で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 120 万円を超える方
第４段階	基準額×0.90	・市民税課税世帯のうち本人非課税で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円以下の方
第５段階	基準額×1.00	・市民税課税世帯のうち本人非課税で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円を超える方
第６段階	基準額×1.20	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 120 万円未満）
第７段階	基準額×1.30	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満）
第８段階	基準額×1.55	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満）
第９段階	基準額×1.60	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 320 万円以上 500 万円未満）
第 10 段階	基準額×1.85	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 500 万円以上）

５．所得段階別被保険者数（第１号被保険者数）の推計

第１号被保険者の所得段階別被保険者数は次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第１号被保険者数）の推計■

単位：人

段階	合計	令和３年度	令和４年度	令和５年度	割合
第１段階	4,823	1,585	1,608	1,630	10.3%
第２段階	2,185	718	728	739	4.7%
第３段階	1,866	613	622	631	4.0%
第４段階	7,359	2,418	2,453	2,488	15.8%
第５段階	7,158	2,352	2,386	2,420	15.4%
第６段階	6,683	2,196	2,228	2,259	14.3%
第７段階	7,944	2,610	2,648	2,686	17.0%
第８段階	4,145	1,362	1,382	1,401	8.9%
第９段階	2,559	841	853	865	5.5%
第 10 段階	1,903	626	634	643	4.1%
合計	46,625	15,321	15,542	15,762	100.0%
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数〔C’〕	51,508	16,926	17,170	17,412	

※人数と割合について，端数処理の関係で完全には一致しません。また，端数処理により守谷市人口ビジョンとは必ずしも一致しません。

※各所得段階割合は，令和２（2020）年度の実績から推計したものです。

６．介護保険料基準額（月額）の算定

第８期介護保険料基準額（月額）の算定フローは下記のとおりです。

■介護保険料基準額（月額）の内訳■

単位：円

項目	合計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
標準給付費見込額〔Ａ〕	10,811,113,269	3,399,926,270	3,573,711,169	3,837,475,830
地域支援事業費見込額〔Ｂ〕	606,223,000	175,766,000	199,120,000	231,337,000
第１号被保険者負担分相当額〔Ｄ〕	2,625,987,342	822,409,222	867,751,169	935,826,951
調整交付金相当額〔Ｅ〕	559,736,113	175,382,914	185,183,508	199,169,692
調整交付金見込額〔Ｉ〕	0	0	0	0
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0
調整交付金見込交付割合〔Ｈ〕		0.00%	0.00%	0.00%
後期高齢者加入割合補正係数〔Ｆ〕		1.3404	1.3220	1.3070
後期高齢者加入割合補正係数（要介護等発生率による重み付け）		1.3076	1.2892	1.2750
後期高齢者加入割合補正係数（１人当たり給付費による重み付け）		1.3732	1.3548	1.3390
所得段階別加入割合補正係数〔Ｇ〕		1.1018	1.1018	1.1018
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
市町村相互財政安定化事業交付額	0			
保険料収納必要額〔Ｌ〕	2,907,723,455			
予定保険料収納率	98.00%			
準備基金取崩額の影響額	459			
準備基金の残高	846,993,000			
準備基金取崩額	278,000,000			
準備基金取崩割合	32.8%			
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0			
財政安定化基金拠出金見込額	0			
財政安定化基金拠出率	0.0000%			
財政安定化基金償還金の影響額	0			
財政安定化基金償還金	0			
保険料基準額（月額）	4,800			

７．所得段階別介護保険料

算出した所得段階別介護保険料は，次のとおりです。

■所得段階別保険料額（第７期との比較）■

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額（令和２年度）	保険料年額（令和３年度）
第１段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で，老齢福祉年金を受給している方 ・市民税非課税世帯で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円以下の方	×0.30 （軽減前 0.50）	15,400 円 （25,800 円）	17,200 円 （28,800 円）
第２段階	・市民税非課税世帯で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	×0.50 （軽減前 0.70）	25,800 円 （36,100 円）	28,800 円 （40,300 円）
第３段階	・市民税非課税世帯で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 120 万円を超える方	×0.70 （軽減前 0.75）	36,100 円 （38,700 円）	40,300 円 （43,200 円）
第４段階	・市民税課税世帯のうち本人非課税で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円以下の方	×0.90	46,400 円	51,800 円
第５段階	・市民税課税世帯のうち本人非課税で，前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が 80 万円を超える方	×1.00	51,600 円 （基準額）	57,600 円 （基準額）
第６段階	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 120 万円未満）	×1.20	61,900 円	69,100 円
第７段階	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満）	×1.30	67,000 円	74,800 円
第８段階	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満）	×1.55	79,900 円	89,200 円
第９段階	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 320 万円以上 500 万円未満）	×1.60	82,500 円	92,100 円
第 10 段階	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額 500 万円以上）	×1.85	95,400 円	106,500 円

※基準額月額：4,300 円（第７期）→4,800 円（第８期）

第１期計画期間から第８期計画期間までの保険料基準額（年額）の推移は以下のとおりです。

■（参考）保険料基準額（年額）の推移と伸び率■

	介護保険料基準額 （年額）	伸び率 （対前期）
第１期計画期間（平成 12～14 年度）	29,400 円	－
第２期計画期間（平成 15～17 年度）	35,700 円	＋21.43%
第３期計画期間（平成 18～20 年度）	54,200 円	＋51.82%
第４期計画期間（平成 21～23 年度）	52,500 円	－3.14%
第５期計画期間（平成 24～26 年度）	53,200 円	＋1.33%
第６期計画期間（平成 27～29 年度）	54,100 円	＋1.69%
第７期計画期間（平成 30～令和２年度）	51,600 円	－4.62%
第８期計画期間（令和３～５年度）	57,600 円	＋11.63%

※端数処理により保険料基準額（月額）の伸び率とは必ずしも一致しない。

■介護保険料基準額（年額）の推移■

単位：円

８．低所得者の支援策

① 介護保険負担限度額の認定

低所得の要介護者等が，介護保険施設，短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設を利用する場合には，食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され，限度額を超える分は介護保険から給付されます。

■介護保険負担限度額の認定実績■

単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
介護保険負担額限度額認定実績	93,970	92,314	95,937

資料：守谷市介護福祉課
※令和２年度は見込み。

② 高額介護（予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（１～３割）の合計が，一定の上限額を超えた時は，超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

■高額介護（介護予防）サービス費の支給実績■

単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
高額介護（介護予防）サービス費支給実績	70,540	77,361	84,842

資料：守谷市介護福祉課
※令和２年度は見込み。

③ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の１年間の自己負担額の合計が，限度額を超えた時は，超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

■高額医療合算介護（予防）サービス費の支給実績■

単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
高額医療合算介護（予防）サービス費支給実績	9,238	11,082	13,294

資料：守谷市介護福祉課
※令和２年度は見込み。

④ 守谷市介護サービス利用者負担助成制度（守谷市独自事業）

低所得の要介護者等が在宅サービスを利用した際に，自己負担額の一部が申請により払い戻されます。

■守谷市介護サービス利用者負担助成制度の利用実績■

単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
守谷市介護サービス利用者負担助成制度利用実績	2,797	3,512	4,410

資料：守谷市介護福祉課
※令和２年度は見込み。

９．中長期的な推計

団塊の世代が 75 歳を迎える令和７（2025）年度は，高齢者人口のピークを迎え，それに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。また，令和 22（2040）年度は団塊ジュニア世代が後期高齢者となる時期となっています。

■中長期的な推計■

項目	令和７（2025）年	令和 22（2040）年
高齢者人口（人）	16,206	20,357
要介護（要支援）認定者数（人）	2,549	4,162
介護給付費（標準給付費）（円）	4,061,331,842	6,180,195,941
地域支援事業費（円）	189,557,641	216,413,573
介護保険料基準額（月額）（円）	5,274	7,905

第５章　計画の推進

第１節　サービスの円滑な提供を図るための方策

（１）介護給付実施体制の強化

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上を図ることは，介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。このため，介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに，介護保険制度の普及や利用者保護の充実等，介護保険制度の維持・発展のための取組を進めます。

更に，保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため，関係機関との連携を強化し，相互の情報共有を進め，常にサービスの向上と改善を進めていきます。

１．介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来，介護保険サービスの認知度は向上していますが，引き続き「広報もりや」や市 Web サイトへの掲載，パンフレットの作成・配布，介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り，市民への制度理解を進め，市民サービスの向上に努めます。

２．サービスに関する相談体制の強化

市は保険者として，また利用者の最も身近な相談窓口として，相談や苦情に対して，適切かつ迅速な対応を行います。また，地域包括支援センターにおいて，居宅サービス計画や事業者との契約に関する相談に応じる等，総合相談体制を強化していきます。

３．サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか，サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な育成，指導に努めていきます。合わせて，介護相談員が，サービス利用者宅や特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等の介護サービス提供施設を定期的に訪問し，サービスの質の向上を図ります。

（２）地域包括支援センターの機能強化，地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの新たな機能・役割を踏まえ，研修等の受講により資質向上に努めるとともに，業務量に応じた人員体制の強化，事業の評価方法についても検討します。また，地域包括ケアシステムの構築の推進に向けて，認知症施策，在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議の推進を図り，ネットワークづくりや社会資源の整備，市民への啓発を行います。

（３）高齢者の住まいと介護保険制度の連携強化

厚生労働省が公表した第８期介護保険事業計画の基本指針案では，新たに（住宅型）有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化が盛り込まれており，地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて，高齢者の住まいについても，市町村が提供する介護保険事業等との連携を深めていく必要があります。

■市内の住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅の整備状況■

項目	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者住宅
設置数	1 か所	7 か所
定員	60 名	192 名

資料：守谷市介護福祉課（令和２年 10 月１日時点）

第２節　事業の達成状況の点検及び評価

（１）指標の設定

第７期計画においては，個々の施策・事業に取組目標を設定していますが，計画を推進するため，そうした取組を通じて実現する第８期計画全体の指標について，次のとおり設定し，目標の達成状況の把握・評価を実施します。

■自立支援，介護予防・重度化防止，介護給付費等の適正化■

指標名	現状（見込み）	目標
1　ケアプラン点検数	48 件	60 件
2　通所リハビリテーション利用者数	210 人	240 人
3　通いの場（サロン）への参加者数	1,040 人	1,095 人
4　主観的健康感が良い者の割合 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	81.8%	83.0%
5　認知症サポーター数	5,000 人	6,500 人

（２）計画の達成状況の点検と評価及び公表

第８期計画に基づく事業を円滑に推進していくためには，計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに，市民に速やかに公表し，市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため，本計画については，守谷市保健福祉審議会及び守谷市地域包括支援センター運営協議会において，毎年度進捗状況の評価を行い，その進行を管理していきます。

介護保険給付においては，要支援・要介護認定者の状況を常に把握し，介護施設サービスや居宅サービス，地域密着型サービスの各サービスの利用状況，更には介護サービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら，次期計画の策定に合わせて計画の達成状況を点検・評価するとともに，その結果を公表します。

（３）事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し，実効性を確保するには，計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。第８期計画を推進する関係課が中心となり，施策の計画目標を基に，毎年の進捗状況を庁内で点検し，課題の整理や改善への取組を行います。その結果を基に，PDCA サイクルでより効率的，かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

第６章　守谷市成年後見制度利用促進基本計画

第１節　はじめに

（１）計画の策定意義

成年後見制度は，認知症や知的障がい，精神障がい等により，判断能力が十分でない人が，成年後見人等を選任することにより，財産管理や権利の保護などを行うための制度です。選任された成年後見人等が，本人に代わって生活に必要な契約を結んだり，不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで，法律的な支援を提供します。

ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯など，周囲の支援を必要とする人が増加する社会背景の中で，財産管理や日常生活において支障を抱える市民への権利擁護支援の必要性は，今後も高まり続けていきます。そのため，地域社会全体で困りごとを抱える人を支えるための取組が重要ですが，全国的に見ても，利用が必要な人に，成年後見制度が十分につながっていない状況が続いています。

このような中で，国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28（2016）年４月に公布し，同年５月に施行しました。本法律では，成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており，平成 29（2017）年３月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。また,「市町村の講ずる措置」として,「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことが努力義務とされています。

こうした国の動向等を踏まえて，守谷市において成年後見制度を必要とする人が適切に制度の利用につながり，その人の権利が守られる地域づくりを目指して，成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために，本計画を策定することとします。

（２）計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 23 条第 1 項において，市町村は国の基本計画を勘案して，当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めることとされています。この計画は「促進法」における「市町村計画」として位置付けられるものです。

本計画は市の最上位計画である「守谷市総合計画」との整合性を図るとともに，福祉分野における上位計画である「守谷市地域福祉計画」とも連動した計画とします。また，「第８期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定したものであり，「守谷市障がい者福祉計画（第３期）・守谷市障がい福祉計画（第６期）・守谷市障がい児福祉計画（第２期）」等とも整合性を図っています。

（３）計画期間

本計画の計画期間は令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間とします。中間年度となる令和５（2023）年度においては，計画の中間見直しを行うものとします。

計画期間終了時点における見直し作業については，計画の実効性を高めることを目的に，本計画の高齢者福祉計画・介護保険事業計画からの分離と地域福祉計画との一体化を予定しています。

第２節　成年後見制度に関する市の現状

（１）高齢者と障がい者の状況

１．高齢者の状況

守谷市の高齢者人口は年々増加しており，令和２(2020)年４月１日現在で 15,571 人，総人口に占める割合は 22.6%となっています。

また，後期高齢者人口も増加傾向にあり，6,310 人となっています。これに合わせて要支援・要介護認定者数も増加しており，令和２（2020）年３月 31 日現在で 1,949 人となっています。

そのうち，認知症高齢者の日常生活自立度[13]が「Ⅱ」以上と判定された方は，1,200 人となっています。

■前期高齢者数及び後期高齢者数の推移■

単位：人

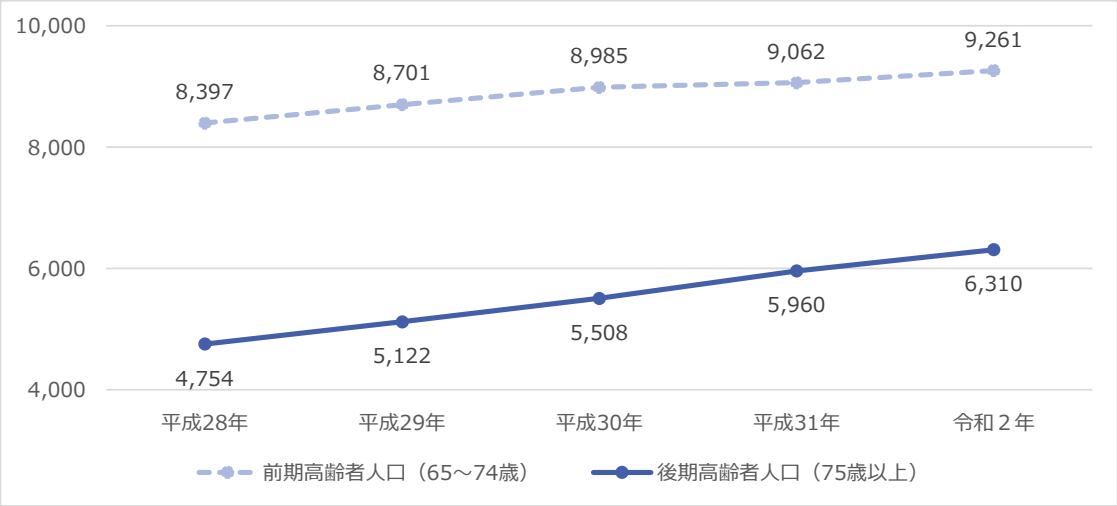

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

■高齢者数と認定者数の推移■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
高齢者数	13,151	13,823	14,493	15,022	15,571
前期高齢者数	8,397	8,701	8,985	9,062	9,261
後期高齢者数	4,754	5,122	5,508	5,960	6,310
認定者数	1,510	1,585	1,662	1,768	1,899
認知症自立度Ⅱ以上	915	965	1,049	1,136	1,200

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在），守谷市介護福祉課介護認定審査会資料（主治医意見書）

[13] 高齢者の認知症について，意思疎通の程度，見られる症状・行動に着目し，自立の程度を５区分にランク付けし評価するもの。介護保険要介護認定の審査判定の参考として利用されている。

■認知症高齢者の日常生活自立度■

ランク		判定基準
Ⅰ		何らかの認知症を有するが，日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても，誰かが注意していれば自立できる。
	Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
	Ⅱb	家庭内でも上記内Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ，介護を必要とする。
	Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ，常に介護を必要とする。
M		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ，専門医療を必要とする。

２．障がい者の状況

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

18 歳以上の療育手帳所持者は「最重度・重度」の認定者が多いほか，精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち２級・３級所持者が年々増加しています。

■療育手帳所持者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計
Ⓐ（最重度）・A（重度）	42	114	156	39	120	159	41	127	168
B（中度）	24	59	83	25	62	87	30	62	92
C（軽度）	54	70	124	62	72	134	64	72	136
計	120	243	363	126	254	380	135	261	396

資料：茨城県福祉相談センター（各年３月 31 日時点）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
１級	37	33	29
２級	193	222	258
３級	143	146	151
計	373	401	438

資料：茨城県福祉相談センター（各年３月 31 日時点）

■障害等級と障がいの程度■

障害等級	障がいの程度
１級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
２級	日常生活が著しい制限を受けるか，又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者
３級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか，又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者

（２）成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用件数・申立て数は，近年横ばいで推移しています。認知症高齢者や障がい者が増加傾向であるものの，制度利用者数の伸びは停滞している状況にあります。

社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」[14]の利用者数はやや増加傾向にあり，関係機関の連携を図ることにより，制度の利用促進，利用者数の増加につなげることができると考えられます。

■成年後見制度類型別利用者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
後見	－	44	42
保佐	－	8	9
補助	－	1	2
任意後見	－	0	0
計	－	53	53

資料：水戸家庭裁判所（各年３月 31 日時点）

■成年後見制度申立て数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
後見	5	4	7
保佐	1	3	0
補助	0	0	1
任意後見	0	0	0
計	6	7	8

資料：水戸家庭裁判所（各年３月 31 日時点）

■日常生活自立支援制度利用者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	23	24	30
（うち新規登録者数）	6	13	9

資料：守谷市社会福祉協議会（各年３月 31 日時点）

[14] 本人との契約によって，福祉サービス利用手続き等の援助と，日常的な金銭管理や書類等の管理などを行う生活支援の制度。市社会福祉協議会が相談窓口となり，サービス提供を行う。

（３）制度利用における相談支援状況

市民からの窓口相談や介護保険サービス事業所，障害福祉サービス事業所，家庭裁判所からの紹介での相談支援を適宜実施しています。相談件数については横ばいで推移していますが，今後はニーズの増大に伴い，利用促進の必要性が高まっていくと予想されます。

■相談件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	25	32	30
新規登録者数	3	5	6

資料：守谷市健幸長寿課（各年３月 31 日時点）

（４）市長申立て件数の推移

制度利用が必要な場合でありながらも，親族の協力等を得られない人などに対し，適正に市長申立てを実施しています。審査会にて申立ての適否，助成の必要性等，申立てに関する支援等を審査し，権利擁護に努めています。

■市長申立て数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	0	3	1

資料：守谷市健幸長寿課（各年３月 31 日時点）

（５）成年後見人利用者の助成

本市では，「守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に則り，申立て費用と後見人等報酬の助成を行える体制を整備しています。これまでに，後見人等報酬助成の執行実績はありませんが，申立て費用等については，市長申立ての際に利用し，スムーズな申立てにつなげています。今後も，低所得者を担当する後見人等からの相談には，適切に助成支援を行っていきます。

■報酬助成件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申立て費用等	0	3	1
後見等報酬助成	0	0	0

資料：守谷市健幸長寿課（各年３月 31 日時点）

第３節　成年後見制度の利用促進における基本的な認識

（１）守谷市における成年後見制度の課題

本市では，本計画の策定に当たり，本市における成年後見制度のニーズや課題等を把握するために，介護・障害福祉サービス事業所並びに医療機関向けと，金融機関・郵便局向けに，「成年後見制度に関するアンケート調査」を令和元（2019）年度に実施しました[15]。

調査回答結果と，これまでの本市の取組と実績を精査し検討した上で，本市における成年後見制度利用の課題を以下のようにまとめました。

１．成年後見制度の周知不足

「令和元年度守谷市まちづくり市民アンケート調査」では，44.7%の市民が「成年後見制度を知っている」と回答していますが，「名称のみ知っている」は 24.1%，「知らない」は 23.8%となっており，５割近くの市民が制度を理解していないことがわかります。

令和元（2019）年度に実施した制度利用に関係する事業所等への「成年後見制度に関するアンケート調査」においては，制度利用を必要とする人の身近な支援者である介護と障害福祉サービス事業所では，71.1%が「制度の内容まで知っている」と回答したほか，金融機関・郵便局については，全ての回答者が「制度の内容まで知っている」と回答しています。

一方で，後見人等への業務について正しい理解を持つ事業所等は 28.7%であり，制度そのものの認知度と実際の理解度には，大きな差異が生じています。更に，医療機関では「制度の存在を知らない，初めて知った」との回答が 15.8%となっており，比較的制度の認知度が低い現状にあります。

これらを踏まえ，市民や市内の事業所等に対して，成年後見制度の正しい理解の促進を図るため，制度について更なる周知が必要です。

[15] 配布数：101 票／回収数：66 票（回収率 63.3%）

２．相談先の周知不足と相談体制の未整備

「成年後見制度アンケート調査」において，介護サービス事業所では，これまでの実情に即し，守谷市が相談先として最も高い回答結果でしたが，障害福祉サービス事業所では「法テラス（日本司法支援センター）」が最も高い結果となりました。

更に，「制度の利用が必要と感じ利用を準備している人がいる」と回答した事業所等の半数近くが，最も高い割合で「まだ連携している相談機関はない」と回答しています。

本人や親族・事業所等が，制度利用を希望したり，制度について知りたいと思ったりした時に，身近な場で気軽に相談できる機関の存在が重要であるため，市役所，委託地域包括支援センター，法テラス等と連携した相談体制を強化するとともに，相談に対する周知をしていく必要があります。

３．制度の利用につなげるための支援体制の不足

制度利用を希望した本人や親族が実際に申立てを行えるように，また制度利用が必要だと周囲の支援者等が判断したケースを制度利用につなげていけるよう支援していく必要があります。

そのため，制度の内容や説明の難しさから利用を断念することがないように相談機能を強化し，申立て支援の実施や，後見人等への報酬支払いが困難な時には守谷市成年後見制度利用支援事業の利用や法人後見を検討できるなど，現在の支援体制を更に整備した上で，支援体制そのものを本人・親族・支援者・関係機関等に周知していく必要があります。

４．地域連携ネットワークの未構築

成年後見制度の利用を必要とする人は，日常生活自立支援事業と対象者が重なっているほか，消費者被害や虐待等の権利侵害に既に遭遇している可能性が考えられることから，成年後見制度を含む権利擁護の視点が非常に重要です。

制度利用が必要な人を把握し適切に相談機関等につなげていくためには，これら権利擁護に関わる保健・医療・介護・福祉・司法・行政等の関係機関や関係者等の地域連携ネットワークの構築が必要となります。そのため，このネットワーク機能を強化し，制度利用が必要な対象者の把握，相談，制度利用等を総合的に支援していくために，一体的な機能を担う中核機関の設置が非常に重要となります。

身近な相談先としての機能を持つ市役所及び社会福祉協議会の連携強化を柱としたネットワークづくりが喫緊の課題となっています。

第４節　基本方針と基本目標

（１）本計画が目指す市の姿

本市における成年後見制度利用の促進に向けた課題を踏まえ，本計画が目指す市の姿を以下のように定めます。

■本計画が目指す市の姿■

認知症や知的障がい，精神障がいなどにより判断能力が十分でなくとも，住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていけるように，人間としての尊厳が十分に保持され，自分の意思が尊重され，一人ひとりの笑顔と幸せと最善の利益のために，成年後見制度を含めた権利擁護のための必要な支援体制の構築を推進します。

（２）基本目標と今後の取組

基本目標１　成年後見制度の周知と相談機能の強化

「令和元年度守谷市まちづくり市民アンケート調査」や「成年後見制度に関するアンケート調査」の回答結果によって，市民や関係機関における成年後見制度の理解が十分でないことから，制度利用に結び付いていないことが明確になりました。そのため，権利擁護のための身近な制度となるように，成年後見制度の周知に取り組んでいく必要があります。

また，後見ニーズのある対象者を早期に把握することによって，権利侵害の未然防止及び重度化防止のために制度利用につなげていくことが重要となります。

利用を希望する人や家族，利用につなげていきたい人の支援者が身近な場で気軽に相談しやすい体制を構築するために，市役所，委託地域包括支援センター，法テラス等と連携した相談体制を強化し，高齢者も障がい者も問わず誰もが制度の利用に容易につながることができるように取り組んでいきます。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	成年後見制度の普及・啓発	市民に対しては広報紙や講座，講演会，相談会等を通し，関係機関等にはポスターやチラシ等配布・掲示及び講座等開催を通し，制度の普及・啓発を行います。本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう複数作成します。	健幸長寿課 社会福祉課

No.	取組	概要	担当課
2	後見ニーズのある市民の早期把握・発見	高齢者では，守谷市北部・南部地域包括支援センターによる総合相談支援業務や包括的継続ケアマネジメント支援業務の中から対象者を発見するほか，介護予防事業や民生委員情報等からも把握します。障がい者では，障がい福祉に関わる事業所等での一般相談等から把握します。高齢者及び障がい者虐待（疑い含む）事案では虐待対応機関と連携し把握します。 社会福祉協議会及び消費生活センター等の市内権利擁護に係る関係機関とは定期的に連絡会を開催し，日常生活自立支援事業からの移行者や，消費生活センターからの消費者被害の情報を通して早期に把握します。	健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会
3	成年後見制度の相談機能強化	身近な相談窓口（仮称：一次相談窓口）として，市民やケアマネジャー，介護・障害サービス事業所，医療機関，金融機関等からの相談を受ける体制とします。更に，相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等に対する相談機関（仮称：二次相談窓口）の整備も検討します。	健幸長寿課 社会福祉課

■「市内権利擁護機関連絡会（仮称）」の構成機関（イメージ）■

参加機関
健幸長寿課，社会福祉課，守谷市社会福祉協議会，消費生活センター ※消費生活センターは，消費者被害等ケースの情報共有のみ参加とする。

■相談体制（イメージ）■

相談体制	誰から	実施機関
一次相談窓口	市民やケアマネジャー，介護福祉・障害福祉サービス事業所，医療機関等	健幸長寿課，社会福祉課，守谷市社会福祉協議会，守谷市北部・南部地域包括支援センター，守谷市障がい者相談支援センター
二次相談窓口	一次相談対応の機関 （守谷市北部・南部包括，守谷市障がい者相談支援センター）	健幸長寿課，社会福祉課， 守谷市社会福祉協議会

基本目標２　利用しやすく，利用者がメリットを実感できる制度の運用

利用者や，その家族が制度のメリットを実感できるようにそれぞれに対しチラシを作成し，利用希望につなげられるように支援します。また，気軽に相談できる体制を整備し，制度の説明から申立て支援，後見人等支援や報酬助成等を適切に行い，利用促進を図ります。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	本人・親族への申立て支援の実施	相談機関において，本人や親族に対し申立て支援を行います。困難ケースや市長申立てとなるケースについては，市役所社会福祉士等専門職が協力し対応します。 本人に判断能力の低下があり，親族等もいない場合には，市長が家庭裁判所への申立てを適切に行います。	健幸長寿課 社会福祉課
2	市長申立ての実施	地域包括支援センターや介護サービス事業所，障がい者の相談支援事業所等に対し，市長申立てニーズがあるケースについて市への相談を促します。また，困難事例に係る地域ケア個別会議等や高齢者及び障がい者虐待，消費者被害等のケースから，関係機関と連携し対象者を把握します。	健幸長寿課 社会福祉課
3	低所得者等への助成支援の実施	低所得等で，制度利用における申立て経費や，後見人等報酬の支払いが困難な場合には，経費・報酬の助成を適切に行います。	健幸長寿課 社会福祉課
4	身上保護の視点を重視した受任者調整の実施	本人の生活状況等を勘案し，市内権利擁護に係る関係機関での連絡会において定期的に協議を行い，家庭裁判所と連携を図りながら，後見人等候補人を推薦できる体制の整備を検討します。	健幸長寿課 社会福祉課
5	意思表明が困難な方の意思決定支援の実施	判断能力の低下した人が，自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すべく，意思表明が困難な人に対して，市内権利擁護に係る関係機関での連絡会等を活用して，意思決定支援体制の構築を検討していきます。	健幸長寿課 社会福祉課
6	後見人等の多様な人材育成	社会福祉協議会と連携を図り，後見人等の多様な人材育成を実施し，人材の確保に努めていきます。	健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会

基本目標３　地域連携ネットワークの構築

権利擁護の必要な人を早期に発見し利用につなげるためには，周囲の関係者や関係機関等が連携しネットワークを構築する必要があります。また，利用者を中心としたチームを形成し，ネットワーク全体で支援していくことが重要です。

これらのことから，地域全体で権利擁護に取り組むための保健・医療・介護・福祉・司法・行政等の関係機関等による地域連携ネットワークを構築し，ネットワークを発展させていくための中核機関と協議会の設置について検討します。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	地域連携ネットワークの整備	既存のネットワークや障がい者の自立支援協議会等を含み，発展させながら，市内における権利擁護の関係機関によるネットワークを有機的に構築します。ネットワーク会議等の開催や，ネットワーク間での情報共有を図ります。	健幸長寿課 社会福祉課
2	中核機関の設置	市の社会資源の状況や実績等を踏まえながら，中核機関の在り方について検討した上で，設置します。	健幸長寿課 社会福祉課
3	協議会の設置	管轄の水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部，社会福祉協議会，弁護士会・司法書士会・社会福祉士会，市内後見受任者等の参加者で組織し設置することを検討します。年に複数回集まり，ネットワークや中核機関における課題等を話し合います。	健幸長寿課 社会福祉課
4	後見人等の支援	親族後見人や専門職後見人等に対し市役所社会福祉士等専門職が相談にのるなどの支援と，不正防止の観点から必要に応じ助言・指導を行います。	健幸長寿課 社会福祉課
5	チーム形成支援	利用者を中心にして，後見人等を含めた支援者・関係機関のチーム形成を支援します。就任後の後見人等と利用者・支援者とをつなぐチーム会議の開催の支援や，必要性と希望に応じ，市役所社会福祉士等専門職がそのチーム会議に参加し助言等を行います。	健幸長寿課 社会福祉課

■地域連携ネットワークのイメージ■

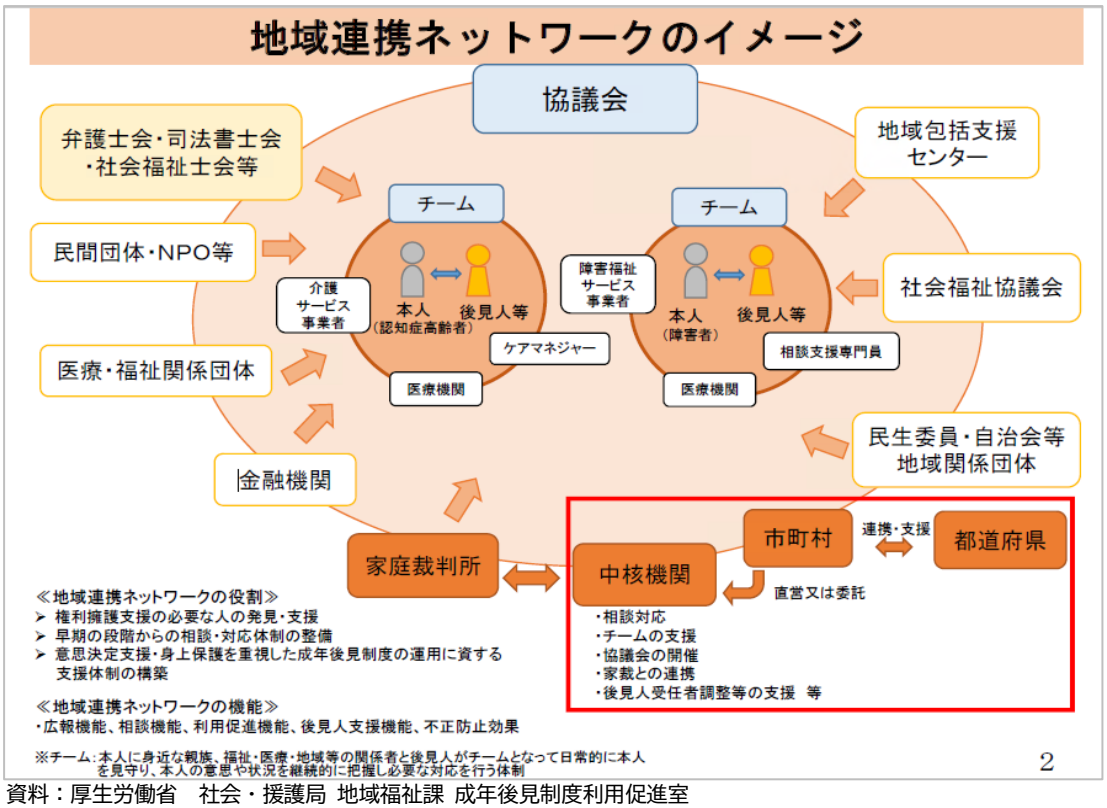

資料：厚生労働省　社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

基本目標４　生涯を通じて自分らしい暮らしを実現できるまちづくり

「令和元年度守谷市まちづくり市民アンケート調査」において，「制度を知っている」及び「名称のみ知っている」との回答が全体の 68.8%を占めており，市民の意識・関心の高さが表れています。制度の必要性を我が事として実感してもらえるように，より一層制度を普及・啓発していきます。

更に，将来の財産管理や身の回りの支援に不安のある方が，元気なうちから任意後見制度を検討できるようにするほか，エンディングノートを活用し，考えを深められるようにするなど備えておくことができるように支援します。

また，ひとり暮らしの増加や家族関係の希薄化により今後ニーズが高まると予想される終活支援等について，遺言作成やリビングウィル[16]，アドバンス・ケア・プランニング[17]などの考えを取り入れながら検討します。

■主な取組■

No.	取組	概要	担当課
1	任意後見制度の周知拡大と利用促進	関係機関と連携し任意後見制度の講座を開催するほか，ポスター掲示・チラシ配布等行います。	健幸長寿課 社会福祉課
2	エンディングノートの活用	守谷市版エンディングノートを配布します。 エンディングノートの講座等で，任意後見制度を含む成年後見制度を紹介します。	健幸長寿課 社会福祉課

[16] 終末期の最終治療等の事前指示書のこと。
[17] 終末期の治療等について，患者・家族・周囲の介護・福祉・医療関係者等があらかじめ事前に話し合っておくこと（厚生労働省で「人生会議」愛称で推進）。

第５節　計画の推進体制

（１）計画の推進

本計画では，成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組や支援体制について定めました。計画の推進に当たっては，行政，社会福祉協議会，家庭裁判所，弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職，サービス事業所等と有機的に連携し，「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

また，地域包括ケアシステムや認知症総合支援事業及び地域福祉計画など地域資源や他の施策とも横断的に重なりながら，推進していきます。

（２）計画の進行管理

本計画は，計画を立て（Plan），実行（Do），その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check），その後の取組を改善する（Action），PDCA サイクルに基づいて推進します。

そのため，毎年度，「守谷市保健福祉審議会」や成年後見制度利用促進に係る会議等へ事業の進捗状況を報告し，その検証に基づき必要に応じ改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。その取組については，広報や市 Web サイトを通じて公表します。

第７章　資料編

第１節　守谷市保健福祉審議会条例

〇守谷市保健福祉審議会条例

平成 10 年3月 23 日
条例第6号

（設置）

第1条　保健福祉行政の円滑な運営を図るため守谷市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　審議会は，市長の諮問等に応じ，保健福祉に関する事業の推進を図るため，次の各号に関する事項について調査審議し，市長に意見を答申し，又は助言する。

（1）　保健福祉事業・介護保険事業に係る計画及び施策に関する事項

（2）　保健福祉サービス・介護保険サービスの推進及び見直しに関する事項

（3）　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第1項各号に掲げる事項

（4）　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条　審議会は，委員 24 人以内で組織する。

2　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

（1）　保健団体代表

（2）　福祉団体代表

（3）　市民生委員児童委員協議会代表

（4）　福祉施設代表

（5）　守谷市私立幼稚園連合会代表

（6）　守谷市 PTA 連絡協議会代表

（7）　子育て支援団体代表

（8）　学識経験者

（9）　市の住民

（10）　行政機関代表

（任期）

第4条　委員の任期は，3年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　委員は，再任されることができる。ただし，2回を限度とする。

（会長及び副会長）

第5条　審議会には，会長及び副会長を置き，委員の互選により定める。

2　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会は，会長が必要に応じて招集し，会長が議長となる。

2　審議会は，委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

（関係者の出席）

第7条　審議会は，審議のため必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条　審議会の庶務は，保健福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附　則

1　この条例は，公布の日から施行する。

2　第4条第1項の規定にかかわらず，守谷市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成 25 年守谷市条例第 18 号）による改正後の守谷市保健福祉審議会条例の規定により初めて委嘱される委員の任期は，平成 27 年3月 31 日までとする。

附　則（平成 12 年3月 28 日条例第 14 号）

この条例は，平成 12 年4月1日から施行する。

附　則（平成 25 年9月 24 日条例第 18 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成 30 年3月 29 日条例第3号）抄

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）　第1条から第4条までの規定　平成 30 年4月1日

第２節　守谷市保健福祉審議会　委員名簿

任期：平成 30 年４月１日～令和３年３月 31 日

No.	区分	役職	氏名	分科会
1	保健団体代表	守谷市母子保健推進員会会長	入江　和枝	
2		守谷市食生活改善推進員協議会 副会長	萩原　和子	
3		守谷市障害児父母の会　副会長	佐久間　直美	
4	福祉団体代表	守谷市障がい福祉サービス 事業所連絡協議会	小田　佳史	
5		守谷市シニアクラブ連合会 単位クラブ会長	飯塚　一男	
6		守谷市ボランティア協会会長	金髙　尚文	
7		守谷市社会福祉協議会　副会長	浅井　仁勇	
8	民生委員児童委員 協議会代表	守谷市民生委員児童委員連合 協議会　役員	西川　洋二	地域包括ケアシステム 分科会
9	福祉施設代表	特別養護老人ホーム やまゆりの郷　施設長	田中　朋知	地域包括ケアシステム 分科会（会長）
10		障害者支援施設さくら荘 相談支援専門員	新田　友美恵	
11		つくば国際松並保育園園長	原田　幸子	
12	私立幼稚園連合会 代表	学校法人有松学院理事長 （守谷ひかり幼稚園園長）	有松　道輔	
13	PTA 連絡協議会 代表	大野小学校 PTA 会長	豊谷　秀貴	
14	子育て支援団体 代表	ピヨピヨママ	関根　悦子	
15	学識経験者	千葉大学医学部附属病院 特任准教授	竹内　公一	保健福祉審議会 会長
16		取手市医師会 （総合守谷第一病院名誉院長）	城賀本　満登	地域包括ケアシステム 分科会
17			清水　宏眞	地域包括ケアシステム 分科会
18		筑波大学准教授	柳　久子	保健福祉審議会 副会長
19		守谷市小中学校長会会長 （愛宕中学校校長）	石井　良秋	
20	市の住民	一般公募	東ヶ崎　裕	地域包括ケアシステム 分科会
21		一般公募	野呂　桂子	
22		一般公募	杉山　香織	
23	行政機関代表	県南県民センター 地域福祉室長	金沢　隆光	
24		竜ケ崎保健所 地域保健推進室長	鈴木　肇	地域包括ケアシステム 分科会

第３節　用語一覧

○一般介護予防事業

高齢者等が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業，介護予防普及啓発事業等。

○介護医療院

増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため,「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と,「生活施設」としての機能を兼ね備えた，新たに創設された介護保険施設。

○介護サービス計画(ケアプラン)

要介護認定者などが介護サービスを適切に利用できるよう，心身の状況，生活環境などを勘案し，サービスの種類・内容・担当者などを定めた計画。

○介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者などからの相談に応じ，要介護者などがその心身状態に応じた適切なサービスを利用できるよう，各種サービス事業を行う者などとの連絡調整を行う者であって，要介護者などが自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として，介護支援専門員証の交付を受けた者。

○介護認定審査会

要介護認定等に係る審査判定業務を行うために市町村に設置される機関。

○介護報酬

介護報酬は，厚生労働大臣が定める基準により算定される保険給付の対象となる各種介護サービスの費用の額のこと。

○介護保険

被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれがある状態に関し，必要な保険給付を行うもの。

○介護保険施設

都道府県知事が指定する介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護療養型医療施設及び介護医療院をいう。

○介護保険審査会

都道府県に置かれ，保険給付に関する処分，保険料等の徴収金等に関する処分及び要介護（要支援）認定に係る不服の審査を行う。

○介護予防ケアマネジメント

地域支援事業における介護予防・生活支援サービス事業のマネジメントを指す。市町村が責任主体となり，地域包括支援センターに配置されている保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員などが実施する。虚弱高齢者が要支援状態となること，要支援認定者が要介護状態となることの防止，日常生活支援を目的として，一体的な対応が行われる。

○介護予防事業

被保険者の要介護状態・要支援状態となることの予防を目的として行う。心身の状況の改善のみを目指すのではなく，生活機能全体の維持・向上を通じ，居宅で活動的な生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援を行う。

○共生型サービス

障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより，高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくし，障がい者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。

○ケアマネジメント

介護保険制度において，要介護者等の心身の状況や置かれている環境，希望等を勘案し，各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。ケアマネジメントの従事者をケアマネジャー（介護支援専門員）と呼ぶ。

○健康寿命

日常的に介護を必要とせず，自立した生活ができる生存期間のこと。

○権利擁護

認知症や知的障害，精神障害などを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため，その擁護者や代弁者が支援すること。

○後期高齢者

75 歳以上の高齢者。

○高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待，暴言や無視などの心理的虐待，食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任，財産を勝手に使うなどの経済的虐待，性的虐待がある。

○サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省･厚生労働省が所管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律（いわゆる「高齢者住まい法」）」で位置付けられた高齢者向けの住宅。バリアフリー構造等を有し，介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。

○財政安定化基金

市町村の保険財政の安定化を図り，一般会計からの繰入を回避することを目的として，国，都道府県，市町村が各３分の１ずつ拠出して設置する基金のこと。

○シニアクラブ

地域の高齢者が交流を深め，有意義な生活を送るために自主的に組織した団体でボランティア，スポーツ，趣味などのクラブ活動を通じて，生きがいや健康づくりを行う。

○社会福祉士

医療・福祉・教育・行政機関などにおいて，日常生活を営むのに支障がある人からの相談に対する助言・指導・援助を行う専門職。

○住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護保険サービスが必要な時は，訪問介護など外部の介護保険サービスを利用する。

○シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念により，「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし，知事の許可を受け，市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な

就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行う。

○シルバーリハビリ体操

関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体操。筋力強化などを行い体力の向上や維持を図りながら，立つ，座る，歩くなど日常の生活を営むための動作訓練にもなる体操。

○生活習慣病

長年の食事，運動，飲酒，喫煙などの生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称。高脂血症，高血圧，糖尿病，心臓病，骨粗鬆症などが挙げられる。

○成年後見制度

認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者など判断能力の不十分な方が，財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行う際に成年後見人などが本人に代わって支援する制度。

○成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条第 1 項に基づき，成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。

○前期高齢者

65 歳から 74 歳までの高齢者。

○第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の高齢者。

○第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えつながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともにつくっていく社会。

○地域ケア会議

医療，介護，福祉などの多職種が協働して，高齢者個人に対する適切な支援の検討や，地域の高齢者に共通する課題を把握し，地域づくりや地域の資源開発等に向けた提案をする会議。

○地域支援事業

介護保険制度において，被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに，要介護状態などとなった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため，市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

○地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう，医療・介護・予防・住まい・生活支援が，一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が 75 歳を超える令和７年を目途に，構築が進められる。

○地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は，介護予防ケアマネジメント業務，総合相談支援業務，権利擁護業務，包括

的・継続的ケアマネジメント支援業務，指定介護予防支援（要支援者に対する介護予防支援）などで，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員などの専門職が配置されている。

○地域密着型サービス

平成 18 年４月の介護保険制度の改正により新たに創設されたサービス体系。要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように，身近な市町村で提供されるサービス。小規模多機能型居宅介護などがあり，原則当該市町村に居住する市民が利用可能。

○特定健康診査

40 歳以上 75 歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。

○特定保健指導

特定健康診査によりメタボリックシンドローム，あるいはその予備群であることが判明した人に対して，医師・保健師・管理栄養士などが実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。

○日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように，地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件，介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し，地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

○任意事業

市区町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業のこと。介護する家族を支援する事業や認知症高齢者の見守り事業などが挙げられる。

○認知症サポーター

認知症を正しく理解し，認知症の方やその家族を自分のできる範囲であたたかく見守り支えていくボランティア。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を「認知症サポーター」と称する。

○バリアフリー

障がい者を含む高齢者などの社会的弱者が，社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや，精神的な障壁を取り除くための施策，若しくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指す。

○福祉避難所

災害に伴い応急的に保護する者のうち，高齢者，障がい者，妊産婦，乳幼児など一般的な避難所では生活に支障が想定される者に対し，避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。

○フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置する状態で，加齢に伴い身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。

○包括的支援事業

地域支援事業のうち，地域包括支援センターの運営，在宅医療・介護連携の推進，認知症施策の推進など。

○包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう，介護支援専門員，主治医，介護サービス担当者などとの連携体制の構築や，地域における連携・協働の体制づくりの支援と個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

○民生委員・児童委員

民生委員法に基づき，厚生労働大臣から委嘱され，地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題，高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており，児童の福祉に関する相談にも応じている。

○要介護者

①要介護状態にある 65 歳以上の高齢者，②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で，その原因である身体上や精神上の障がいが特定疾病により生じた人。

○要介護状態

要介護状態とは，身体または精神の障がいのために，入浴，排泄，食事などの日常生活における基本的な動作について，６か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。

○要介護認定

要支援１・２，要介護１～５の７段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と，主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

○養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の１つ。身体上，精神上，環境上及び経済的な理由などから居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者を養護するための施設。

○要支援者

①要支援状態にある 65 歳以上の高齢者，②要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で，その原因である身体上や精神上の障がいが特定疾病により生じた人。

○要支援状態

身体または精神の障がいのために，入浴，排泄，食事などの日常生活における基本的な動作について，６か月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれる状態，若しくは身体または精神の障がいのために，６か月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態をいう。

第８期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
（守谷市成年後見制度利用促進基本計画）

発行	令和３年３月
企画・編集	守谷市　保健福祉部　介護福祉課・健幸長寿課
住所	〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の１
TEL	0297-45-1111（代表）
E-Mail	k.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp（介護福祉課） kenkou@city.moriya.ibaraki.jp（健幸長寿課）
URL	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/